

又此戦終りて、毛利氏は來島能島等の功を賞し、屋代島を宛て行ふと見ゆ。(元就記)

(参考) 屋代島が陶氏に屬したりと見るべきは、吉川記に防州大島(屋代島)の桑原入道一族陶氏に従ひし旨を載せ、又大内氏實錄に周防の警固船三隻大野にて毛利の撃つ所となり、桑原掃部助隆祐之に死すとあるに徴することを得べし。

大島は屋代島のこゝにして、國造本紀に大島國造の名見ゆ。屋代島と云ふ名は豫章記に多く見え、鹿苑院嚴島詣記にも見ゆと云ふ。

嚴島の戦後能島因島は毛利氏に隸屬し、同氏が慶長五年周防に移りて後、船手は三田尻に置かれたれども、其船手頭たる村上氏は大島に居住したる關係より、考ふれば、かの元就記に見えたる如く、嚴島の戦功として、大島を村上氏に與へしは事實なりと認めらる。従て大島(桑原入道の一族)が陶氏に與したりとは信すべきに似たり。

宇賀島の名後世傳らず、大島郡島末の一名ならむと云ふ。

第三章 戰國時代に於ける四國の形勢と 細川三好兩氏

細川氏の消長

細川氏は、室町幕府の重臣にして、三管領の隨一なり。其祖を義季と云ひ足利義康の孫義實の子なり。義季三河國細川庄に居るよりて氏とす。而して其家には上館下館の目あり。

上館即ち上屋形とは、京都なる細川氏を云ひ、下館即ち下屋形とは、阿波及び讃岐の細川氏を云へるなり。而して下館はかの足利義滿を補佐し、勳績著しき細川頼之の弟、詮春が阿波讃岐兩國を領して、阿波國板野郡勝瑞城(板野郡住吉村大字勝瑞)に居るに生まれり。而して詮春の玄孫成之は阿讃兩國を領し、別に讃岐國香川郡由佐村岡城(香川郡由佐村大字岡)を築きたり。是れ即ち讃岐の細川氏なり。

成之の子は義春にして、義春の子は即ち澄元なり。澄元出で、上館を繼承せり。已にして上館細川氏に内訌あり。澄元は將軍足利義澄を奉じて、京都を出奔せしが、漸くにして其臣三好之長と共に入京し、當時上館を繼承せむとしたり細川高國と戦ひたり。然るに却て高國の破る所となりしかば澄元等走て阿波に歸り、尋で病死したりき。

澄元の子、晴元は其臣三好元長(之長の子なり)に擁せられて、再び阿波より出で、入洛せむとして、復高國と戦ひ、遂に勝つことを得たり。かくて晴元は上館細川氏に主たるに至りぬ。然るに元長其弟政長の讒により、晴元に殺さるゝに至りしかば、元長の子長慶深く之を恨み、晴元を攝津三島郡普門寺に幽したり。かくて晴元は幽閉中に卒去し、上館の細川氏滅亡したり。

下館にありては、三好長慶の弟義賢(實休と號す義賢は一に之虎ともあり)が細川義春の孫持隆を

弒して、勝瑞城に據るに及んで、下館の細川氏も亦滅亡し、三好氏獨權を弄するに至れり。時に天文二十一年八月なり。

(參考) 三好氏はもと小笠原氏より出づ。南北朝の時小笠原宮内大輔と云ふ者ありき、世々阿波國三好郡に居る。よりて氏とす。而して頼實と云へる者細川頼之に隨從してより細川氏の重臣となりしなり。

三好氏と伊豫

三好氏の基礎は、固より阿讃兩國にありたれども、其支裔は來て、伊豫に居住せり。「三好記」に、

阿波讃岐伊豫淡路河内は皆同名親類にて、他人はなく天下迄御存被成候三好の家なれども云々。

三好様の御一門は、阿波讃岐伊與淡路河内五ヶ國縁者親類殘所なく候也。

と見えたるのみならず。「阿州將裔記」に、

與州には、眞邊石川是皆實休(長慶の弟義賢)に近き一門なり云々。

とあり、かの温泉郡湯山村喰場なる、菊ヶ森城址は、三好長門守秀吉の居城にして、子孫は其地方の里正となれりと傳ふるに徴しても、一斑を推知すべきなり。而して三好氏の勢盛となるや、伊豫の諸豪族中には、之に心を寄するものも尠からざりき。傳ふる所によれば、伊豫國新居郡高峠城主石川備中守通清は欸を河内高屋なる三好氏に通しぬ。三好氏は此機會を利用し、織田信長の外援を求めて、

伊豫侵略を逞しうせむことを期し、三好將監全右京の二人は、親ら岐阜に至り、援助を信長に請へり。

信長よりて山岡對馬守に、二千餘騎を率ゐて、四國に赴き、以て其三好氏を援助せしめたり。かくて阿波三好氏の兵は元龜三年九月を以て、同國勝瑞城を發するに至りしかば、伊豫川之江なる佛殿城主妻鳥采女は、急を湯築城なる河野通直に告げたり。

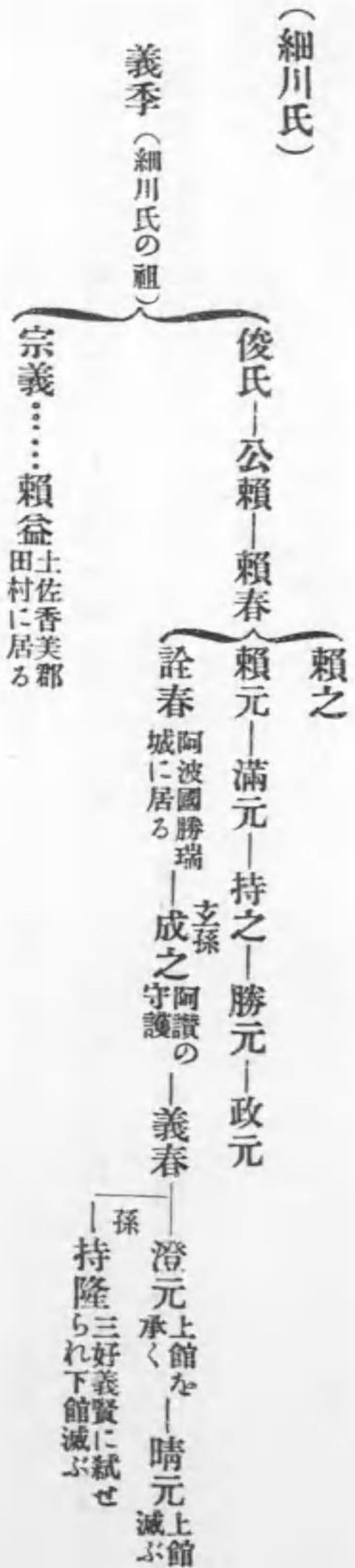
かくて湯築城主河野通直は元龜三年九月十一日を以て、湯築城を發し、壬生川通國の據守せし舊桑村郡壬生川村字古子の鷺の森城に入り、其部將をして石川氏の新居郡高尾城を攻め、城主石川越前守をして自刃せしめたり。かくて通直は土居兵庫頭松末長門守等をして、鷺の森城を守らしめ、自ら五百餘騎を率ゐ西條に至り、急に三好氏の陣を襲ひ、之を伊豫國外に逐ひぬ。此に於て石川氏も亦前非を悔い、河野氏に降る。此に於て伊豫は暫く小康を得るに至れり。

扱て、阿波勝瑞城なる三好長治(三好義賢號自休の子)は、其臣一宮成助の爲めに弒せられたり。此に於て三好氏の舊臣は長治の弟十河存保を讃岐(木田郡十河村西尾山)より迎へて勝瑞城に居らしめたり。一宮成助はよりて、援を土佐なる長宗我部元親に求め、其援助を得て勝瑞城を攻む。存保よりて丸龜に走り、援助を織田信長に請へり(天正六年)

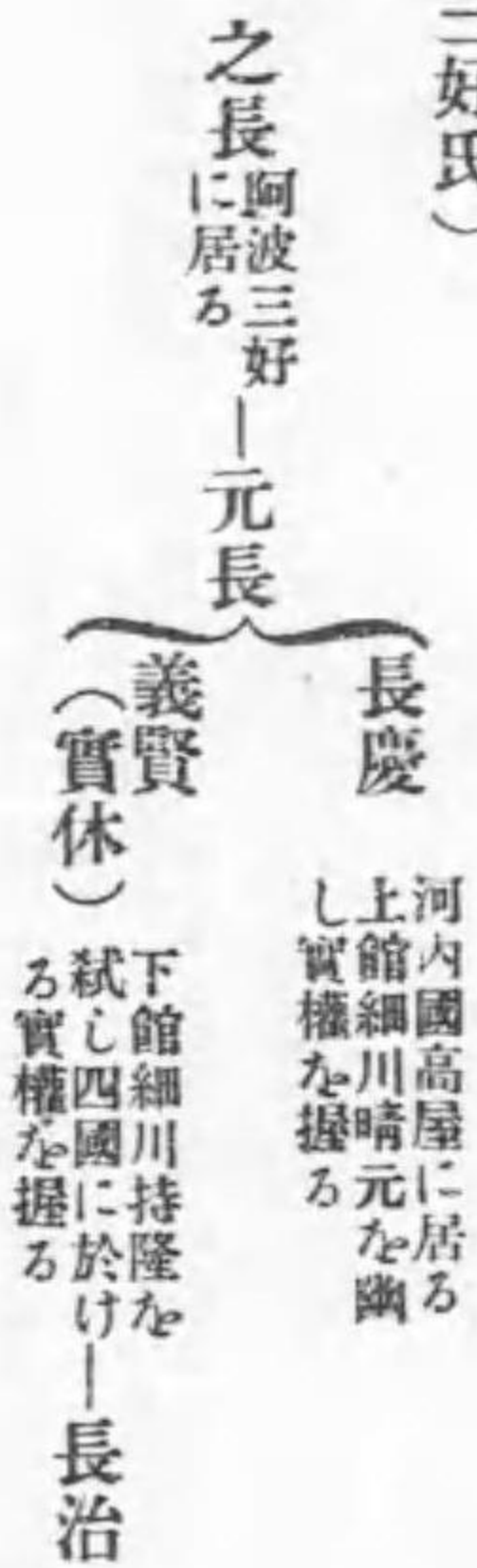
信長固より四國征討の意なきにあらざりき、然れども東西多事にして、未だ其舉に従事することを得ざりしが、遂に意を決し、天正十年五月其子信孝を總督とし、出でて、岸和田に次せしめぬ。總兵官丹羽長秀は住吉に陣し、先鋒の兵三好笑岩は阿波に入り、一宮等を服せしめしが、本能寺の變俄に起りしかば信孝命じて兵を班さしめたり。

長宗我部元親は好機至れどなし、兵二万を出し、阿波中留川に次し、姪親吉等道を分て進み、十河存保を讃岐虎丸城に攻めて、阿波一國の領有を確實にし、遂に虎丸十河二城を陥れぬ。(十河城は三好隼人正の據る所たりき)時に天正十二年六月なり。

細川三好氏略系



(三好氏)



第四章 長宗我部元親の四國侵略

長宗我部氏の略歴

長宗我部氏元秦氏、秦始皇帝の後、普洞王の後と稱す。其遠裔能俊と云ふ者あり。子孫土佐國に住す。其香美郡に居る者を、香曾我部氏とし、長岡郡に居る者を長宗我部氏とす。能俊より俊宗忠俊を経て、重氏に至る。重氏より八世を信能と云ふ。信能は足利尊氏に屬して勢力ありき。其後數世を経て、兼序に至る。兼序は最も細川氏に親しかりしが、細川氏衰へ、三好氏盛なるに及んで、本山梅慶山田教通等に忌まれ、遂に其計に陥り、近臣近藤某の爲に殺されたり。兼序の子は即ち、國親にして實に元親の父なり。

始め土佐には、七土豪ありたり。即ち次の如し。
本山氏……………(本山郡西本山村に居る)

- 安藝氏……………(安藝郡土居に居る)
- 大平氏……………(高岡郡蓮池に居る)
- 津野氏……………(高岡郡羽山に居る)
- 山田氏……………(香美郡山田に居る)
- 吉良氏……………(吾川郡弘岡に居る)
- 長宗我部氏……………(長岡郡岡豊に居る)

長宗我部元親土佐を略す

文明三年土佐の七族相議し、加久見某を京都に遣はし、關白藤原教房

に請うて其男大納言房家を土佐國司とし、迎へて之を幡多の中村に居らしめたり。實に之を土佐國司一條家の始祖とす。之より子孫相嗣で土佐に居る。而して房家は、長宗我部國親が、幼にして其父を失ひしを憐れみ、本山山田氏等に論して、其舊領三千貫の全邑を復せしむ。國親長じて父の仇を復せむことを欲し、本山梅慶等と戦ふこと數次なりしが、弘治二年六月長濱を陥れし翌日を以て暴に卒す。(長元物語による。但し國親の死を永祿三年六月とする説あり)子元親嗣ぐ。

(参考) 教房の土佐に入りしを文明二年とし、或は文明三年とし、或は文明十年下向し十一年幡多郡中村に移るとし、又は應仁二年下向する説あり。今其何れを正とすべか判定に苦しむ。應仁二年説或は要を得たりとすべきも今暫く舊説による。

元親智略あり。能く人を知り、謀慮節に中る。深く其家の衰へたるを慨し、父の讎を復して、家運を興さむことを期す。永祿五年兵を以て本山氏(本山郡西本山村に牙城あり)の屬城十三寨を抜く、本山親頼(梅慶の子)和を乞ふに及んで、長岡土佐吾川の三郡概ね元親に屬するに至れり。

其翌六年又吉良駿河守を吉良峯城に攻め、駿河守讚岐に出奔するに及んで、元親其弟貞親をして、吉良氏を冒さしめぬ。又香曾我部景好の降附を容れ、弟親泰を子養せしめ、進んで蓮池城を攻め、城主大平權頭を滅す。時に永祿九年なり。元龜元年に至りて、安岐城を攻め、安岐國虎を亡ぼし、又津野勝興と和し、元親の三男親忠を子養せしむ。こゝに於て土佐の大半其下風に立つに至れり。

土佐國司一條家と元親

土佐國司一條家は、房家(天文八年六十六歳逝去)より、房冬(天文十

年逝去)房基(天文十八年自殺)を経て、兼定に至りしが、家運振はず、僅に虚器を擁せしのみ。而して兼定の母は豊後府内大友義鑑の女(歴名土代)と傳へられ、又歴世大友氏との姻戚的關係を結びたりとの傳説(房冬房基皆大友氏と婚すと傳ふ)あるに徴して、大友氏が其勢力を土佐に播布せしを知るべく、併せて一條家も亦之によりて、其家運を維持せむことを計りたることを知るに足れり。伊豫に傳へらるゝ所によれば、兼定の室は、伊豫大洲なる宇都宮氏なりしが、兼定之を忌みて離別し、更に大友宗麟の女を迎ふ。よりて内紛を生じ、老臣等議して、兼定を豊後臼杵に送る。(天正二

年)已にして兼定は、伊豫北宇和郡戸島に赴き、法華津播磨守則延に倚り、其黨と共に長宗我部元親を除かむとせしが、却て其除く所となり、尋て病卒す。(南海治乱記)或は奸臣の爲に弑せらるる傳ふ。(四國軍記泰山集)時に天正三年にして墓は北宇和郡戸島にありと傳へらる。(一條五代略記)元親よりて、一條家の老臣と議し、内政(タダマサ)を立て、嗣とし、配するに其女を以てし、長岡郡大津城を築て、之に居らしめしが、後波川玄蕃と云へる者、元親に反せし時、内政之と相應援したる故を以て、遂に之を伊豫に放つ。時正に天正八年五月にして、こゝに土佐一統全く成り、長宗我部氏の威益振ふに至れり。

(参考) 内政の放置せられたるは、伊豫の何所なるか。泰山集の類は、單に伊豫の片浦とありて明記せず。(野史による) 一條五代略記には、幡多郡鹽塚今の川登に戦死すとも傳へ、或は鳩殺せらるるも傳へらる。或は伊豫に浪人すとも云ひ其墓は日振島にありとも傳ふ。思ふに東宇和郡土居村窪野三瀧城北川親安は、天正十一年長宗我部氏の爲めに滅ぼされたれば、或は一條家に多少の關係ありしにはあらざるか、今微證すべきものなし。

元親阿讃兩國を服す

長宗我部元親は兼て四國統一の志あり。天正二年八月兵を出して、阿波國海部を攻む。時に海部入道宗壽は三好の一族を援けて、攝津にありしを以て、容易に之を陥るゝことを得、進んで十河存保と中富川に對戦して、之に克ち、灘目油木日和佐桑野猿泊等の諸壘を拔きた

り。已にして阿波勝瑞城にありし、三好長治の臣一宮成助は其主の荒怠にして、人望を失へるに乘じ、別に細川眞之を奉じて、元親の外援を求め以て三好氏の舊臣等に抗せむとせしかば、元親之を好機とし、進んで大西に入り、大西覺養を讃岐に逐ひ、爰に白地(羽久地とも書す)に築きて本據とせり。始め三好長治の其臣一宮成助に逐はるゝや、淡路に走らむとせしが、追兵の迫る所となり、別宮浦に死せり。三好氏の舊臣等よりて、十河存保を讃岐より迎へて、勝瑞城に居らしむ。(十河存保は三好長治の弟なり。天文の始め三好長慶其弟一存をして、十河氏を嗣がしめ、讃岐國十河城に居らしめしに因せり)紀淡人の之に隨從するもの頗る多く、勢稍張る。よりて出でて一宮城なる、一宮成助を攻む。成助敗れて、大栗山に退き、援を元親に求む。元親之を救ひ、岩倉一宮に勝ち進んで存保に迫る。存保丸龜に走り、援を織田信長に乞ふ。こゝに於て、織田氏對長宗我部氏の關係を生じたり。時に天正六年なり。(細川三好兩氏の章と重複せる所あり)

かくて元親は、藤目城主齋藤下總守を討ち、更に西讃六郡に雄視せる、天霧城主香川信景と和したり。蓋し信景は兼て毛利氏と結びたるのみならず。今又元親の二男五郎一郎(親和)を子養せむことを請ひたるによれり。此に於て西讃亦元親の勢に屈しぬ。其翌年元親は藤尾瀧宮長尾鷲山諸城を降し、讃岐大概元親の有となれり。

元親の伊豫侵略

元親の始めて兵を伊豫に出し、は、天正七年なれども、其勢力を伊豫に布かむとせしは、固より一日の故にあらざりしが如し。之より先元親の阿波大西に入るや、伊豫の人心收攬につとめ、川之江城主（川之江に佛殿城あり）妻島采女をして、其父助兵衛を土佐岡豊に致さしめ、又新居郡金子城金子傳兵衛尉基家（金子村に金子城址あり。東鑑に見えたる伊豫御家人卅二人の中なりと云ふ基家の墓は新居郡金子村慈眼寺にあり。）石川刑部大輔（宇摩郡松柏村上柏字城に石川城址あり新居郡神戸村大字中野保國寺に石川備中守の墓あり）其他馬立氏（宇摩郡馬立驛）新居氏前川氏等をして、河野氏を離れて、長宗我部氏に従はしめぬ。以上は天正六年の事に屬せり。是儘に伊豫占有の礎地をなしたるものなり。

其翌天正七年に至り、元親は其臣久武内藏助を總督として、宇和喜多二郡に侵入せしめ、先づ河籠城主河原淵源八兵衛（北宇和郡明治村松丸に河籠森城址あり）を服せしめぬ。又之より先、大洲地藏ヶ嶽城に大野直之（一に菅田直之）と云へる者あり。直之は地藏ヶ嶽城主宇都宮豊綱の臣なりしが、豊綱没落の後、此地を領したるものにして、明神村大除城主大野直昌の弟なり。（豫陽河野家譜による。其姓を別に菅田と云ふは、菅田村にて生育せるによるならむか）自ら進んで元親に應じ、其援助を求む。

（附説）。伊豫の宇都宮氏に就て……伊豫大洲地藏ヶ嶽城主宇都宮氏の沿革を考ふるに、元徳二年

三月宇都宮豊房と云へる者、伊豫國守護に任せられ、元弘元年十月大洲地藏ヶ嶽に築城し、建武年中官軍に應じ、應安二年（南朝正平廿四年）八月十八日七十七歳を以て卒し、大洲五郎城願寺に葬る。之より宗泰（實は宇都宮景泰の男にして豊房の爲めに養はる）泰輔家綱安綱宣綱清綱を経て八代豊綱に至る。（以上畏友横田傳松氏の研究による）

（参考）下野國誌には、宇都宮景綱の三男景泰と云へる者、京都守護となり、其子宗泰伊豫に入る。之を伊豫宇都宮氏の祖とすあり。

豊綱の末路に就て。 諸説紛々たり。大洲舊記によれば、永祿二年宇都宮豊綱は大野直之（菅田）

の讒により、河野氏と相争ふに至り、遂に敗れ、備後に流されて卒すとし、築山本河野家譜には、備後三原に塾居の身となり、程なく病死すとあり。又直之の叛を、豫陽河野家譜には永祿十一年とし、南海治亂記の類には、天正八年とす。要するに伊豫宇都宮氏に關する正確なる史料缺けて傳はらず。今其詳細なるを知る能はざるを遺憾とす。

畏友横田傳松氏の研究によれば、豊綱は永祿十年の戦により、備後に流されしが、其麾下菅田城主大野直之竊に其地に赴き、豊綱を奪ひて豊後に退きぬ。かくて天正元年大野直昌大友宗麟の仲介によりて、河野毛利兩氏の和儀成りしかば、豊綱を地藏嶽城に歸らしめたり。然るに其後直之は志を

變じて、長宗我部元親に通じ、共に地藏嶽城を攻む。(天正七年)豊綱已むことを得ず、興居島に遁れしが、元親の軍に追撃せられ、敗走して備後山中に蟄居し、天正十三年病歿すと云ふ。(宇都宮氏系譜等による又永祿十年より備後蟄居となり、間もなく山中に於て病を發し死去とする説は信じ難し)そは向居文書に

受領之事御望宣任安藝守者也

天正五年正月二日

豊綱

向居安藝守殿

とあれば、天正五年頃には、地藏嶽城に在りしことを知るに足るべければなり。

(参考) 大洲町天長山清源寺(臨濟宗)は豊綱の開基にして其位牌あり。清源寺殿前遠州大守蓮翁花公大居士とあり。又同寺記録の断片に、永祿十年五月十八日備後國所流罪と見ゆ。(横田氏調査)

地藏嶽城主宇都宮氏の世代 に就ては、其子孫なりと稱する大洲村宇都宮圓氏所藏の「宇都宮氏系譜」並に大和村豊茂笠間城主正綱の後裔宇都宮氏所藏の「宇都宮之一統系傳」等により、横田傳松氏の研究せられたるものを抄録せば、

藤原兼家―道兼―兼隆―兼房―宗圓―宗房―信房―助信―景房―頼房―豊房

初代豊房。 從四位下兼藤原守 元徳二年三月朔依勅任伊豫國守護職元弘元年辛未年十月地藏嶽に築城五

郎村へ宇都宮大明神を勧請す建武三年官軍に屬して功あり應安二年八月十八日歿す年七十七大

洲五郎城願寺に葬る(今墓所なし)

二代宗泰 遠江守 宇都宮景泰の男にして豊房の養子となる始め北條氏に屬し元弘三年三月十日降り後

足利氏に從ふ明徳三年二月八日歿す

三代泰輔 式部左近大輔 應永三十三年土州に出陣して戦功あり將軍義持より賞せらる文安二年七月三日

歿す

四代家綱 左衛門尉 應仁亂に出陣して山名の軍に屬せり文明十年三月歿す

五代安綱 左近大輔周防守 應仁の餘波を受けて所領の亂れたるを鎮め文龜二年歿す

六代宣綱 左近藏人 永正五年上洛三好大内の戦に大内の軍に屬して軍功あり全七年歸國領内粟津郷上

土谷(喜多郡大和村大字豊茂)に城を築き其孫笠間藏人尉正綱を城主と爲し天文十二年同城に歿す

七代清綱 左近大輔 居城纒にして三男房綱を連れ八幡濱萩森城に隱居天文十二年七月十八日歿す

八代豊綱 遠江守 天正十三年備後山中に歿し宇都宮氏亡ぶ

長宗我部元親は地藏嶽城大野直之の請により其臣波川玄蕃をして、之を援けしめたり。蓋し亦其勢力を伊豫に布かむと欲してなり。湯築城主河野通直は、兼て毛利氏と結びしかば、急を報じて、來援を求む。毛利氏之を諾し、小早川隆景をして、兵を率ゐて、喜多郡長濱に上陸せしめぬ。かくて隆景は河野氏と議し、上須戒下須戒諸城を降し、直之を地藏ヶ嶽城に攻む。直之敗れて、礪の森城（喜多郡南久米村北只）に走り、尋で、河野氏に降伏す。よりて其兄大除城主大野直昌に預けらるると云ふ。直之の墓は川邊村大字鳥阪字堀にありと傳ふ。

かくて、河野通直は來島通康村上武慶因島吉充等をして、戰艦三百を以て、大洲宇和路を経て、土州奥屋に至らしめ、内城目黒二城を抜きしが、元親は一旦兵を班したり。蓋し毛利氏の後援を慮りてなるべし。

然れども、毛利氏は織田氏の將羽柴秀吉の來侵に遭ひ、兵を外に出し難きこと益確實となりしかば、元親は再び精兵二万を宇和喜多二郡に出し、先づ三瀧（東宇和郡土居村窪野にあり北之川式部大輔紀親安居城）甲の森（東宇和郡土居村北之川老臣永山伯耆守）を陥る。尋で北宇和郡三間郷に於ける戦あり。岡本（北宇和郡二名村古藤田）金山（北宇和郡成妙村）土居（北宇和郡二名村土居）深田（北宇和郡好藤村）高森（北宇和郡澤松村）等の諸寨皆陥る。此時長宗我部氏の軍は、岡本城陥らば、餘塞

自ら落ちむことを期し、銳を岡本城に集めたり。此戦に土居清良は、勇戦最も力め、土佐軍の總督久武内藏助をして、戦死の止むなきに至らしめたり。

（参考）土居氏は、紀伊室郡鈴木重家の嫡子清行文治五年河野通信を頼み豫州へ移り、清行より十三代相續す。即ち西園寺家十五將の一人にして、成妙郷内高二千六百石餘を知行し、世に土居殿と稱し、立間喜佐方立間尻土居垣内岡本城等を領有したり。かの清良記と稱する書は、土居式部大輔清良の事を記せるものにして、作者は清良の遺臣土居水也なり。其書の中清良が老農松浦宗案を招きて農事を問ひ之を筆録せしめたるものを、親民月鑑集と云ふ。本邦最古の農書として世に知らる。又清良の墓は、北宇和郡三間村大字土居中村の龍泉寺にあり。

此際[○]に於ける清良奮戦の状況は、陰徳太平記卷六十にあり。曰く、

長宗我部元親は、家臣久武内藏助を將として、幡多郡の士其外都合七千餘騎、天正七年己卯二月與州へ差向けらる。久武宇和郡三間の江に陣を張て、倭にて軍の僉議をしけるが、竹之内虎助は、當國の案内者なれば、渠が意見をぞ乞ひける。虎助が曰く、宇和郡の中に土居金山岡本深田高森とて、五ヶ所の城隊有て、其間或は一里或は一里半の道を隔てて互に相扶助するも承る。中にも岡本の城其要害甚だ堅固の地也。彼をだに攻落されなば、殘る四ヶ所は自ら退散すべく候。彼の岡本の城と申すは、力を以て攻難し。但し城の後に當つて、長さ三日路に續ける大山有つて、大難所にて候間、彼の方をば嶮嶮を頼て軍勢なども丈夫には置き候はじ。可然は士卒七八人を遣し忍を分け入り、城の後より、木丸へ乗り入り、火を掛けさせ、其時大手よりも攻上り給はば、一時に乘取り候べしと云ければ、久武此れ上策なりと、同意して、虎之介が婿の彌藤次を先として、侍四十人同中間四十人都て八十人に、三日が間の兵糧共、腰に付けさせ、彼の山中へ差遣しけるに、此者共漸々として、三日と云ふに、城後

の門近く分け出で、番の兵共を追立て、忽ち本丸へ乗入れれば、敵二の丸へ含みける間、虎之介本丸を焼立て、鐵砲打掛けるを聞きて、久武等深田高森二の城を踏越て、城中へ切つて入らんとす。城主土居土佐守清義は、時しも高森の城に居たりしが、急ぎ馳せ歸つて、士卒に下知をなし、弓鐵砲頻りに放ち出しける程に、久武内藏助佐武太郎兵衛山内外記三人の侍大將、枕を並べて、打倒され、其外宗徒の者共より、雜兵かけて、多勢討たれければ、殘黨村々發せ逃たりけり。此を見て、本丸へ乗入たりし竹之内等も已に手に入りたる城なれ共無二是非一打捨て逃げ去りけるこそ口惜けれ。されば此一舉に付て、哀れにはかなかりし事こそ有けれ。此合戦に虎之介並に婿也ける彌藤次討れぬと云ふ、虚説聞豊に至つて聞えけり。彌藤次が妻是を聞き、女のはかなさは、其實否をも正さず。實に淺ましき吾が身哉、父と夫の一度に討れさせ給ふ事の不幸は、これそも何の報ぞや。今は生きても何かせん。左無だにうきふし滋き世間に、年月を送らんよりは、唯一日も早く死して、安養不退の報土に生れ、一つ蓮の坐を並べば、何の思のあるべきと、只一筋に思ひ切り、落る水莖に事の、後前正しく認め置き、頓て自害して死にけれ。かくて二十日許りを過て、虎之介彌藤次二人、深手負ひながら、命は恙無くして立歸りけり。彌藤次妻の書置きたりける文を見て、はかなき女の自害哉。事の虚實をも不分明、一旦の聞を信じて自害せし事愚かなる心也と云ながら、大凡人ならましかば、飾下しなごしたるをこそ、義の立つ所として在べきに、偏に思ひ切つて、未來永劫の契を急ぎけん、心の程貞と云ひ、義と云ひ、孝と云ひ、誠に身に取つて、頼母しき志何時の世にか忘るべき。好しや是れも未來の縁を急げと、佛の催し給なるべし。此上は吾れ世に在ても、詮なし。西方八十萬億土と云はなれば、女の弱き足に行かんは争て左のみは遠からん。追ひ付て死出の山三途川をも手を挽いてこそ行へけれど。己に自截せんとするを、側に在りける若黨共取付いて押しとめ、此の由虎之介に告げければ、虎之介急ぎ馳せ來りて、御邊かく遠思ひ切りたる事尤も義に當て覺え候。乍去左無きたに、鍾愛の娘に離れ、暗中一燈を消し掌上

の珠、碎けたる如く、よにたつき無く成りぬれば今は早や御邊一人をこそ猶子思けるに、此上御邊だに無く成り給はば、後にて此身をば奈になれと思ひ給ふ。是非に於て思ひ留り、吾に孝をも盡し、又はかなく成し者の後世をも問ひ給はば、草の蔭にても如何許りか、嬉しと思ふべきとて、一度は泣き一度は怒り言を盡して諫めける故、彌藤次も今は無力自害を止りぬ。其後虎之介は死たる者の妹を以て彌藤次に嫁せしめ家督を譲りて、佐川の城番にてぞ居たりける。久武内藏助は元親の爪牙の臣なれば、家の絶えなん事を不憫に思ひ、舍弟を以て、家を繼せ、同じく久武内藏助とぞ號しける。

已にして長宗我部氏の兵は、御莊越前守を攻む。御庄は南宇和郡にあり。越前守は御莊の本城（城邊村）並に里城猿越（南宇和郡板尾）新城緑之城（緑僧都村緑）五個所を領したるが、城圍を受くること十數月（天正九年二月より翌年正月に至ると傳ふ）糧盡きて、遂に土佐軍に降附したり。尋で黒瀬城主西園寺公廣等も成を乞ふに至れり。實に天正十年十二月なり。而して公廣は天正十五年に至り、戸田勝隆の殺す所となり、伊豫の西園寺氏ここに滅亡せり。

因に云ふ。黒瀬城は東宇和郡宇和町大字卯之町にあり。西園寺實充（或は實光）の築く所。（新田義助卒去後伊豫の向背の章参照）と傳ふれども年次定かならず。實充より其子公高に至る。公高は弘治二年東多田村飛鳥城に大洲城主宇都宮豊綱と戦ひて、戦死す。之より後公廣あり。此間の世次明らかならず。公廣は實光の養子にして、實は實光の女に配したるなりと云ふ。而して天正十年に至り公廣は長宗我部氏と成を行ひしこと、本文記載せし所の如し。後豊臣氏執柄の世に至り、宇和

郡は戸田勝隆の領する所となりしかば、公廣已むことを得ず、城を出で、九島願成寺に避けしが、更に大洲地藏嶽城に赴き、遂に勝隆の殺す所となる。實に天正十五年十二月十一日なり。伊豫の西園寺氏に亡ぶ。墓は東宇和郡卯之町光教寺にあり。法名を西園寺殿四位少將見桃宗悟大居士と云ふ。西園寺氏系圖には、板島來應寺に葬り遺髪を卯之町光教寺に埋むとあれども、來應寺には公廣の弟宣久の墓はあれども、公廣の墓なく、又之を葬りたりと云ふ徵證もなし。

西園寺實氏……………公俊……………公良……………實充（黒瀬城を築くと傳ふ）—公高—公次—公宣—公廣（實充以後の世次疑點あり）

又西園寺氏の隆盛時代には其部屬左記の如くなりき。同氏勢力の分布を見るべし。（左表は宇和島吉田兩藩誌による）

西園寺公廣

黒瀬、我合、岡城、土居、鴉巢、五ヶ所の城主、御手先百二十騎

御庄殿 五千石

勸修寺左馬頭基詮（清良記には基章とあり）

大森、本城、綠城、新城、猿越、四ヶ城主、手勢三十三騎

津嶋殿 壹萬石

津島三郎通孝（後越前守と號す）

津島城主（初め釋迦森城後に天ヶ森在城）手勢四十九騎

板島殿 六千六百石

西園寺宣久

九串城、手勢二十五騎

法花津殿 四千二十三石六斗七升七合

法花津彌八郎法延（清良記には法延を秋延とす、範延の子なり）

法華津本城、新城、鍋城、今城、高城、鍋森、吉岡城、手勢二十騎

有馬殿 四千七百六十一石八斗九升九合

今城左衛門尉能充（宇和舊記肥前守能親）

有馬（金山）城主、手勢二十騎

土居殿 二千六百五十二石三斗二升五合

土居式部大輔清良

土居（大森）城主、手勢五十騎

中野殿 五千三百八十二石六斗二升

河野新藏人通賢（清良記には中村豊前守通正あり）

高森、岡本二ヶ所の城主

深田殿 二千百十六石六斗

竹林院右衛門佐實親（清良記には竹林院真清弟公明子公義あり）

深田（一の森）城主、手勢十騎

河原淵殿 壹萬六千五百石

河原淵式部少輔教忠（姓を渡邊と云ふ）

河原淵城主、手勢四十騎

魚成殿 千石

魚成上總介親盛（宇和舊記には親能清良記には兼吉あり）

龍森城主、手勢五騎

北之川殿 四千五百石

北之川安藝守通安（清良記宇和舊記には親安あり同人一なりや考証を要す）

三瀧、相伴、猿瀧、甲森、大番、白石、白岩、七ヶ所の城主、手勢凡て三十二騎

東多田殿 三千四百石

宇都宮石見守宣綱（清良記には多田新藏信綱あり）

下木在城、手勢十騎

野村殿 二千石

宇都宮左近亟乗綱（清良記には白木左近亟太夫元氏あり）

野村（白木）在城、手勢十騎

南方殿 四千八百石

南方攝津守親安（宇和舊記には伊豫守親安清良記には大和守親安）

元城、今城、天神山城三ヶ城主

萩森殿 七千八百石

宇都宮彦右衛門尉房綱

萩森、高森、城高、飯森、四ヶ所城主、手勢八十三騎

之に次で、白木（北宇和郡喜佐方か）土居（西宇和郡三崎か）金山（北宇和郡成妙）岡本（北宇和郡二名村古藤田）高森（西宇和郡平地）板島（北宇和郡宇和島）等の諸塞よりは、皆質を出して、欸を元親に送るに至れり。

こゝに於て、道後湯築城なる河野通直も、一時成を行ふの止むを得ざるに至れり。蓋し河野氏の與國たる毛利氏は方に、織田氏と事ありて、兵を伊豫に出す能はざりしによれり。(河野氏は其重臣平岡某を質として土佐に送れりと云ふ)時に天正十二年なり。

要するに長宗我部氏の、四國統一は天正十二年に至つて略完成せるものゝ如し。南海通記に曰く「元親一度も馬を出さず。家臣久武桑名等に命じて、幡多郡の兵卒を以て、之を治めしむ。是故に天正十二年まで、懸つて漸く攻伏ぬ。中伊豫中部は河野家世々の領地にて、大名なれども、元親賢き謀を以て、其家臣を誘引し、土佐方に屬せしめ、戰に及ばずして、河野も人質を出し、元親に降伏す。故に四國一統して、元親其志を遂げたり。云々。」と以て揣摩に資すべし。

元親の對河野氏政策

元親の河野氏に對する方針は、直接之に迫らずして、先づ其四隣を征服し、孤立の勢に至らしめて、其歸服を俟ちしものゝ如し。加ふるに元親は當時伊豫に於ける、北伊豫十郡即ち宇摩新居周布桑村越智野間風早和氣温泉久米を統治せる河野氏と浮穴伊豫二郡に於ける宇都宮氏と、喜多宇和二郡に於ける西園寺氏との、分立を利とし、殊に河野宇都宮二氏の争に乗じて、其侵略を逞しうせしが如し。

又元親の其侵略地に臨むや、決して暴虐ならず。先づ其地方の秩序を恢復せしめ、人心の安堵を第一

専務となしたり。此一事は實に元親の一美風にして、かの天正二年五月に定めたる、元親式目十ヶ條を見ても、察することを得べし。其中に云ふ。(一)神社佛閣の修理祭祀を重んじ、古法を濫るべからず。(一)三史五經七書常に師に就て習學すべし。弓馬劍戟鐵砲捕術の藝宜しく、幼時より之を習ふべし。各其器を考へ以て、一事に熟達すべし。多技なれば即ち術精ならず。(一)衣服飯食土木皆質朴にすべし。と云ひ、又黎民撫育の一端として道路橋堤の修補に心を用ひしが如きに徴して、其一端を窺ふべく、又天正十八年には、土佐の田圃を測量して、貢賦の法を制定し、其檢簿の如きは、成るに數年を費し、今に猶稱賛せらるゝが如き、實に元親が一介の武辨のみにあらずしことを證して餘りありと謂ふべし。従つて伊豫に於ける侵略の態度が、大友氏とは、全日の談にあらずしならむ。

(参考) 土佐の舊家吉良氏に宣義と云へる者あり。其甥を信西堂と云ふ。即ち南村梅軒の弟子にして、篤學の聞えあり。之に従學

せしは、元親の弟親貞(吉良氏を嗣ぐ)の子親實にして、其好學はよく、土佐南學(朱子南學派)興起の因をなしたり。元祿年間に至り、大高阪芝山が土佐より來て、伊豫松山藩に仕へたるは、有名なる事にして、伊豫南學派の祖と仰がるるに至れり。

織 豊 時 代

第一章 豊臣秀吉の四國征討(河野氏の滅亡)

長宗我部元親と織田信長

長宗我部氏が四國を一統せしより前、織田信長は足利義昭を奉じて岐

阜より入京し、政を近畿に敷き、威風遠近に治し。而して信長は夙に天下一統に意あり。而して四國に對しては、

(一)天正三年三好笑岩が信長に降伏せしを幸とし、之を河内國高屋に居らしめ、之によりてよく阿讃の三好氏との連絡を保たしめむとせり。又羽柴秀吉をして、中國を征せしめし際、兵を淡路に出して、之を略せしめしは、併せて信長の四國に對して意志ありしことを察するに足れり。

(二)阿讃に於ける三好氏は益衰へしが、三好長治の臣一宮成助は、長宗我部元親の援を得て其主長治を除く。三好氏の舊臣等、長治の弟十河存保を讃岐より迎へて勝瑞城に居らしめしが、成助は元親の援助を得て存保を攻む。存保よりて丸龜に走り、援を織田信長に乞ひたり。時正に天正六年なり

也。

(三)河野通直(龍穩寺殿と稱す彈正少弼に任せらる)男嗣なし。女子四人あり。其中長は來島通康に嫁しぬ。通直子なきにより、之を愛撫し、養ひて嗣子とせむとするに至る。群臣之を喜ばすよりて、同族通政(湊山にて戦死せし河野通春の曾孫)を迎立す。之より通康大に平かならず。よりて意を織田氏に寄せ、羽柴秀吉によりて外援を求む。こゝに於て信長の意益動けり。

(参考) 河野氏には通直と名乗るもの四人あり。其第一は通亮にして讃岐守と稱す。征西將軍懷良親王に謁して、通直の名を授かりたるなり。其第二の通直は飛騨守と稱し、後足利將軍の偏諱を受けて、教通と呼ぶ。應仁の亂伊豫西軍の頭首として名あり。其第三の通直は彈正少弼と稱し、龍穩寺殿と號す。こゝに説けるもの即ち是なり。第四の通直は河野氏最後の人にして、長性寺殿即ち是なり。

(四)織田信長其臣羽柴秀吉をして、中國を征せしむるに及び、長宗我部元親は、機宜を察し、加久見因幡守を京師に遣はし、明智光秀によりて方物を信長に献して、遙に和親の意を表したり。(天正六年十月一説には天正八年六月堺浦の賈人穴喰屋某を京師に遣はすとあり)信長よりて元親の長子に其諱の一字を與へて、信親と稱せしむ。然れども四國併呑の實殆んど舉り、元親の勢愈盛なるに及んでは、大に之を喜ばず。土佐一國と阿波半州(一説に南方二郡とあり)とを元親に與へ、豫讃

二州を織田氏の麾下に置かむとす。元親固より其旨を奉せず。却て雜賀（紀伊）の衆と結びたり。以上は信長と元親との關係を略叙したるなり。信長遂に意を決し、天正十年五月其子信孝を四國征討總督とし、其先鋒として、三好笑岩を阿波に下せり。信長兵を岸和田に出し、其總兵官たりし丹羽長秀は住吉に陣す。已にして先鋒三好氏の兵は阿波に入り、一宮岩倉等を平治せし際、俄に本能寺の變（天正十年六月二日）あり。急に兵を收めて歸れり。こゝに於て元親は兵二万を以て阿波を征し中留川に次し弟親康は南路よりし、姪親吉は上郡より進み、連戰皆勝十、十河存保を讃岐大川郡虎丸城に逐ひて、益阿波の領有を確實にせり。

讃岐に於ては、十河存保虎丸城によりて猶元親に抗せしかば、元親直ちに之を征し、虎丸十河（三好隼人正）二城を陥れて、こゝに全州を領するに至れり。時に天正十二年六月にして、わが伊豫も亦全年を以て、長宗我部氏の麾下に屬するに至りしこと已に説きし所なり。

長宗我部元親と豊臣秀吉

初め長宗我部氏の爲に、阿波勝瑞城より讃岐虎丸城に逐はれたる、十河存保は、使を秀吉に致して、其援助を求めぬ。秀吉よりて淡路須本城主仙石秀久をして之を援けしめしが、却て元親の逐ふ所となれり。是れ秀吉對元親の相抗爭する一因なり。

已にして小牧の役あるに際しては、紀州雜賀の僧徒（其勢二万と稱す）は、大阪の虛なるに乗じて之を

襲はむとし、元親と相提携せむことを求めしが、元親も之を諾し、自ら出で、阿波の渡口に軍し、其臣福富甚兵衛を紀伊に遣はし、又使を濱松に送り、井伊直政によりて、意を徳川家康に報じ、遙に外援の意を表せしに、秀吉家康の和成りて事止みたり。

元親と秀吉との關係此の如し。加ふるに秀吉は信長の事業を繼承せし者なれば、其夙志を繼で、四國征伐を企てしは、偶然にあらずと謂ふべし。

豊臣秀吉の四國征討

天正十三年豊臣秀吉紀伊を平げ、進んで四國を征せむとし、親ら岸和田に出で、羽柴秀次を阿波に、毛利輝元吉川元春小早川隆景を伊豫に、宇喜多秀家蜂須賀政勝黒田孝高をして讃岐に進ましむ。

之より先、秀吉の紀州を征せし時、元親は兵を出して秀吉に反抗せむとせしが、群臣の諫止により、谷忠澄を秀吉の泉州の陣に遣はして、四國を得むことを乞ふ。秀吉之に土佐一國の領有を許し、他三國を献すべきことを命ず。時に元親阿波の白地（羽久地）にあり。未だ去就を決せざるに、已に征討の師渡海に及べり。

秀吉の監軍黒田孝高策を進めて曰く、阿波は敵の主力なり。故に先づ之を破らば、讃豫自ら陥らむと。秀吉よりて先づ大舉して、阿波を襲はしめ、岩倉城（阿波國美馬郡にあり長宗我部掃部頭之に居

る)に勝ち、進んで脇城(美馬郡脇町長宗我部新右衛門之に居る)を陥れしかば、阿讃の諸城風を望みて降附せり。元親遂に敵すべからざるを察し、羽柴秀長によりて降を乞ひ、其三男津野孫次郎を質とせり。時に天正十三年五月なりき。同年十月元親自ら大阪に至て、秀吉に謁したり。こゝに於て四國全く秀吉の麾下に屬す。而して我が伊豫に於ける戦況は之を次に叙述すべし。

河野氏と豊臣氏

河野氏は毛利氏の與國たりしかば、毛利氏が織田氏の攻撃を受くるに際しては、常に兵を出して之を援助したり。而して秀吉が征西大將に任じたるは、天正五年なれども、豫陽河野家譜によれば、それ以前に於て已に出兵援助のことありしが如し。即ち

一天正三年三月毛利氏織田氏と争ふに至り、毛利氏よりの催促により軍勢二百餘人三津濱より發船して、備後に向ふ。

一天正四年三月小早川隆景明智光秀を討たむが爲め、丹波の國に進發す。よりて河野氏より、松末美濃守通爲土居左馬之介通利八百餘騎を率ゐて、藝州に向ふ。

一天正四年六月吉川元春。大友宗麟と對陣の時、伊豫より村上忽那等の海上の豪族を始め、宇和の衆山田治法南方親安多田中野等五百餘騎豊後に進發す。

一天正四年十一月明智光秀龜山城に據り羽柴秀吉播州に入る。よりて伊豫よりは援兵として、村上出

雲守通康同右衛門督通總並得居之一族等同月七日渡海藝州に至り小早川氏に屬して播州に向ふ。

一天正七年正月七日毛利氏より重ねての催促により、平岡遠江守通倚をして、兵二百餘騎を率ゐて、藝州に向はしむ。

以上は豫陽河野家譜に見ゆる所にして、其年月の如きは正史と多少の相異ありて、一々信を置き難けれども、之によりて河野氏が忠實に毛利氏を援助したることを知るべく、之と共に大に秀吉の感情を碍したることを察すべし。秀吉が河野氏の末路に對して、比較的冷酷なりしは、其基づく所なしとせざるなり。

河野氏の滅亡

伊豫征討を命ぜられたる毛利輝元は、備後三原にありて軍を督し、小早川隆景は、兵三万騎を率ゐ、天正十三年七月十二日新居濱宇高の二所に上陸したり。(舊新居郡天満浦に上陸すこの説あり。今豫陽河野家譜に従ふ。)而して此時來島城主來島通總得居通久等は豊臣氏に屬したり。隆景は先づ新居郡高峠城(新居郡神戸村)に迫る。此城は石川虎竹の據る所にして、虎竹は石川備中守通清の子なり(之より先宇摩新居二郡は天授の構和以來細川氏の領なりしが、細川氏衰ふるに及び、豪族互に自立せり。大永年中石川備中守通清高峠城に據りて勢を得たるなり。)而して此時虎竹猶幼なりしかば、其姻戚金子傳兵衛基家諸將を會して方略を議す。或は降伏を説く者あり。基家

獨衆議を排して曰く「小身の武士ほど淺間敷はあらし。昨日は長宗我部に手を下げ、今日は小早川に腰を折り、土佐の人質を振り捨て、他人に後指をさゝれむこと、心苦しき限なり。所詮肩を潜めて、世を渡らむより討死して名を後世に顯さむには如かず。」と衆之に同じ各其城に據て奮戦せむことを誓ふ。豫陽河野家譜によれば、基家は此時主として高峠城の出城なる水見村高尾城を據守せしが如し。尋て隆景は岡崎城（新居郡神拜村郷）城主藤田大隅守重利麓城（舟木村種子川山）主松木氏持入野城主横尾山城守祐安等を征服す。水見村高尾城將金子基家は夙に兵を八幡山に出して、毛利氏の軍と對戦せしが、毛利氏の兵進で之に勝ち、高尾城を圍む、基家遂に火を城廓に放つて戦死す。（基家の墓は金子村慈眼寺にあり）

隆景の兵は、更に澁柿城（宇摩郡津根村小林）主薦田市之允等を討ち、進んで周桑郡壬生川方面に入りぬ。而して吉川元春の率むたる毛利氏の別軍は、直に川之江方面に向ひ、佛殿城を陥れたり。扱周桑郡方面にありては、鷲之森城（壬生川町）主桑原三郎兵衛象ヶ森城（周桑郡庄内村且之上）主櫛戸氏を服し、劍山城獅鼻城（周桑郡大戸）等を陥る。之より隆景の軍は越智郡に進み、今治市の郊外東禪寺を本陣とし靈仙城（越智郡櫻井町）主中河常陸介豊澄、國分城（櫻井町國分唐子山）主村上掃部頭、老曾山城（日高村高橋字城岸）主村上監物、重茂山城（越智郡大井村）主岡部十郎鷹取城（下朝

倉村古谷）主正岡紀伊守經長龍明城（上朝倉村）主櫛戸出雲守鷹森城（純川村）主越智駿河守通能等を討ち、更に進んで舊野間郡に入り人遠城（越智郡大井村）主大野佐渡守、重門山城（越智郡小西村）主高田左衛門進を陥れ、舊風早郡日高山城（立岩村中村）を攻め、城主重見孫四郎通晴を、又更に高穴城（横谷村）に迫り、二神一族を戦死せしめたり。かくて横山城（粟井村麓）主南彦四郎通具を攻服せしめしかば、當時に於ける、周布桑村越智野間風早の五郡悉く隆景に従屬するに至り。和氣温泉久米浮穴伊豫等の諸寨は、到底敵し難きを察し、多くは守を撤し、去て湯築城を據守したり。

湯築城に於ては平岡遠江守通倚大内伊賀守信泰は二の丸を守り、戒能備前守通森松末美濃守通爲土居了庵三の丸を守る。而して垣生加賀守三好長門守は、追手を和田山城守佐伯河内守は搦手を守備し、枝松光榮久林肥前守は良の曲輪を堅め、守備最もつとめたり。

九月六日に至り、隆景書を城中に致し、切に降附せむことを、通直に説く。城中よりて群臣を會して、議する所あり。戒能備前守通森曰く、四國の諸城既に秀吉に歸伏す。今一時の快を取らむとして徒らに之と相争ふは千歳の舊家を覆滅せしむる所以なり。寧ろ隆景の言を容れて、秀吉に降り以て家業の綿邈を期するに如かざるなりと。諸將皆之を然りとせしかば、通直は即ち兒童四五輩を従へて、隆景の陣に至り、歸順の旨を告げ、且つ秀吉に對して、赦宥の恩命あらんことを請ふ。隆景之を諾し

たり。こゝに於て西園寺公廣大野直昌等隆景の陣に來り歸伏し、大野直之も其威風を望みて、逃れ去り、伊豫一州全く平治したり。時正に天正十三年九月なり。

かくて隆景は、功を以て伊豫三十五万石に、封せられしが、天正十五年に至り、封を築前に移さるゝや、通直亦從うて、安藝の竹原に徙りたり。豫陽河野家譜によれば通直は、七月九日湯築城を出で、三津濱より乗船し、南彦四郎松末美濃守土居了庵等譜代の將五十餘人を從へぬ。但し通直此時疾を得たりしかば、攝津に至り、有馬温泉に浴すること三七日、轉じて紀伊高野山上藏院に入り、遂に竹原に着し、此地に卒す。年廿四歳なり。河野氏滅ぶ。同地の長性寺は、通直菩提の爲め隆景の建てし所なり。墓石に題して、長性寺殿前豫州太守河野通直朝臣之墓と云ふ。(一説に通直は天正十五年七月十四日卅四歳にして卒すと云へり)

湯築城は建武年中河野通盛の築く所と傳ふ。もと河野氏の温泉館のありし所なるべし。豫陽郡郷俚言集によれば、河野九郎左衛門尉通治(通盛のことなり後善惠と號す)の築く所にして、子孫代々之に住す。濠二重に構へ、東西に門あり。城は東表なり。東に當て切抜門と云ふあり。往古石手寺の門にて、夫より東は寺内なり。土居外廻五百二十間東木戸より西木戸まで百六十間、但し中通りなり。同内廻り四百六十間、本壇高さ四十五間三尺東西十九間南北四十五間三尺ありと以て其規模

を想見すべし。

築山氏。河野通直竹原に死し嗣なし。よりて同國宍戸元秀の子を嗣とし、名を通軌と云ふ。其子通昭秀吉を狙撃せむと謀りて果さず。其子通許禍を恐れ、母氏に從て、築山氏と稱す。其家に傳へたるもの、は即ち築山本河野家譜なりとす。

今通清以後河野氏の略系を記せば左の如し。

通清——通信(若松丸、入道觀光)——通久(九郎左衛門)——通繼——通有(對守馬)——通盛(初通治號善惠)——通朝(遠江守)——通堯(通直……讚岐守)——通義(初通能)——通久(四郎刑部大輔)——教通(通直)——通宣(刑部大輔法名天徳寺)——通直(禪正少弼法名龍穩寺)——通政(實は河野通存の子)——通直(四郎)

秀吉諸將を封す

長宗我部氏降伏するに及び、秀吉は諸將の分封を行ひたり。

阿波國 蜂須賀彦右衛門正勝

内一万石 赤松次郎則房

讚岐國 仙石權兵衛秀久

内二万石 十河民部大輔存保

土佐國 長宗我部宮内大輔元親

伊豫國 小早川右衛門佐隆景 卅五万石（一説卅二万石）

内二万三千石（河野軍記には和氣郡と見ゆ）安國寺瑤甫惠瓊（後増して六万石とす）

三千石 徳居加増（河野家譜によれば得居半左衛門通久とあり。但し藩翰譜來島康親の條の注には得居太郎左衛門と見ゆ）

一万四千石 來島加増（藩翰譜來島康親の條の注に來島助兵衛とあり助兵衛は通總なること河野家譜に見ゆ）

隆景よりて、河野氏の居城湯築城を州鎮とし、國中に徇へて曰く、當國は秀吉公より隆景に賜ふ所なり。國中の城持各退居すべし。當家に陪從の望あらば、扶助を助へむ。公儀に訴訟あらむ者は、取次で得さすべし。居を去らむと欲する者は路を開きて與ふべしと。國中悦服せりと云ふ。

かくて小早川隆景は天正十五年封を筑前名島に轉じ、福島正則十一万石を以て、伊豫に封せられ、湯築城に入りしが、全年其居を越智郡に移し、府中城に入りぬ。之より湯築城は廢墟となれり。天正十八年に至り、正則封を尾張清洲に轉せられ、小川土佐守祐忠七万石を以て國府を領したり。

文祿四年に至り加藤嘉明は、伊豫郡松前六万二千九百石を領して、松前城にありき。又大洲には池田高祐一万二千石、板島には天正十五年戸田民部少輔勝隆七万石を以て統治せしが、文祿四年（藩翰譜）

藤堂高虎八万三千石を以て之に代りぬ。かくして慶長五年關ヶ原の戦に及べり。

（参考）湯築城は福島正則府中城に移りてより廢墟となりしが、其後加藤嘉明松山城を築くに際し、其礎石等を勝山に運搬築城したり。現今の松山城の石壘は多くは湯築城のものにして北廓（現第七尋常小學校）に於ては最も大なる石材を見ることを得べし。

第二章 文祿慶長の役と伊豫の水師

豊臣秀吉の外征

豊臣秀吉の外征に就ては、其起因に關し、史家の間に種々の論議あれども、要するに我が國威を中外に輝さむと企てしは、固より疑ふを要せざるなり。而して其外征戰役中、文祿元年より全二年に亘れるもの、之を第一役とし、慶長二年より三年に亘れるもの之を第二役とす。其兩役の間講和談判の進捗再征の準備等を合せて、前後七星霜の日月を經過したり。

第一役と伊豫の水師

今其軍の組織に就て考ふるに、**第一役**に於ては、之を出征軍と、名護屋屯在軍との二とし、出征軍を更に第一番隊より第九番隊に至る九部隊とし、第八番隊は對馬に、第九番隊は壹岐に在陣せしめたり。而して別に水軍九千餘人を置きしが、其水軍の中堅となりしものは、伊豫水師なりしが如し。今之を抄録すれば、

水軍 九千四百五十人
 九鬼嘉隆 千五百人 藤堂高虎 二千人
 脇阪安治 千五百人 加藤嘉明 千人(或は七百五十人)
 來島通之 七百人 菅正蔭(一説達長)二百五十人
 桑山重勝 千人 堀田氏善 八百五十人
 杉若傳三郎 六百五十人

此中 藤堂高虎は文祿四年に至り板島(後の宇和島)を領し加藤嘉明は文祿四年を以て松前を領知し、來島通之は來島を領したれば、此二役に於ける水軍の主腦は、全く伊豫水師にありと謂ふべし。

因に云ふ。此時加藤嘉明は淡路志智城を領し、志智城南蟠瀬に於て兵船を造り、尋で同所より出發したるものにして松前を領したるは、文祿四年七月のことなり。又脇阪安治は淡路洲本を領したりき。次に第一征配軍の方法並に兵員數に就ては、諸書異同あり。今主として天正二十年三月十三日秀吉文書を參考して記述す。又來島氏の名に就ても、太閤記には唯來島兄弟とし、豊臣家譜には來島助兵衛、朝鮮征伐記には來島通康とし、大河内秀元記には康親從軍とせり。然れども豊公の征韓に出征戦死せしは通之通總なれば、こゝには通之を票記したり。

我が水師は文祿元年四月廿七日を以て釜山港に入りぬ。(之より先、先鋒小西行長は四月十二日加藤清正は同月十七日釜山上陸したり)かくて藤堂高虎は、唐島に於て敵の偵船百餘艘を捕拿し、更に來島通之等と共に南海を扼して、我が軍の通路を守り、以て制海權を維持したり。而して水師の部將たりし九鬼嘉隆、加藤嘉明、脇阪安治は一旦上陸して、京城に向へり。

此時に際し、我が軍は是等水師の外に、左の三艦隊を編成したり。

第一艦隊 唐島を本營として、制海權の維持につとむ。

第二艦隊 巨濟島を守備す。

第三艦隊 巨濟島東方の海面を守る。

是に於て朝鮮は援助を明に求めしが、朝鮮水師の將李舜臣は戰艦八十艘を率ゐて、巨濟島の東面に出で、我が第三艦隊と戦ひ、其二十六艘を焼き、(文祿元年五月四日)又南海島(巨濟島の西にあり)對岸に迫り、こゝにありし我が艦隊と戦ひて捷ち、更に唐頂浦に激戦したり。此時我が部將來島通之小船十餘艘を以て奮戦最もつとめしが、遂に戦歿の止むなきに至れり。時正に文祿元年六月四日なり。

(參考) 來島通之は、來島通康(村上右衛門太夫)の子にして、弟に通總あり。通總は助兵衛と稱し文祿四年出雲守に任ぜらる。

兄弟共に征韓の役に従ひしなり。

通之
通康——康親——通春(此時來島を改めて久留島と書す)

加藤嘉明等は、曩に上陸して京城に向ひしが、我が水師の敗を聞き、大に驚き、脇阪安治等と共に引き返し、李舜臣を見乃梁(巨濟島の西今のシャツドエル灣の邊)に襲撃す。李舜臣固より水路に明らかなれば、我が軍を廣濶なる海面に誘致し、連船箕形の陣を作り、我が艦船七十餘艘を焼きたりき。嘉明等已むことを得ず、軍を安骨浦に退けたり。李舜臣は閑山島に據り、斥候船を四方に出し、以て其制海權の獲得につとめたり。

(参考) 傳ふる所によれば、加藤嘉明議脇阪安治と協はす、嘉明機に先んじて出で戦ひ遂に捷たず、以て退軍の止むなきに至り。

九鬼氏と共に安骨浦に退きたれども、更に敵の襲撃を受けしが、長宗我部蜂須賀兩氏の兵竹島より來援し、苦戦の後漸く敵を斥くることを得たり。又脇阪安治も漸く圍を破り、單舸に乘じ金海に遁れたり云ふ。

李舜臣は「以舟師大捷閑山島人心始定」と稱し、更に釜山回復を企てたれども、我軍奮戦して、其意を遂ぐるを得ざらしめたるのみならず、其進撃を防ぎて、加徳島に退却せしめたり。翌文祿二年二月廿一日嘉明等は安治嘉隆と共に、李舜臣と熊川に戦ひ、其船艦若干を奪ひ、又同年六月全羅道水師の釜山來襲に際しては、よく之を斥け以て大に形勢を恢復したりき。

已にして、明より沈惟敬の平壤に來りて和を議するあり。尋で明使謝用梓徐一貫等の名護屋に來るあり。漸くにして第一役を終りたり。

第二役と伊豫の水師

第二役に於ける水軍の部署は前役と大差なし。藤堂高虎加藤嘉明脇阪安治四國海賊衆の之に加はりたること前例の如し。而して第一役に於ける我が水師の不利なりしは、主として李舜臣の韜略によれば、先づ之を斥くるを第一策とし、小西行長等巧に反間を放ち、欸を金應瑞に通じ、讒を構へて李舜臣を斥けしめたり。其結果元均之に代り、閑山島に來りて軍を督す。

慶長二年七月十日我が水師は、唐島に元均の一艦隊を襲ひ、高虎安治槍を揮うて力戦し、嘉明は刀を振うて敵艦に入り、遂に其艦を奪ひぬ。之より元均閑山島に退嬰するに至れり。然れども元均明の督促を受け、漸く出で、釜山沖に向ふ。小西行長好機至れりとなし、之を絶影島に逆撃し、我が諸將之に和し大に戦ふ。元均敗れて加徳島に走り、島津義弘の伏に遭ひ、將士四百餘人を失ひ、元均漸く月曜島に退きぬ。已にして我軍大舉襲撃して元均を殺したり。時正に慶長二年七月十六日なり。如此くして全羅道一帶の海上權は我有に歸しぬ。よりに我が水師は、全羅の海面に出で、進んで忠清京畿を衝かむとし、先鋒の將菅正蔭船艦二百餘隻を率ゐて、鳴洋渡に進む。李舜臣(元均死して再び用ひらる)豫め渡口の石梁に鐵鎖を横亘し、其十三隻を覆し、大砲火箭を發し、我軍を掩撃し、我軍大に破

られ、正蔭も亦戦死せり。かくて韓の水師は全羅を下り來れる明の水師の將陳璘の艦隊五百餘艘と合し、古今島に戦艦を列ねたり。會々慶長三年八月十八日豊臣秀吉病んで伏見城に薨じ、我軍歸國せむとするに際し、李舜臣は之を南海島の東北岸と昌善島の間觀音浦に要撃せしが、我が軍之と戦ひ、不幸にして我が船二百餘艘を焼かれたれども、猶屈せず奮闘して、遂に李舜臣を斃すことを得たり。時正に慶長三年十一月十九日なり。

(参考) 我が軍が元均を撃破せし時の戦に於ては、高虎安治先づ發し嘉明後れて至り共に、奮戦せしが戦後互に功を争ひたりと見え、て、古文書の今に傳はれるものあり。即ち

去十五日於唐島番船切取事貴所一番に候無其隠候於御前も具可申上候爲其如此候 恐惶謹言

七月廿三日(慶長二年)

- 熊谷内藏允
- 壺見和泉守
- 早川主馬頭
- 竹中源介
- 毛利民部大輔
- 太田飛彈守
- 福原右馬助

藤堂佐渡守殿御陣所
又他の一通に

今度番船へ働に付加藤左馬助御法度之御朱印之旨を相背又は兩四人相定書物之旨をも相違却て兩三人又は奉行衆までも惡口被申候義無是非候御爲を存候故各も奉行衆中も勘忍仕候以來於御前御尋之時は有様に可申上候爲其如此候以上

七月十九日(慶長二年)

- 早川主馬頭
- 太田飛彈守
- 壺見和泉守
- 竹中源介
- 熊谷内藏允
- 毛利民部大輔

小西攝津守殿
藤堂佐渡守殿
脇阪中務少輔殿

之を要するに第一第二の兩役共、我が水師の活動は陸軍のその如く、無人の境を行くと云ふの概なかりき。思ふに明韓の水師は頗る發達したるものと見えて、其戦艦の名を傳ふるものを見るに。

- | | | | | | | | | |
|------|------|-----|-----|-----|----------------|-----|----|----|
| (明國) | 鳥尾福船 | 樓船 | 柏槽 | 龍槽 | 沙船 | 船船 | 銅鉸 | 小船 |
| | 海船 | 八喇唬 | 八漿 | 板屋船 | 挾板船 | 鮑作船 | | |
| (韓國) | 龜缸 | 戰船 | 防船 | 兵船 | 伺候船 | 汲水船 | 船船 | 撲船 |
| | 挾船 | 追捕船 | 小猛船 | 海鶴船 | 別小船(海の大日本史による) | | | |

以上は其製法如何なるものなりしか、今之を知るに難しと雖も、彼の李舜臣が巧に我が水師を惱しめたる龜船は、楠板を以て、百四十石内外の容積に造り、其形底部は稍平面になし、上部は龜甲の如く、凸形に板を張り、尙其上を銅板或は鐵板にて包み、左右兩邊に箭口を穿ち、船首船尾には哨窓を開き、之に鐵網を張る。而して首尾共に舵を置き、進退には帆或は櫓の類を用ひず。船底の中央部を縦に切抜きて海面に通せしめ、其前後左右を板にて圍み、水の船内に入るを防ぎ、此の切抜に車を裝置し、人力を以て船内左右より車を廻轉せしめて、船を進むるなりと云ふ。(日本帝國海上權史)之を伊豫水軍の軍法書に記載せるものに比せば其周到なりしを察すべし。

第三章 關ヶ原の戦と伊豫

關ヶ原の戦と諸侯の向背

慶長三年八月十八日太閤豊臣秀吉薨じてより、天下の大權遂に徳川家康の手に歸しぬ。而して五奉行の一人たる石田三成等は、其豊臣氏に不利なるべきを察し、義故を糾合して、こゝに家康を討たむとせり。會々家康が會津なる上杉景勝を征せむとして、東下せしを好機とし、毛利輝元宇喜多秀家等の賛助を得て兵を擧げぬ。天下の諸侯東西に分れて、兩軍大に美濃の關

ヶ原に戦へり。時正に慶長五年九月十五日なり。當時伊豫附近に於ける諸侯の向背を見るに、

安藝廣島	二百二十万五千石	毛利 輝元……………西軍
備前岡山	五十七万四千石	宇喜多秀家……………西軍
豊後府内	二万石	福原 直高……………西軍
豊後日出	一万石	早川 貞敏……………西軍
豊後富來	一万石	塩見 家純……………西軍
豊後高田	一万二千石	竹中 重則……………始め西軍後東軍
豊後安喜	一万五千石	熊谷 直陳……………西軍
豊後佐伯	二万石	毛利 高政……………東軍
豊後竹田	七万石	中川 秀成……………東軍
豊後臼杵	三万五千石	太田 一吉……………西軍
豊前中津	十三万石	黒田 孝高……………東軍
日向鉄肥	五万石	伊東 祐丘……………東軍
日向財部	三万石	秋月 種長……………始め西軍後東軍

日向佐土原 二万八千石 島田 豊久……………西軍
の如くにして、更に四國に於ける諸侯の向背は、

讃岐高松 十五万石 生駒 一正……………東軍

阿波徳島 十七万七千石 蜂須賀至鎮……………東軍

(参考) 蜂須賀氏は、稍傍觀の傾ありき。されば藩翰譜に、家政至鎮父子東西に分れて、互に相窺ふこの風説ありきと説けり。

全 住吉 一万石 赤松 則房……………西軍

土佐浦戸 廿二万二千石 長宗我部盛親……………西軍

以上によりて見れば、西軍の比較的優勢なりしことを察すべきなり。

伊豫諸侯の向背

關ヶ原の役に於ける伊豫に於ける諸侯の向背を見るに、

松前 十万石 加藤 嘉明……………東軍

板島 八万三千石 藤堂 高虎……………同

國府 七万石 小川 祐忠……………西軍

大洲(?) 一万二千石 池田 高祐……………同

和氣郡等 六万石 安國寺惠瓊……………同

來島 一万二千五百石 來島 康親……………同

此中、加藤嘉明は石田三成排斥派七將の一人者なれば、其東軍に屬したるは、固よりの事にして、安國寺惠瓊は常に三成に親しきのみならず、毛利氏の信頼厚きものなれば、(天正十年毛利氏對織田氏の和議を取なしたる舊誼もありき)此戰に際しては、三成の意を受けて毛利氏を誘ひ以て西軍の盟首たらしめき。而して又來島氏が由來豊臣氏に好感情を有したりしことは、前已に説きし所にして、從て西軍に屬せしは、訝しむに足らざるなり。其他藤堂高虎が三成と善からず、小川池田の二侯が之と善かりしを以て、東西各分屬せしなり。

かくて關ヶ原の戰當日に於て、加藤嘉明は黒田長政等と共に、東軍の右翼となりて勇戰し、藤堂高虎は福島正則と共に、其左翼となりて活動せり。之に反して安國寺惠瓊は南宮山に小川祐忠は脇坂安治等と共に、平野に陣して西軍の爲め大に戰ひ、又來島康親は東海の津々浦々に押入て兵糧秣等を奪ひ取り、之を大阪城に納れたりと云ふ。(藩翰譜)

思ふに、毛利宇喜多是西軍中の雄なるもの、みならず、藝陽の中間に於ける、舊時の伊豫海賊たりし來島康親も、亦西軍に應じたれば、伊豫國內に於ける東軍派は、西軍派の襲撃する所となり、紛争激甚なりき。即ち松前城(加藤嘉明)の虚に乗じ、毛利氏の來侵ありて、伊豫各地に戰ひしこと豫陽郡

郷俚言集に詳なり。而して三津久米方面の戦最も世に知られ、加藤嘉明の老臣佃十成の奮戦亦引く喧傳せらる。全書に曰く、

慶長五年庚子年石田治部少輔三成反逆を企て便宜の大名をかたらひ勢已に龍の雲を得東關を呑むとす、此時に當て當國松前城主加藤左馬介嘉明は東照大神君に屬従し奉り數千の軍士を引率して東國に軍行す、爰に於て中國の大守黃門輝元石田に與し其臣宍戸善左衛門村上刑部會根兵庫能島内匠等を軍將として松前の城を襲はしむ、四將三千餘騎を率し兵船百餘艘の纜を解て藝州を漕出し豫州與居島に着船す、時に松前の城代佃次郎兵衛十成謀略を以て敵軍偽寄掛を藝兵佃が計略に落て松前小勢なるを侮り三津浦に打揚て民家に暖座す是に依て佃十成潜に兵を率し相印相言を定め九月十八日の夜に乗じ三津浦に押寄民家に放火し陣營を破る、藝士大に動轉して命を捨るもの其數幾何と云ふ事を知らず、忽藝將村上會根能島等を討取、然りと雖も殘兵猶久米村如來院に楯籠、十成重て兵を進て東方に向ふ時に味方黒田九兵衛諸士に抽て如來院に至りみづから門を破る、其勢惡鬼の如く一揆の郷民鐵砲を打出すこと雨霰の如し、黒田更に恐れず門内に入藝兵を討取竟に鐵砲に中り命を殞す（其處に墳を築き黒田塚と名付郷民風病瘡疾を愁る時は此塚に詣て香花を備拜すれば斯病必ず本服す、村老野父是を尊び一社の神に祭る今日尾八幡宮の坂中西の方の祠是也）憐むべし。勇悍豪傑

の士なるをや、且飛松兵介黒田につづき門に入て共に院中に抛つ、佃十成兵を東西に分ち前後より攻入て速に藝陣を破、遁を追事甚急にして討取首級其數を知らず、里民久米軍と云るは是なり、此時南郷（佐原）の一揆蜂起して志を藝軍に運ぶ、時に剛なる哉竹村源介通審汗馬に鞭を打て佐原に馳行、一鎗を捨て路に跨り眼を瞋し賊を睨む其怒聲雷の如し、一揆等竹村が勇猛に伏して悉く逐電して和氣郡山邊越に落入、近境邊土の隠士浪客村老野父をかたらひ競ひ漸盛になる、神殿山越村還熊八幡を本陣として松前に向ひ楯をつく仍て松前の軍將佃十成兵を帥て八幡山に推寄攻動す事雷の震ふが如し、藝兵鞆を傾て防戦すと云ふと終に圍を破られ、風早に遁去り各船に取り乗り藝州へ漕歸るとぞ、然れども郡民藝士に心を寄せ黨を結び一揆蜂起して松前分領の村々に攻入家財農具を奪ひ取る、十成怒て兵を率し一揆の郡郷に馳向ひ賊軍と相戦ふ其將正岡式部寺町彌六右衛門を討取郷民大に恐れ或は降參し或は走るものも有其所に火を放ち、一時に焼失す、是より當國靜謐に治りしと云へり。

按ずるに毛利軍を援助したる、一揆が和氣郡に興起せしは、同郡が安國寺惠瓊（西軍）の領する所なりしによれるか、又佃十成は松山築城の後、同城北廓守護の任に膺りたれば、こゝに佃十成の名あり。（現今の第七尋常小學校のある所なり）十成は寛永十年三月二日八十二歳を以て逝けり。

又前掲東西兩軍分屬表中にある、池田高祐は或は舊記に見ゆる池田伊豫守のこゝならむか。若し然らば伊豫九万七千石内三万七

千石御代官所を預るを見ゆ。而して伊豫守は征韓の役に病死して絶家とも見ゆ。其だ疑ふべきなれども、暫く表記し置きたり。

西軍の敗と伊豫諸藩

かくて戦の結果は、全く西軍の敗に歸し、石田三成の滅亡と共に、毛利氏は削封宇喜田氏は流謫の身となり、天下の形勢爲めに一變せり。即ち

安國寺惠瓊は 逃げて、鞍馬月性院に潜み後七條道場に又東寺に隠れしが、奥平信昌の爲めに捕へられ、遂に三條河原に於て斬らる。

小川祐忠 池田高祐共に、其封土を削らる。但し一説によれば小川祐忠は心俄に變し小早川秀秋に従ひ、急に大谷吉隆の營を襲へり。然れども戦後廢せられて、庶人に貶せられたりとも云ふ。

來島康親 慶長六年二月來島より豊後國日田玖珠速見三郡の地に轉封せられ、森に移る。(藩翰譜)

加藤嘉明 十万石を加へられて、廿万石となり、尋て松前より松山に移る。(慶長八年)

藤堂高虎 十二万石を加へられて、廿万三千石となり、板島より今治に移る。

かくして伊豫八藩分立の勢を馴致せり。

江戸時代

第一章 伊豫八藩の成立

松山藩の成立に就て

(一) 關ヶ原の戦以前。 天正十三年河野氏の滅ぶや、小早川隆景伊豫に封

せられ、卅五万石を領し、湯築城に治せしが、天正十五年封を筑前名島に轉せられ、福島正則代て、

此地に封せられ十一万石を領せり、かくて其居を越智郡に移し府中城に入りぬ。府中城は今の字古國

分唐子山の麓にありしものなるべし。之より湯築城は廢墟となりしこと已に云へり。

かくて文祿四年七月廿一日に至り、加藤嘉明は淡路志智城より轉じて、伊豫松前に封せられしが、慶長五年關ヶ原の戦功により、廿万石に加増されしかば、こゝに居を勝山に移さむことを期し、幕府の許可を得て築城に従事し、慶長八年十月に至り竣功せしかば、やがてこゝに移居したり。之を實に松山の開市とす。蓋し松前城は海風の襲來多く、地勢頗る不便なりしによれりと云ふ。

(二) 松前城と松山城。

松前城。 松前城は伊豫郡松前町大字筒井にあり。由來此邊は昔岡田郷の一部分なりしなるべく、南北朝時代には南朝方合田彌四郎の據る所なりしが、武家方たりし河野通盛の部下祝安親の爲めに陥れられ、後一時大森彦七の領する所となりし旨太平記に見ゆ。其後戰國時代に及びては河野氏の部將栗上氏此を守り、文祿年中には栗野木工頭秀用此城に居り七万石を領せしが關白秀次の事に連坐し、京都東山に於て自殺し、文祿四年七月廿一日加藤左馬助嘉明淡路志智城よりこゝに移れり。之より松山城に移轉するまで嘉明の在城九ケ年なりき。伊豫郡手鑑等を參考するに、

一古城 城主加藤左馬助様

右古城松山え引け申節慶長七寅年但し享保十六亥年迄百三十年に罷成候由申傳へ候

一古城本丸 東西五十間 南北六十五間

一古城二丸 東西四十九間 南北百六十二間

一内堀之儀は古城の東二の丸畑の間に今堀の形御座候

一外堀之儀は西北東三方に入江の大沼御座候由只今に至て古城北西に川筋御座候重信川の水も以

前は右の川江大方參申由申傳へ候

一殿町は古城南濱村まで殿町にて御座候由申傳へ候今に小名を殿町と申候

一燈籠堂の橋と申候は筒井村濱村との境に横一丈一尺長七間の橋御座候以前は橋所二丁程北に御座候由

一龍燈松右二丸畑南に御座候但し本丸より辰己に當て御座候

一古城御番所本丸の戌亥角に御座候

右は享保年間の状況を記述せるものなれども、之によりて今の松前町の字(地名)と對稱せば古城の位置を推定するに便なり。故に附記す。又松前なる文字は寛永以後のものらしく、其以前には松崎眞崎正木滿崎等の字を用ひたり。(伊豫史談第廿二號に、西園寺富水兄の詳細なる研究あり。參照を要す。)

松山城。 松山城は温泉郡勝山の頂にあり。勝山は古文書に見えたる味酒山(味酒山は南北朝時代に宮方の據りし所なり)のことにして、昔時味酒郷の一部なりしならむ。傳ふる所によれば、もとの南北の二峯なりしを、埋めて一峯とせしなりと、固より史的の證左はあらざれども、小谷の地名(現今久松伯爵別邸のある所)今猶存し、築城前にはこゝに小谷山雲祥寺ありたり。之等より考ふれば上述の傳説の眞なるを知るに足れり。而して加藤嘉明は此際其臣足立重信の議を用ひ、湯山川(一名寶川即ち今の石手川)の流域を南に轉じて、末流を伊豫川(今の重信川)にして其治水者の名

を負ひてかく改むと云ふ)に合したり。其合流する所を、出合と稱す。故に築城前の石手川の流域は今と異り。即ち岩堰より湯渡邊を経持田村の中央を走り現今の松山市玉川町邊より、二番町八股に出で、南堀端を斜に走り、出淵町妙清寺邊に出で、松山市公會堂(萱町)の南傍を経て次第に吉田濱に注ぎしものなるべし。而して嘉明は又別に城山の東に、溝渠を鑿ちて、和氣濱に通じ、以て舟楫の便を圖らむとせしかど、土木功成らずして封を會津に轉せらるゝに至れりと云ふ。

松山築城の起工は、慶長七年正月十五日にして、翌八年十月に至り、松前よりこゝに移轉したりと云ふ。

(参考) 松前に居住して、松山市邊に魚類を行商する婦人を世に「おた、」と稱す。其稱呼の來由に就ては、加藤家遺臣の婦人が行商するにより松前の御方(マサキノオカタ)の轉なりとし、又某公卿の女寵といへるもの松前に來りて、魚を行商せしより、瀧(タキ)の轉したるものとする等種々の傳説あり。又其頭に戴ける桶を御料櫃と稱するは、松前より松山に移轉の際之等の婦人が加藤家の命を受けて、運搬の用を果したるより、來れる名なりとの説をなすものあり。然れども御料櫃等の稱呼は古くよりある事にて、「オタ、」は御魚(オト、)の轉なるべく、元祿頃の俳句にも「タ、」と呼びたる例もあり。されば余は「オタ、」は「オト、」の轉ならむと信ずるものなり。

又加藤嘉明が築城を思ひ立ちし時、其位置に於て天山御幸寺山勝山の三所を相し、幕府に上申し、遂に勝山に決したりと云ふ説話あり、之は松山俚人談に見えたり。

始め嘉明は山上に五層の天守閣を設けしが、久松氏襲封に及び、寛永十九年改築して三層となしたり。然るに天明四年雷火の厄に遭ひ、天守閣本丸共焼失せしかば、文政三年再建に着手し、卅五年を経て安政元年竣功せり。是れ即ち現今の城廓なり。而して嘉明築城當時のものにして、現存せるは筒井門と乾櫓となり。又城山の殖林は主として久松定行入城(寛永十二年)以後のものにして、入城當時は元山なりしを麥粟を蒔かせて、鳥類を群集せしめ、更に日向國より松の實を取寄せて蒔かしたり。而して今の兵營外濠の堤は初竹藪なりしを、寛永十二年九月幕府の允許を得て、松を植ゑたるなりと傳ふ。而して城廓の結構に就ては、

城山高さ 五十二間(天守閣台まで)

城山惣廻り 千七百五十五間(三十丁十五間)

本丸 東西三十四間 南北三十間五尺

本壇高さ 十間 石垣廻り 七丁四十二間

本城は廢藩置縣の後廢城となり、尋で陸軍省所轄地となりたり。明治四十四年四月以後、松山市之を借り受けて市設公園とし、大正十二年久松伯爵家之を購入し、松山市に寄附せらるゝこととなれり。

(三)加藤嘉明 加藤嘉加は寛永四年二月に至り、封を會津に轉せられ、四十万石を領することなれり。此轉封ありし所以は聿修錄によれば、邊要の重鎮として藤堂高虎の推薦せしによれりとあれど、幕府の隱密が伊豫を調査し、其報告を終へて間もなきことなれば、幕府には深意の存するものなりしなるべし。嘉明の松山にありしこと、慶長八年より寛永四年まで實に廿五年なりき。

加藤嘉明は三河國長良郷賀氣村の人、永祿六年を以て生る。父を孫次郎教明タカアキと云ふ。徳川氏譜第の士なりしが、一向專修の門徒に與して之に背くに至れるなり。嘉明幼にして豪邁衆と異り。天正二年出で、羽柴秀吉に長濱に仕ふ。已にして賤ヶ岳の戰(天正十一年)あり。七本槍の一人として武名を世に轟したり。後小牧長久手の戰紀伊雜賀の征討皆功あり。天正十四年十一月一日淡路一万五千石を領す。尋で志智城に移り、翌年三万石を賜はる。征韓の役水師を督して功あり文祿四年七月松前城に封せられ六万石を領す。(或は十万石とも云ふ)關ヶ原の役風に志を徳川氏に寄せ、衆に先んじて質を委したり。亂平定の後慶長五年十一月廿万石に加増せられ、慶長六年勝山築城の許可を受け同八年十月新城に移る。かくて寛永四年に至り、會津に轉封となり、四十万石を領す。後寛永八年九月十二日六十九歳にして江戸櫻田の第に卒したり。

因に云ふ。嘉明の卒後は其子明成封を嗣ぎしが老臣堀主水との争あり。遂に封土を納れむことを乞ひ、之を許さる。時に寛永二十年五月三日なりき。其子明友石見吉良一万石を賜ひ、後天和二年六月近江水口二万石を領するに至れり。かくて四代明英に至り、下野壬生に轉じ、(元祿八年)五代嘉矩復水口に轉じ二万五千石を領せり。是れ正徳二年二月のことにして、現加藤子爵家即ち是なり。嘉明は大正六年十一月從三位を追贈せらる。

(附記)

足立重信……足立(松山にては足立と書し、會津にては安達と改め水口にては足立に復す)重信は加藤嘉明の重臣なり。嘉明の命を受けて、重信川の水を治め(此中嘉明の施設したるものとして世に傳へられたる所を左馬助殿堤と云ふ)尋で石手川の流域を變更し、一は以て松山築城に資し、一は以て灌漑に便し、爲めに三百餘町歩の田圃を得たりと云ふ。又松山築城に際しては、重信山下八兵衛と共に普請奉行となり、以て竣功の績を挙げたり。寛永二年十一月十七日病を以て、松山の私邸に逝く。邸址は今の西堀端勸善社の地なり。遺言により城北來迎寺の丘上に葬る。大正八年十一月正五位を追贈せらる。足立彰功會に於て頌徳碑建設の舉あり。

(四)蒲生忠知の就封。 加藤嘉明の會津に轉封せらるゝや寛永四年二月十日蒲生氏郷の孫、忠知出羽上の山四万石より、松山に轉じ、近江日野と合せ廿万石を領することなれり。然るに忠知寛永十

一年八月十八日年僅に卅歳を以て京師に卒し、嗣なくして家絶えたり。蒲生氏の在城、僅に八年なりき。忠知の墓は松山市末廣町興聖寺にあり。題して興聖院殿前拾遺華岳宗英大居士と云ふ。又宮古町大林寺にも其墓と稱するものあり。蓋し興聖寺はもと大林寺の位置にありたりとの傳へあれば、墓も亦共に移したるものならむ。

按ずるに、蒲生家は蒲生氏郷に至て最も著はる。氏郷の室は信長の女冬姫にして、氏郷卒後（文祿四年二月七日卒す。其毒死にあらざることは醫學天正記によりて明らかなり。）子秀行嗣ぐ。秀行の室は家康の女振姫なり。（秀行卒去の後淺野長晟に再嫁す）秀行慶長六年會津六十万石に封せられしが資性殘忍の評あり。慶長十七年五月十四日卅歳にして卒し、其子忠郷（龜千代丸）十歳にして家を嗣ぎしが、寛永四年正月四日疱瘡を病みて卒す、年廿五歳。（其夫人は藤堂高虎の女高松君なり）よりて弟忠知（鶴松丸）家を承け、同年二月十日伊豫松山と近江日野とを合せて廿万石を領するに至れり。而して其卒去と共に、家絶えたること前述の如し。

氏郷（文祿四年二月卒す）——秀行（十三歳襲封慶長三年下野宇都宮を領し、全六年會津六十万石に轉ぜられ慶長十七年卅歳にして卒す）——忠郷（寛永四年廿五歳卒す）——忠知（兄の後を承けて寛永四年松山を領し、寛永十一年卅歳にして卒す）

忠知の治世中寛永六年正月松山一揆の蜂起ありしが、やがて鎮定を見るに至れりと云ふ。（寛明日

記）

(五)松山城在番の時代。 蒲生家断絶と共に、大洲藩主加藤泰興は、山崎甲斐守川勝丹波守と共に松山城預りを命せられたり。之より久松氏の就封まで、其間僅に十一ヶ月なり。

松山城在番の時代に於て松山藩領なる伊豫浮穴の廿ヶ村と大洲藩領なる風早郡七十八ヶ村石高一万六千〇五十二石〇五升七合と替地のこと執行せられたり。其幕府の允許を得たるは、寛永十二年八月なりき。

(六)久松定行の就封。 寛永十二年七月廿八日に至り、伊勢桑名城主久松定行松山に封せられ、十五万石を領し、同年九月六日就封せり。

按ずるに、久松氏系圖の傳へによれば、菅原道眞の孫、雅規幼名久松丸尾張國智多郡英比庄に貶せられ、里俗之を久松殿と稱す。貞元元年を以て卒す。其裔道定に至り、久松氏を稱し、尾張の守護斯波氏の被管となれり。

英比郷は安久比、阿戈又阿古居にして、和名抄にも尾張國智多郡英比郷とあり、現今の武豊成岩より緒川大府邊までに當り、今も猶半田川の水源地を阿久比谷と稱し、上阿久比村字坂部には久松氏の城址ありと云ふ。

道定の裔俊勝は三河國刈屋城主水野忠政の女（傳通院夫人なり）を娶りて、定勝を生めり。定勝の

母即ち傳通院夫人は、元三河國岡崎城主徳川廣忠に嫁したりしが、其兄水野信元今川氏を離れて、織田氏に屬するに及んで、遂に徳川氏を去らざるべからざるに至り、三歳なる一子家康を残して、兄信元の家へ復歸し、更めて久松俊勝に再嫁せり。されば定勝は徳川家康の異父弟なり。定勝始め（天正十八年の頃）下總香取村小南三千石を領するに過ぎざりしが、家康志を得るに及んで、共に榮達を見、慶長六年二月關ヶ原戰役の功によりて、遠江掛川を領し、元和三年伊勢桑名十一万石に轉せられたり。定勝は寛永元年三月十四日六十五歳を以て逝く。

定行は、父卒去前（元和六年）伊勢長島二万石を領したりしが、父の後を承くるに及んで、桑名城に移り、寛永十二年に至り、松山十五万石に轉封せられたるなり。

寛文印知集によれば、松山藩は伊豫國温泉郡三十五ヶ村二万八千五百十五石餘、風早郡七十八ヶ村一万六千五百五十二石餘、久米郡三十一箇邑一万五千七百九十石餘、野間郡二十九ヶ村一万四千九百十五石餘、和氣郡二十ヶ村一万四千二十五石餘、浮穴郡之内四十三ヶ村二万二千二百二十石、伊豫郡之内十九ヶ村一万三千五百七十一石、周敷郡之内二十四ヶ村一万三千三十石餘、越智郡之内二十三ヶ村八千三百三十二石餘、都合十五万石とあり。（寛文四年四月五日附）

今治藩の成立に就て

今治は、天正十五年福島正則道後湯築城より、轉じてこゝに移り、府中城

に入る。城は唐子山の麓にあり。文祿四年に至り尾張清洲に轉じ、廿万石を領す。尋で小川土佐守祐忠七万石を以てこゝに治し、關ヶ原戰役の後除國となり、慶長五年十一月十八日藤堂高虎板島八万三千石より、加封して廿万石となり、こゝに轉じ、新に今治市の南方に築き住す。（慶長七年六月起工し九年九月竣功す）然るに慶長十三年八月高虎伊勢に轉じ、伊賀の一部を合せ、廿三万石を領するに及んで、其義子高吉（實は丹羽長秀の子にして、羽柴秀長の養ふ所となり、後秀吉の旨を受け高虎之を子養す）此所に留りて、二万石を食みたり。但し寛永十二年に至り伊賀國名張に轉せられぬ。寛永十二年七月廿八日（一説に十一月廿二日）松山藩主久松定行の弟美作守定房三万石を以て、此地に封せらる。現久松子爵家は是なり。

府中城は唐子山の麓にあり。昔小市國造越智直以來の舊蹟にして、延元年中には四條有資こゝに在府せり、今治築城と共に廢墟となれり。

藤堂高虎は近江國藤堂邑の人なり。父は虎高と稱す。小谷城主淺井備前守亮政に屬せり。淺井氏滅亡後高虎は木下秀長に仕へぬ。天正十三年四國征討に際し、高虎其主秀長に従ひ、阿波に入り、處々に轉戦して功あり。天正十五年正五位下に叙し、佐渡守に任せられ、紀伊粉川邑を領す。文祿元年南海の諸將と共に、水軍の將となり、渡韓して功あり。然るに文祿四年四月其主大和中納言秀

保(秀長の子なり秀長は天正十九年正月薨す)俄に病歿せしかば、高虎薙髮して、高野山に入れり。後豊太閤の召諭により、板島七万石に封せられ慶長二年再び征韓の役に従ひて殊勳あり。慶長五年十一月今治に移り、慶長十二年七月佐渡守を改めて和泉守と稱す。(執政本多佐渡守と稱を全じうするを以てなり。)慶長十三年伊勢に轉じ、寛永七年十一月十八日を以て卒去せり。年七十五歳。高虎は當時有名なる築城家にして、江戸の築城大阪城の修築にも關係せり。就中今治の築城は、最も進歩したるものにして、台南のゼーランデヤ城に似たる所あれば、蘭法を參取せしにあらずやとの説あり。伊勢の津市邊には維新前まで煙草のことを、伊豫と云ひ、煙草商を伊豫屋といへり。是れ高虎の轉封と共に伊豫煙草商の其地に隨從せしによれりと云ふ。

久松定房は寛文五年六月に至り、武藏下野常陸三國の内合高一万石を加封せられ、嗣子定時を経て定陳に至り、延寶四年十月關東領地の中五千石を割て、弟定道に分ち、別に家を成さしむ。元祿十一年三月幕命により、領地の關東にあるもの五千石を納れ、更に伊豫國宇摩郡の内を賜ひ、之を世襲して廢藩置縣の際に及べり。即ち今治藩は三万五千石にして封内は、越智郡八十一ヶ村宇摩郡の内十九ヶ村なり。但し寛文印知集(寛文四年四月五日日附あるもの)には越智郡之内六十八ヶ村都合三万石とあり。

宇和島藩の成立に就て

(一)伊達氏の就封。

宇和島は始め板島と稱す。黒瀬城主西園寺公廣の

弟宣久ここに治したりしが、(宣久は天正八年五月十八日卒す。墓は北宇和郡來村大字宮下來應寺にあり)西園寺氏の歿落と共に、天正十五年戸田勝隆大洲板島兩地に封せられ、大洲地藏ヶ岳城に居し、其臣戸田與左衛門を板島丸串城に置けり。然るに勝隆征韓の役に従ひ、狂疾を得て歸り、文祿三年十月死亡す。よりにて、翌文祿四年六月十九日に至り、藤堂高虎大洲板島の地七万石に封せられ、板島を改めて宇和島となす。(高虎の就封は聿修録による。文祿三年とする説もあり。又文祿四年伊豫板島に封せられ慶長三年六月廿三日に至り大洲一万石を賜はるとの説もあり)高虎其一族藤堂良勝をして、ここに居らしめ、丸串城には、佐伯權之助を置きたり。關ヶ原の役後、高虎今治を領し(慶長七年今治に移る)慶長十一年富田信濃守知信(一に又知勝或は信高とあり)宇和島十萬石に封せられぬ。然るに知信は事を以て石見津和野城主坂崎直盛と争ひし罪によりて、其封を削られ、岩城に放たれ、暫く幕領となれり、後藤堂氏の管理を命せらる。高虎よりて同族良勝をして管理せしめたり。

(參考)野史の説によれば、富田知信の夫人は宇喜多氏なり。夫人の姪坂崎左門と云へるもの罪を其主津和野城主坂崎氏に得たりしが、左門走つて延岡に至る。夫人竊に米を送りて之を援く、坂崎氏怒つて幕府に訴へしによるとせり。

已にして慶長十九年十二月に至り、伊達政宗の男秀宗改めて宇和島十萬石に封せられ、翌元和元年三月十八日宇和島城に入れり。當時藤堂氏より引継ぎたる所領は、本高十萬二千百五十四石三斗八升六合十七郷二百七十三ヶ村なりき。

因に云ふ。富田知信は鹽成の堀切を企圖したり。之は西宇和郡三机村の東に於て、佐田海角地を横斷する運河にして、慶長中之を起工したるものなり。其功を果さざりしは憾むべし。蓋し佐田岬迂回の航路に比せば數十里を短縮すべき計劃なりき。或は云ふ慶長十五年より始めて十七年に及びしが、功成らずして改易せられたるなりと。

(二)宇和島城。もと板島丸串城と云ふ。慶長九年藤堂高虎川原淵組松丸村の内河後の森の天守閣を今の地に移し、以て現天守閣の基礎を劃し、伊達氏就封の後寛文四年松根市郎右衛門を總奉行として、修築に従事せしめ、八年の後漸く竣功せり。之より後逐次修補を加へたるもの、是れ即ち現今の宇和島城なり。舊記に曰く、

- 一天守閣、方角戌亥向土臺より高さ七間
- 一追手東向、搦手南向兩口なり
- 一山高 三十三間程 所により高下有之

一本丸 二之丸 三之丸

一郭廻り 十六丁

一物狭間數 千五

一丸之内小路 十三丁

一城内外番所 二十ヶ所(中略)

一侍屋敷 二百五十坪(以下略す宇和島吉田兩誌による)

(三)伊達秀宗並に伊達氏に就て。伊達秀宗は、仙臺藩主伊達政宗の第一子にして、母は側室飯垣氏

なり。幼名を兵五郎と呼ぶ。政宗心を傾けて豊臣秀吉に仕ふ。されば秀頼の生れし時兵五郎を獻じて其家人とせむと請ひしかば、秀吉大に喜び、爲に名を命じて秀宗と云ふ。時に年六歳なりき。後秀頼と共に大阪に人となりしが、秀吉薨じてより、政宗また徳川氏と結び、慶長十九年十二月廿八日伊豫國宇和島十萬石に封せられ、侍從兼遠江守に任せらる。秀宗の始めて宇和島に入るや、京師より攝津伊丹に出で、尼ヶ崎より船に乘じ、伊豫長濱に着し、それより本城に入れりと云ふ。時正に元和元年三月十八日なり。明曆四年(此年七月廿三日万治と改元)六月八日六十八歳を以て卒す。

伊達氏。はもと藤原氏、河邊左大臣魚名の玄孫中納言山陰に出づと稱す。山陰の末裔大膳大夫政

宗と云ふものあり。代々陸奥伊達郡に住す。よつて氏とす、政宗（應永二年卒す）の後氏宗持宗成宗尙宗植宗晴宗輝宗（尙宗以下足利將軍の諱を賜ふと傳ふ）を経て、中納言政宗に至れり。

政宗天正十二年を以て家を嗣ぎ、米澤の城に居る。固より武略あり。天正十六年蘆名氏を滅ぼし、會津（四郡）仙道（七郡）を併せ領せしが、天正十八年豊臣秀吉の出でて小田原を征するや、政宗其石垣山の陣に赴き、之に降伏したり。秀吉薨後徳川氏に結び、家運益隆盛を見るに至れり。寛永十三年五月七十二歳を以て逝く。其子綱宗家を承け、同秀宗は宇和島に封せらる。

吉田藩の成立に就て

吉田藩は、宇和島藩主伊達秀宗の五男從五位下伊達宮内少輔宗純の封せられし所にして、其成立は明暦三年七月廿一日なり。此時元宇和島藩領の中、十一郷七十七ヶ村三万七石六斗八升五合奉行井上五郎兵衛以下三人並に侍八十一人の分配を受けたりと云ふ。宗純元祿四年を以て退隠し、寶永五年七十三歳を以て卒す。

大洲藩の成立に就て

大洲は元弘以後宇都宮氏の管する所にして、歴世其居を地蔵岳城に占めたり。後其衰亡と共に菅田直之の據る所となり、直之敗れて後天正十五年戸田勝隆ここに封せられしが、文祿三年を以て病歿し、其翌文祿四年六月十九日藤堂高虎大洲板島七万石に封せられ、ここに居ること暫時にして板島に移りたり。（高虎は慶長五年に至り更に今治に封せられ、慶長七年今治城竣工

と共に同地に移り慶長十三年伊勢に轉封す）已にして慶長十三年に至り、脇阪中務少輔安治五万三千石を以て、大洲に來り治し元和三年京都西洞院に退隠し其子安元に傳ふ。安元其年を以て信濃國飯田五万五千石に轉じ、加藤左近太夫貞泰伯耆米子より、ここに轉じ、六万石を領して、子孫相承け以て王政維新の際に及べり。

加藤氏は其先を光泰と云ふ。光泰は美濃國厚見郡今泉村橋詰庄の人にして、始め織田信長に仕へ、尋で豊臣秀吉に愛せられ、數度の戦功によりて、近江國高島の城を賜ひ、後天正十八年甲斐國二十四万石を得たりしが、文祿二年八月征韓の役に従ひ、途中にして病歿し、其子貞泰後を承けて美濃國黒野四万石を領せり。然るに慶長五年關ヶ原の戦役の際、徳川氏に與して功あり。慶長十五年七月伯耆米子を賜ひ、二万石を加増せられしが、大阪役の戦功により、元和三年伊豫國大洲に封せられたり。貞泰は元和九年五月廿二日四十四歳を以て卒す。貞泰資性仁愛にして節義を重んじ、殊に武道を嗜み、騎馬に長じ、兼て文雅の趣あり。將軍秀忠之を十万石に加増せむとせしが、譜代諸侯との權衡を失せむことを慮りて、六万石にとどめたりと云ふ。嫡子泰興家を承く。

寛文印知集によれば、喜多郡之内八十三ヶ村浮穴郡之内五十五ヶ村伊豫郡之内十七ヶ村風早郡之内六ヶ村攝津國武庫郡之内二ヶ村都合六万石半、内一万石加藤織部可進退之殘五万石宛行訖云々とあり。

(寛文四年四月五日附)

新谷藩の成立に就て

新谷藩は、大洲藩主加藤左近將監貞泰の遺旨により、其二男從五位下加藤織部正直泰の封せられし所にして、元和九年一万石分知の許可を受け、寛永十九年居館を新谷に營み、延寶二年移住せり。其領域は喜多郡の内十三ヶ村浮穴郡の内八ヶ村伊豫郡の内三ヶ村合せて二十四ヶ村なり。而して直泰は天和二年六十八歳にして卒す。

西條藩の成立に就て

一柳氏時代。

一柳氏姓は越智、河野四郎通信十三世の孫宣高に出づ。

宣高大永中伊豫を出で、美濃に赴き、土岐頼藝に仕へ、一柳氏と改む。蓋し尾張一柳御厨に住せしことありしによりて名づけしならむと云ふ。世々厚見郡西野村に住す。孫直末豊臣秀吉に仕へ、美濃竹鼻城一万石を領し、天正十八年小田原征討中戦死す。弟直盛其後を承け、尾張國黒田城三万石に封せられぬ。之より徳川氏に親しみ、慶長六年伊勢神戸五万石に移り、寛永十三年五月伊豫國西條に移る。(加除封録による)

かくて直盛就封の途中大阪に卒し、直重後を承く。其子直興次で立ちしが、故ありて(京都女院御所造營の助役を命せられし際其勤方不行届とありて)寛文五年七月廿九日除封せられ、加賀國に貶謫せらる。

(参考) 豫章記に曰く越智玉純は、宇摩大領にして樹下大明神と云ふ。其子益男周布郡司たり。其子眞勝西條館と云ふ。其子深野

桑村館と云ふ。其子興村桑村新館と云ふ。其子興利樹下押領使と云ふ。其子好方越智押領使と云ふ。天慶

中純友の首を取るにあり。以て東伊豫に於ける河野黨の興起を見るべし。又同書に河野通信始は事功に募り、伊與國に守護職並

に新居西條庄を賜り、三十六人を進退し、十八ヶ村一族一味して、馳走せしむ云々見ゆ。加之忽那軍忠日記にも西條の名所々に

見ゆ。而して東豫の河野黨の一なる、得能氏は宮方に、道後の河野氏は武家方に分屬し、應仁の亂に際しても、亦河野氏東西に

分争し、河野通春の黨は遂に國を逐はれぬ。一柳氏の祖先も亦此の如き事情によりて國を去りたるものならむ。

松平頼純の就封。

松平頼純は、紀伊侯頼宣の二男なり。寛文十年十二月十八日()に封せられ、同

十一年三月封に就き三万石を領す。之より子孫相傳へて、明治維新の際に及べり。頼純は左少將左京大夫に任せられ、正徳元年七十一歳を以て卒し、五男頼致家を承く。

小松藩の成立に就て

一柳直盛伊勢神戸より、西條に轉封せられしが、就封の途中大阪に於て卒

し、子直重立つ。尋で弟直頼に周布郡塚村の地一万石を分封す。時正に寛永十三年十一月廿四日なり。かくて其翌年に至り、直頼は居館を塚村に營み、之に居る。後改稱して小松と稱す。(寛永十五年)其食邑は新居郡の中、四ヶ村周桑郡の中廿一ヶ村總計廿五ヶ村草高一万石なり。直頼正保二年を以て卒し、傳へて明治維新の際に至る。

以上によりて伊豫に於ける八藩の成立全く成れり。今之を表示すれば左の如し。

松山藩 (十五万石)	久松定行	寛永十二年就封
今治藩 (三万五千石)	久松定房	寛永十二年就封
宇和島藩 (十万石)	伊達秀宗	慶長十九年就封
吉田藩 (三万石)	伊達宗純	萬治元年就封
大洲藩 (六万石)	加藤貞泰	元和三年就封
新谷藩 (一万石)	加藤直泰	延寶二年就封
西條藩 (三万石)	松平頼純	寛文十年就封
小松藩 (一万石)	一柳直頼	寛永十三年就封

第二章 八藩沿革概略附説伊豫の幕領

松山藩

(い)久松定行の時代

一、久松定行入城の當時。久松定行は、寛永十二年七月廿八日伊勢桑名より、松山に轉じ、同年九月六日を以て松山に入城せり。當時の松山は、都市としては、眞に草創に屬したり。其事左の記事

によりて明らかなり。

垂憲録拾遺……古老の喩に、松山城の有様を聞に、御入國の節は、松も至て少く親木ばら／＼とほえて、大牛赤土に城を築きたるが如く、其節天守も五重なれば、殊の外高く見えて、餘の櫓も、誠に突立たる如く、至て危く見えたり。加藤公の新營よりは、餘程年經たる事なれども、至て新敷見えたり。堀の土手も小竹生ひ茂りたりしが、六七年の内に追々竹も大きくなり、繁茂しけるが、其節逆も盜賊の隠れ場なれば、治世には、大なる害なりと云人多かりし云々。

金子某書留……九月廿五日廿六日御城下を馬上にて御巡見被遊、其節御供馬凡十五六騎も有之由、是皆家老奉行用人を始、側衆の面々なりしと、家中屋敷の趣至て質朴なる事にて、本屋杯過半杉ふき藁ふきにて、表の圍は篠にて圍ひ置、掛屏は至て稀なり。物見連子の類も篠圍を切抜、又掛屏の下地を塗り残し有たるまでにて、格子など付たるはなし。組家町家杯も道筋至て不同にして、離れ離れに建たるもの也。右御巡見の時は、町家不殘己が家の前へ出て、御目見をなし、稀には御意ありしも有きなり。袴を着たるは少く、一刀を帶し、男女共白木綿の裏を付し故、御入國の輩も居付の者もは、自然としられたり。士官の面々は、近頃阿波より流行し來る納戸茶染と云色の木綿服也。尤袖口裏共同と色にして、帯は紺染に限りたるを見えて、他色を帶たる人を見ず。又稀には、薄き茶色又は紺淺黄の服あり。皆袖口裏とも同じ色也。町人百姓は皆淺黄紺色に限り、他の色を着たるものなく、又士官町人共に、縞の着類を着せしはなし。稀には婦人にふき縞の衣類あり。男子の分はたこへ童たりとも家の紋をふき付て、縞類は用ひざる風俗なり。如是衣類家居とも、麗相なる様なれども、諸國共に一般なれば、かつて笑ひかたる人もなく、又質朴也と稱する者もなかりしと云々。

又當時は士風も頗る活潑にして、夜中石手河原に角力を催すもの多く、或は馬廻番士某は圍碁の爲め

生命を賭するに至りしかば、嚴に之を戒告し（圍基の事は三代定頼の治世中に屬す）たる事あり。以て士風の概を窺ふべし。

一 島原の亂と松山藩。 之より後寛永十四年十一月に至り、肥前島原の亂平定の爲め物頭片岡新右衛門正信使番黒田將監吉辰を遣はし、幕府の將板倉内膳正重昌を援助せしめしが、翌十五年正月元日重昌戰死に際し、片岡も討死し、黒田は重傷を負ひたり。後松平信綱代て幕軍に將たるに及び、松山藩よりは相田六左衛門正盛萩原半兵衛重賢を遣はしたり。（島原の亂と伊豫切支丹参照）

一 長崎探題。 已にして、正保四年幕命により定行は長崎に赴く。此年七月九日定行三津を發して同地に至れり。

一 松平不白罪を得て松山へ預けらる。 松平不白は能登守と稱す。名は定政定行の弟なり。慶安四年七月九日寛永寺に於て一書をどごめ、俄に通世す。蓋し世事に慨する所ありしが如し。幕府狂亂の致す所となしこゝに至りしなり。不白は寛文十二年十一月廿四日六十三歳にして逝く。惟ふに不白の遁世はかの極刑に處せられたる浪士由比正雪の死に後るゝこと十四日なれば、諸侯伯の政事に容喙するを、嚴禁せむとする、幕府爲政上の犠牲となりしものなるべし。（伊豫史談十五號拙稿松平不白公参照）

一 定行致仕す。 明曆四年二月廿七日定行致仕し、翌年東野の別墅に移り、尋で剃髮して勝山と號

す。之より悠然として老を娛みしが、寛文八年十月十九日八十二歳を以て、同所に逝く。治封實に卅五年、隱棲十一年、遺骸を城外祝谷常信寺に葬る。法號を眞常院殿侍從道賢勝山大居士と云ふ。

(ろ) 定頼定長定直の時代。

一定頼。 定頼は明曆四年二月定行退隱の後を承く。爲政上の事蹟の特記すべきものなし。寛文元年十月三津繩手に松杉千三百本を栽植せしめて、往來に使せしことあり。翌寛文二年正月廿二日江戸三中屋敷馬場に於て、落馬の爲め俄に卒去す。年五十六治封僅に五年なりき。

因に云ふ。此時殉死者四人ありき。其位牌は松山市大林寺にあり。其位牌によれば吉田七左衛門尉則親、戸田八左衛門尉政勝、村越藏人助俊直は其殉死の日を寛文二年正月廿二日とせり。然るに、松野作兵衛清正は同年二月十六日とせり。是れ清正は年僅に十六歳、江戸より使を松山に遣はし、其殉死に就ての承認を父にもごめ、然る後自刃せるなりと云ふ。以て當時の士風を觀るべきなり。而して之等の殉死は、幕府が殉死嚴禁の令を發したる（寛文三年五月廿三日）前年のことなり。

一定長。 は定頼の二男なり。父の死後封を承く治封十三年、延寶二年二月十二年卅五歳を以て逝く。次は定直なり。

一定直。 は今治藩主松平美作守定時の男にして、宗家を嗣ぎたるなり。其治封四十七年、其間延寶

元祿の盛時を経て、享保の初めに至る。(定直は享保五年を以て卒す)松山の文運彬々として興る。定直資性學を好み、俳諧を芭蕉其角に問へり。藩士も亦篤學の人多し。大高阪芝山を土佐より大山爲起を洛より聘したるは眞に美事とすべし。又大月履齋の崎門を伊豫に傳へたるも此治世中に屬せり。元祿十五年十二月十五日幕命により、赤穂浪士大石良金大高源五等を松山藩邸に預りたるは、世に喧傳せらるゝ所にして、定直が深く浪士の忠節に同情せしは、今現存せる所の定直の聞書によりて知ることを得べし。(赤穂浪士と松山藩の項参照)享保五年十月廿五日定直年六十一歳を以て卒し定英繼ぐ。

は)定英と享保の蝗害。定英は享保五年十月父定直の後を承け、治封十四年なり。而して享保六年七月石手川洪水あり。流失家屋八百八十九軒に及べり。定英よりて大川文藏をして、治水の事に従はしむ。(享保八年五月)文藏は西條の人なり。治水に長じて令名あり。同川の汎濫之より稍止むと云ふ。定英は享保十八年五月廿一日年卅八歳にして卒す。其間に世の所謂享保の蝗害あり。是れ實に享保十七年の事に屬せり。(享保の蝗害の章参照)

(に)定喬と久万山一揆並に定功定靜定國定則の世。定喬は定英の子なり。享保十八年父の後を承け、寶曆十三年三月廿一日四十八歳卒す。治封卅一年とす。其間に久万山一揆あり。是れ世俗に傳ふ

る松山騒動に關係せるものとす。こは章を改めて之を説述すべし。定喬心を藩治に用ひ、數々忠僕孝子節婦を表彰せり。之より定功(定喬の養子實は其弟なり。寶曆十三年兄の後を承け、明和二年二月十一日卒去す。年三十三治封僅に三年なり。)定靜(定功の養子實は定英の弟定章の子なり。明和二年定功の後を承け、安永八年七月十四日五十一歳、治封十五年にして卒す。定靜學を好み松山の文運大に興る)定國(定靜の養子、實は田安宗武の子にして、松平定信の兄なり。安永八年就職し、文化元年六月十六日卒す。年四十八治封廿六年なり。)定則(定國の子文化元年父の後を承け、文化六年七月五日年十七歳にして卒す。治封六年なり。)を経て定通に至る。

(ほ)松平定通の治績。松平定通は、定國の子にして、兄定則の後を承けて、松山藩主となり、天保六年五月廿九日三十二歳を以て卒す。其治封廿七年間は(松山藩にては此間を特に爽肅院時代と稱す)實に文化文政の盛世にして、定通亦心を政治に用ひ、文運彬々として、治績大に擧る。今其要を略記すれば、

一定通叔父定信の教訓を受く。定通の父定國は、定通の誕生に先つこと六ヶ月にして卒去したりしのみならず、定通の兄定則も年僅に十七歳にして世を辭したれば、定通は年僅に六歳にして、松山藩主となれり。こゝに於て定通は日常叔父松平定信の教訓を受け、定信も亦之を愛撫すること子の

如く、八ヶ條の訓言を書して、附與したることありき。定通の好學は其感化による所多しと云ふ。
一定通學を好む。 定通幼より學を好み、自ら和漢名君良將の言行を輯録し、名づけて名君事蹟と云ひ、又心を成形圖説の研鑽に用ひたり。こゝに於て爲政の二大方針を立て、曰く、第一は忠孝節義を奨励し以て、風俗の敦厚を期するにあり。第二は農夫を憐みて、農事の隆盛を期するにありと、以上は定通幼少年の時に屬せり。

一明教館を興して子弟を教養す。 明教館の創立は、文政十二年二月三日にあり。之より前松山には、考徳館（文化二年設立）なるものあり。又江戸には三省館（文化六年設立）ありき。然れども規模固より大ならず。定通よりて新に松山二番町に二千五百餘坪の地を相して、之を建て學科を漢學弓馬槍劍柔術等とし、課程を小學と大學とに分ち、小學を更に一等より五等に細分し、大學は之を六等七等の二等に分ちたり。學齡を八歳とし、藩士十五人格以上は入學を許したり。而して教授としては、日下梁（字は伯巖陶溪と號す）高橋復齋等あり。學運大に振ふ。而して定通の詩文を集めたるものを聿修館遺稿と云ふ。

一民と借に樂む。 定通は社會法を設け、之を實行せしめたり。文政十二年より天保三年まで四年間に貯へ得たるもの金五百五十四兩二歩一朱銀四匁七分六厘となれりと云ふ。而して又從來禁止せ

し、麥祈禱芝居の類を許し、農民慰藉の法を立てたり。

一節義を奨勵す。 定通文政六年東雲神社を設けて、崇祖の實を擧げ、又山内與右衛門の孫外右衛門に祖父の祭祀料を給して、其節義を旌はし、義農作兵衛の百年忌を大林寺に執行せしめて、大に其苦節を稱揚し、尙齒會を設けて、敬老の奠を擧げたり。

以上は唯、其善政美績の一端を記述せるに過ぎず。定通は大正五年十二月正四位を追陞せらる。

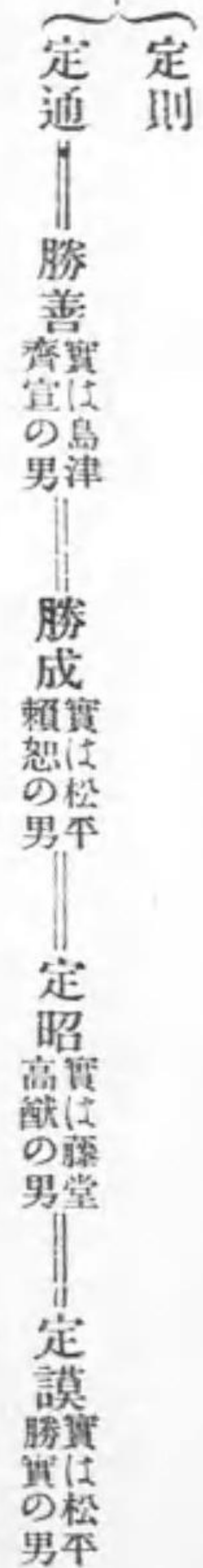
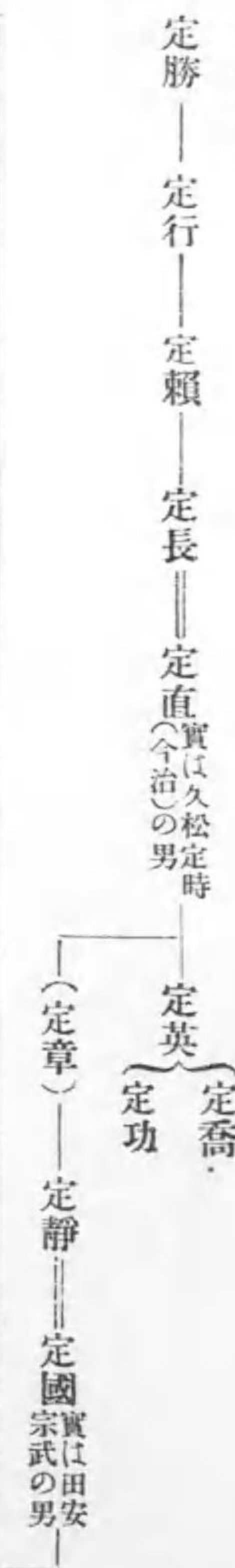
（参考）定通補佐の臣僚、固より尠からざりしが、今其一二を述べれば、

菅良史 南臺と號す。父を良彦と云ふ。松山藩重臣なり。良彦藩主定國の旨に違ひ、蟄居を命ぜられたり。良史時に年九歳なりしが、後十九歳の時始めて赦免の恩命に浴しぬ、其間専心讀書に耽り、學大に進み、殊に國典に精通するに至れり。父逝去の後文化十四年十二月家老職に任ぜられ、藩主定通の信任を受け、心を傾けて扶翼す。定通中興の治は、良史に負ふ所多しと稱す。安政四年九月九日七十二歳にして逝く。其子良輔また學識あり。和歌を善くす。

高橋忠董 靜齋と號す。文化五年十二月廿七日を以て江戸愛宕下の藩邸に生れ、長じて藩主定通の近侍となる。定通殊に學を好み、詩賦に長じたりしかば、常に唱和應酬の任に膺れり。忠董亦其主の拾遺補闕の任を全うせむことを期し、洽く群籍を涉獵し、其要を抄録して、自ら備忘に供し、兼て下問に答ふるの資となしたり。題して閑圃耕筆と云ひ十一卷あり。其他輯録する所、評齋輯録松山藩軍制等數十冊に及ぶ。忠董は安政六年八月十九日五十二歳を以て逝けり。

（ハ）勝善勝成定昭の時代。 勝善は、始め定穀と云ふ。定通の養子にして、實は島津齊宣の子なり。

天保六年定直の後を承け、安政三年八月七日四十歳卒去まで、治封廿二年なり。次は勝成、實は松平讃岐守頼恕の子安政三年養父勝善の後を承け、慶應三年家督を養嗣定昭に譲る。治封十二年なり。
 (勝成は明治四十五年五月八日遠行す。) 定昭は、實は藤堂高猷の子なり。慶應三年養父の譲を受く。之より幕末の紛擾を経て、明治維新に至る。明治五年七月十九日年廿八歳にして卒す。静岡縣士族松平定保弟銀三郎を養うて嗣となす。後名を定謨と云ふ現久松伯爵是なり。
 久松氏畧系



今治藩

(い) 定房定時定陳。一定房 今治藩主久松定房は、松山藩主久松定行の弟にして、慶長九年八月十二日遠江掛川に生れ、寛永二年正月伊勢長島七千石を領し、寛永十二年七月伊豫今治

城三万石を賜はる。就封の後寛永十四年肥前島原の亂に際しては、松山藩と共に兵を出して、其討平につとめたり。又正保四年兄久松定行長崎探題として同地出向の際には、家士を送りて之を助けたり。今治拾遺に

長崎出張諸家人數

長崎奉行職	松平定行	六千三百一十一人	雜兵共	船數	百九艘
松平隱岐守隨從	松平定房	千百九十人		船數	三十二艘

又寛永十七年七月讃岐國高松城主生駒壹岐守高俊領地沒收の際には、定房高松城直番の命を受けたり。已にして、寛文五年六月に至り、定房は江戸城代に任せられ、武藏にて東葛飾郡、下野國にて芳賀郡、常陸國にて眞壁郡の地合せて一万石を加賜せられぬ。定房延寶二年致仕して、歸國の途中大阪にて、落飾し安心軒と號し、延寶四年六月二十八日今治城に卒す。年七十三歳、越智郡國分山に葬る。

(參考) 老臣久松長政才幹あり。よく定房を援けて創業の事を全うせしめたり。又定房の姉(菊千方)は大老酒井忠清の室たりき。

一定時 定時は、定房の二男にして、母は内藤政長の女なり。兄肥後守定經先づ卒し、延寶二年六月父の譲を受けて、今治四万石を領し、全四年八月十九日江戸に卒す。年四十二歳。深川靈富寺に埋

葬す。

一定陳 定陳（始め定隣サダノリ後改名す）は定時の二男なり。（兄定直は宗藩松山久松定長の嗣となれり）定陳延寶八年十二月廿八日十四歳にして、從五位下駿河守に任せる。而して弟定道は別に、一家を成し、關東の地五千石を領したり。

定陳最も學を好み、兼て武備を勵む。方に貞享元祿の盛治に際せるを以て、今治藩の文運蔚然として興る。今其一端を録せば、

獎文

貞享元年九月（定陳十八歳）十七日江島爲信をして七書を講せしむ。

元祿八年三月四日江島爲信の邸に臨み、大學を講す。

全十年四月朔日大書院にて、親ら論語學而編の第一章を講す。

尙武

貞享元年十月十二日松之木花園（今治城の西南三丁廣さ三千七百坪）に射藝を催し、射手に酒饌與ふ。

元祿十二年二月朔日城内二ノ丸にて、略弓の催あり。

殖産

元祿六年十二月五日越智郡本庄村の内幸新田村開拓竣功す。之は今治城の東北三里計の海上大島の中央にあり。塩田反別三十二町八反一畝に及ぶ。翌年六月幸新田と命名す。

元祿五年江島爲信甘薯の苗を日向飢肥より得て大島に植う。（但し之には異説あり）
享保二年松岡惣庵蕃薯錄一卷を著し、其効用を説く。

其他孝子節婦を旌表し、東照宮天満宮を祭祀し、或は赤穂家の能装束を購入す。（装束十六点面十七点）又淺野長矩の弟長廣廣島淺野家に預けられし時、定陳は長矩の木挽町の邸請取方を命せられたり。而して久松八左衛門戸塚助太夫佐々木全森川與左衛門鱸新左衛門澤外記岡部直明一宮武良江島爲信等の良臣を登用し、治績大に見るべきものありき。（榎氏の對揚遺芳による所多し）

定陳は元祿十五年九月六日年卅六歳にして卒す。

因に云ふ。甘諸の傳來に就ては諸説あり。慶長元和の頃呂宋より、薩摩國唐湊（現に坊津と稱す）に舶來すとす。説。（成形圖説）又元祿十一年種子島領主種子島久基琉球王尙貞より、甘諸一筐の寄贈を受け、之を北種子村石寺に栽培してより、地方に傳播せり。島民栖林神社を建て久基の靈を祀り、毎年甘諸の初物を献すとす。説。（種子島家譜）寶永二年薩摩國山川村岡兒水の前田利右衛門琉球に航して、甘諸數顆を得、歸來之が栽培を勤め一般に及べり。依て翁の靈を徳光神社とて崇敬し、地方の農民毎年初穂を献すとす。説。（鹿兒島高等農林學校調査）以上の諸説を參考せば、元祿五年に伊豫に傳來せりとす。説は、稍早きに失するの感あり。よりに吾人は、こゝに甘諸を伊豫に

傳へたる、下見吉十郎の略歴を一顧するの要あり。

下見(アサミ)吉十郎 は伊豫國越智郡大三島瀬戸村(今瀬戸崎村)の人にして、諱を秀譽と云ふ。其先は河野氏なり。蓋し天正十五年河野通直没落の時、下見氏の祖某大三島に遁れて、遂に歸農したるならむと云ふ。吉十郎年壯にして藝州竹原土屋氏を娶り、四子を擧げしが、皆夭折せしかば、痛恨悲哀の情に堪へず。六部行者となりて、廻國の途に上る。時正に正徳元年なり。其年十一月二十二日薩摩國日置郡伊集院村に至り百姓土兵衛の宅に宿す。土兵衛偶甘諸を煮て、之を食膳に上す。吉十郎之を美味なりとし、且つ生民の糧食を補ふに足るを思ひ、之を其郷國に移さむとせしが、當時薩藩の法之を國外に出すを嚴禁せしを以て、深く衣袂の裏に藏し、廿三日拂曉伊集院村を出で、漸くにして薩摩領を脱し、肥後國に入ることを得たり。(吉十郎自筆廻國宿帳を傳ふ)かくて遂に大三島に歸着し、翌春の播種期を以て、先づ種薯の蓄殖を試み、之を農民に頒ち培養せしめたり。之より傳へて附近の島嶼に及ぼし、遂に四國中國に擴まるに至れりと云ふ。吉十郎は寶曆五年八月一日年八十歳を以て逝く。墓は大三島向雲寺にあり。土人之を甘諸地藏と稱し祭祀を絶たすと云ふ。(以上下見吉十郎の事蹟は畏友菅菊太郎氏の研究による)

惟ふに、之によれば伊豫に於ける、甘諸の栽植は、青木昆陽の享保の栽培に先つこと正に二十五年

なり。而して享保の蝗害に際して、今治藩が餓死者を出さざりしは、其餘徳に負ふ所多しと云ふ。又所謂甘諸地藏として、祭祀せるは、單に向雲寺のみならず。越智郡瀬戸崎村大字甘崎妙光寺同宮浦村大字宮浦大通寺同盛口村大字井口法珠寺同大字好味永久庵同東伯方村大字木浦禪孝寺同西伯方村大字北浦善福寺同大字伊方觀音寺廣島縣豊田郡生口村大字洲ノ江正善寺同御調郡重井村大字重井部落内同郡同村同字善孝寺境内に於て、今猶報賽を怠らす。之によりても、下見氏の徳澤の及ぶ所を知るべきなり。

江島爲信 定陳補弼の功臣江島爲信は日向國飢肥の人にして世々伊東氏の家臣たりしが、京都に出で兵法を伊東玄龜入道に學ぶ。後浪華に寓し、又江戸に移り居を芝新錢座に卜し、荻生徂徠と相往來せり。今治藩臣小泉三右衛門宣安の推薦によりて、定房に重用せられ、祿百石を給せらる。時に寛文八年七月廿六日なり。晩年増して五百石に至ると云ふ。爲信又南朝の忠臣新田義助の爲めに碑を其終焉の地に建て、以て其義烈を表したり。著書新篇二十卷(太田道灌の兵法を改訂す)新田系譜七書近耳抄等世に知らる。老後明を失し、元祿八年十月八日六十一歳を以て江戸に卒しぬ。墓は日吉村海禪寺にあり。蓋し遺髪を埋めたるなりと云ふ。其著新田系譜の卷末に記して曰く。

藜杖吟行石徑幽 林巒雲水幾春秋

當時遺跡莫人訪 蕭颯松風土一丘
と云へり。(以上對揚遺芳による)

岡部直明 は三友と號す。爲信の推薦により老職に任せらる享保五年十二月十六日逝く。

一宮武良 町奉行兼寺社奉行たり頗る經世の才に富めり。貞享三年三月廿九日逝く。

定陳の治世中、元祿十一年三月十日關東知行所千五百石を召し揚げられ、尋で五月廿六日替地として五千石伊豫國宇摩郡に於て十八ヶ村を採領すべきことを命せらる。即ち左の如し。

半田 柴生 奥下山 領家 中曾根 三島 村松 妻鳥 上山
馬立 鷹野山 岩原瀬山 寒川山 新瀬川 下川 長順 柏 新宮

(ろ)定基定郷定休 定基は、定陳の子、母は越後新發田藩溝口重雄の女なり。定基元祿十五年父の讓を受けぬ。其治世中藩内靜謐なりき。今治拾遺中に、元祿十五年十二月十五日泉岳寺へ足輕六人中間四人を遣はす。高輪下屋敷に近きを以て、警固の爲なり云々の記事あり。蓋し赤穂浪士復讐事件のありしによれり。定基享保十七年二月二日を以て致仕し、寶曆元年七月十三日七十四歳を以て卒し、其養嗣子定郷(實は定陳の弟定道の子なり。享保八年十二月十八日叙任筑後守從五位下寶曆十三年四月十九日六十一歳卒去)を経て定休(明和三年十二月十九日叙任天明三年十一月七日駿河守に改む)に

至る。定休は定温の子なり。定温は寶曆十二年四月廿五日年卅九歳父定郷に先んじて卒したるなり。定休の子は即ち定剛なり。

(は)定剛(サダヨシ)より定法に至る 定剛學を好み、大に文學を興すに意あり。即ち文化二年四月學館を城中南堀端に創立し、後之を大手門内に移し、克明館と號し、長野恭度を學頭とす。恭度は今治藩士にして、少壯京都に上り、學を山田靜齋に受け、安永二年歸郷し、專心崎門の學を講ず。其克明館教授となるや、深く心を育英に用ひ、幼年子弟の始めて學堂に登る者の爲に、幼穉培根と稱する一書を編し、之を頒與して以て、修學の本旨を知らしめぬ。一藩の士庶靡然として學に向ひたり。定剛厚く之を敬重し、養老料を給し、常に座側を召して、政治の得失を問へり。恭度は文政七年五月二十九日歿す。年七十六歳なりき。定剛(天保十四年正月十六日七十三歳卒す)より、定芝(サダシゲ)定保を経て、十世定法に至る。定法文久二年十一月廿二日封を嗣ぎ明治五年八月致仕して養嗣定弘(もと大河内氏)に傳ふ。而して定法の時は、已に幕府の末造に屬し、藩内亦頗る多事なりき。こは別に章を改めて記述すべし。

今治藩久松氏略系

定房——定時——定陳——定基——定郷——(定温)——定休——定剛——定芝——定保——定法——定弘

宇和島藩

(い) 伊達秀宗の時代。

元和元年三月十八日秀宗宇和島城に入る、年廿五歳なりき。

之より銳意治を圖り、山家清兵衛をして政務を管せしめ、櫻田玄蕃をして、専ら武事を執掌せしめたり。

已にして、元和六年六月に至り、山家清兵衛の一族奇禍に斃るゝの事あり。世俗之を宇和島騒動と云ふ。(別項松山宇和島兩藩の内訌参照) 又寛永十四年島原の乱に際しては、兵を出して幕軍を援けたり。同年沖の島姫島境界に關し、土佐藩との爭論あり、紛議數年の久しきに亘り、遂に幕府の公裁により、萬治二年(宗利の時)を以て解決したり。(沖の島篠山問題参照) 秀宗は明暦三年七月廿一日致仕萬治元年六月八日を以て江戸の邸に卒す。年六十八歳。

(ろ) 宗利 父秀宗致仕の後封を襲ふ。時に明暦三年七月なり。寛文二年幕府の允許を得て、丸串城修築の事に従ひ、爾來殆んど十年にして竣功せり。

思ふに、宗利の延寶天和貞享の頃は、領内天災多く、庶民の困窮甚しかりき。今天和元年の令を記せるものを見るに、新古未進三万石、全部下賜せられ、免租三千俵なり。未進無之村は褒美として、小役の中、三色五箇年御免とあるのみならず、貞享二年の記事に、家中不勝手の故に、京都桔梗屋了順より銀三百貫目借上げ、在浦より六十五貫目、町内より六十貫借上云々とあり。元祿元年の記には、御

不勝手に付、御家中役米昔の通廿俵掛被仰付、其上一步通切扶に至る迄五箇年の間差上、在浦よりも一年六十五貫目宛五箇年御用立、御家中大拜借の面々、御皆済已後御用立の筈なり云々。又元祿三年御不勝手に付、又家中一步通掛る、七百石以上半知差上るとあり。以て當時の財況を窺ふべし。(愛媛縣誌稿による)

されば、宗利心を之が救済に用ひ、領内産出魚類の價額を一定し、又領内の檢地を行ひ(寛文十年及び十二年)又儉約令(延寶五年同七年元祿元年)を發し、親ら實踐躬行の範を示したり。宗利元祿六年十一月十四日致仕し、寶永五年十二月廿一日卒す。年七十五歳

(参考) 宗利の治世中、寛文十一年仙台藩に内訌あり。其主謀者たりし横山彌次右衛門、今村善太夫の預りを命ぜられ、兩人共に宇和島に來りしことありき。そは別項に之を詳述す。

(は) 宗賛 (ムネヨシ) 村年 宗賛は仙台藩主伊達綱宗の三男なり。元祿六年養父宗利退隱の後を承け、正徳元年二月十八日四十七歳卒去す。而して其治封中特に記述すべきは、

(1) 元祿の石直し。不鳴條に曰く、明暦三丁酉年所領の内十一郷七十七箇村三万七石六斗八升五合を伊達宮内少輔宗純公へ配分せられたる爲め、七万二千四百六十六石七斗一合となりたるを、元祿八乙亥年四月十一日公儀へ對し、御高直しの御願ひあり。翌元祿九丙子年七月四日願の趣聽届けありて

百九十八箇村内三十二箇浦十萬四百二石一斗二升の御高となるあり。

(2) 元祿十三年の榑崎築港。不鳴條に曰く、元祿十三年三月二十三日榑崎新田の埋立を始め、同年七月十三日全く成就し、同九月十九日榑崎新田七町四反歩を七貫六百八十九匁三厘二毛にて、米屋平左衛門と云ふ者へ拂下となる。尤明己年より來る亥年迄七箇年間歛下年期として、免租せられ、其後子丑寅三年間は田畑共一反に付二斗宛上納の筈なり。新田總數八町五畝十八歩の内四反歩をば住吉神社の神田とし、一反歩を惠比須神社の神田とし、一反五畝十八歩を堤防及び汐遊として引去殘反別を拂下たるものなりと見ゆ。

(3) 儉約令。元祿十年十二月藩士を戒飾したる令の中に、饗宴を節すべきこと、若し已むを得ざれば一汁二菜とすべきこととし、又藩主が臣下の邸に臨むことありとも、音物を嚴禁したるのみならず、士庶の衣服は木綿とし、市中に於ける高價品の賣買を禁止し、他所商人の領内に入るを止め、歌舞伎芝居を停止し、僅に人形芝居の興行を許したり。惟ふに宇和地方に於ける勤儉精勵の美風は、宗利宗資に負ふ所多大なりと謂ふべきなり。

宗資卒し（正徳元年）子村年嗣ぐ。村年は享保廿年五月廿八日卅一歳（續藩翰譜には卅五歳とあり）にして播磨國加古川驛に卒す。其治世中享保の蝗害ありしが、宇和島藩は救恤の方法其宜しきを得、

餓死者を見ざりき。されば藩主の幕府へ申告せし趣に、

去秋大變以來御家中御養乏敷、家人人數多之者共、多分難儀無御心元被思召候處、末々に至迄餓死訴出候者無之、此節迄取續候段、御満足被思召候云々。

とあるによりて知ることを得べし。猶別項に於て之を詳述すべし。其他植林の獎勵、善行者の表彰、文學の興起等、善政多かりき。其次代を村候となす。

(に) 村候（ムラトキ）の中興。村候は享保廿年七月廿二日年十一歳にして父村年の後を承く。之より寛政六年九月十四日年七十歳に至るまで殆んど六十年。善政美績頗る多く、世に中興の稱あり。今之を略記すれば

(1) 風俗の醇良につとめたること。

寛保三年五月令を出して、風俗の醇良を計り年始年末の贈答品を節し、雛人形は五寸以内とし、庶民の音曲を習ふを禁じ、百姓の雪駄桐油合羽を用ふるを禁じ、菓子類の價格をさへ制限したり。又節約の勵行をすゝめ、其令廿五ヶ條の多きに及ぶ。又七ヶ年間儉約の實行を嚴令したることあり。

(2) 農事の獎勵。

農事出精の者には、田地を賞與したり。

(3) 殖産につとめ財政を整理す。

山奥野村川原洲産の紙類は、之を大阪藏屋敷にて賣捌くべきことを令し、又右三地より産する物は、之を藩庫に納めしめ、(寶曆九年)寛政元年十一月には、幕府の旨に遵ひ、一万石に付五十石の割合に、穀物を貯蓄して備荒に資したり。

(4) 學術を興す

安藤陽洲を聘して、内徳館を興し育英に資し、又毎月儒臣を召して經義を講せしむ。

(5) 敬老の實を擧ぐ

領民七十歳以上のものに、米錢を與へ(寶曆七年)臣庶六十歳以上のものに、物を賜ひたり。(寛政二年)

以上は村侯が爲政の一端に過ぎず。而して其政の如何に綜理綿密なりしかは、其町奉行郡奉行郷中の庶民に令する所を見て知るべし。今參考の爲め之を左に抄録し併せて同時代にありし、仙臺藩との確執を略叙すべし。

(6) 政令の周到

一木綿吳服類近來格別高直の品を賣買致し候趣相聞え候に付、以後木綿切吳服類共、尺につき代銀札一匁五分以上の品賣買差留候

間、隨分下直の品を仕入可申候。

一蕎麥子近來大振に拵立賣買候趣相聞ゆ、之れ又無益の事につき、饅頭花餅伊買餅其外菓物等に形取細工致候類、以後五錢迄に限り、其以上差留候。

一竹輪蒲鉾牛蒡の類様々色取、或は大振に仕立、致賣買候趣に相聞ゆ。是又以後右様の仕立差留、一通りの品を賣買可致候。

一近來町方端々迄も、煮食賣買等のもの相増し、酒肴或は雜煮麵類等仕成し商ひ致し候者數々有之趣相聞候。心得違無之様、渡世の者共へ可被申付、尤も此の餘右の心得を以て、屹度締合相立候様差配可被致候。

又郡奉行へ令せるものを見るに、(寶曆四年二月)

一領中郷民安危の事其方共心得に有之候條、代々掟言堅く相守り、村々盛衰、民の辛苦を案し、衆民其處を得て、飢寒の患無之様、憐愍の心を以て、可相動候事。

一郷中常々成敗の事委敷、心を用ひ、萬端廉直に致し、勸善懲惡を以て、民の心善に移り、農業無懈怠忠孝に志候様可裁許事。

一賞を重くし罰を軽くし、舉賢不能を教ふるこゝ、人を治むる要に候へば、此心を以て可相動候。就中年貢のこゝ先規定法有之候得共、年の豊凶により、人民不令困究候様可令裁許候事。

又郷中居家衣服の義に付、令せる所を見るに

一一代官庄屋居家張付入子障子透夜間等無用其外右に准可申事。

一勝手向都而張付襖備後表疊板天井板縁雨戸長押等無用。

一梁行四間迄を相用、勝手向鍵家無用。但身上に寄二間梁に二三間の建繼は不苦事。

一惣百姓鍵家無用梁行四間迄を相用可申事。

但身上に寄二間梁に二三間の建織は不苦事。

一疊雨戸床板天井縁襖長押等堅無用。

但横目組頭竝身上宜者七島表之疊勝手次第。

一代官庄屋始男女共、衣服布木綿之外堅著致間敷事。

但夏冬共布木綿之單袴之外都而無用。

一都而夏羽織著無用。

一代官庄屋を始其以下共、蛇目傘指下駄無用之事。

一櫛竝鯨木竹に而木地又は無地塗之外一切無用。

但髮搔無用之事。

一塗下駄表付草履無用。

但笠緒草履下駄之緒絹類者勿論塗物類無用。

一代官庄屋竝百姓共迄家作五箇年迄之内、追々御定之通相改可申事。

一代官庄屋居家表座敷有來る分は、年限過候て、急に相改不及、併破損永繕或は建直之節は、御定之通可相改事。

(7)仙台藩との確執 村侯治世中仙台藩（伊達宗達）と確執を生じ、將に公裁を仰がむとするに至りしが、老中等の斡旋によりて、事済みたり。今其次第を考ふるに、

確執の由来

(1)仙台藩は政宗の次子忠宗其後を承け、宇和島藩は政宗の長子秀宗同地に封せられたり。而して忠宗の母は政宗の夫人田村氏、秀宗の母は側室飯坂氏なり。

(2)宇和島藩主伊達村侯は宗賢の孫にして、宗賢は即ち仙台藩主伊達綱宗の三男なり。

(3)村侯の父村年の室は、前の仙台藩主伊達吉村の女にして、當時の仙台藩主宗村の姉なれば、村侯は實に吉村の外孫にして、又その甥なり。

(4)仙台宇和島二藩の血縁上親密なること以上の如くなるに、仙台藩の重臣等は、宇和島藩を支藩視す。是れ村侯の常に平なる能はざる所なりき。

(5)村侯より打物並に虎の皮の鞍免許を幕府に乞ふに際し、之を仙台藩に諮らざりしことより、争端を啓きたり。

以上によりて、村侯は主張して曰く、家祖政宗は秀宗に對して、決して輕視せざりしのみならず。將軍秀忠家光二公も亦宇和島藩仙台兩藩は同等の待遇を賜はれり。之によりても決して支藩として遇すべきにあらざるなりと。老中等よりて間に居て仲裁の勞をこれり、終に左の書を宇和島に交附するに至れり。

先達而書付を以て被仰聞候趣に付、今日陸奥守殿へ（仙台藩）相達候之處、彌其通り得心にて、

何之存寄も無之旨、仰聞候仍而此旨申達候。(御年譜徵考)

村侯寛政六年九月十四日江戸に卒す。年七十。遺骸を宇和島金剛山に葬る。知止公行實に公天資英敏、聰察強記威容端嚴にして、之を望めば畏るべく、之に即けば親しむべし。而して其度量大人に過ぐるものありと云へり。

(ほ)村壽(ムラナガ)宗紀宗城 寛政六年九月十四日村侯卒して、村壽繼ぐ。之より文政六年退隠して其長子宗紀に譲るまで、治世凡そ三十年、其間正米二千俵を圍ひて、不時に備へ(寛政十二年)松山領より三机方面に出漁せるものを禁止して漁業の利收を擴張したることあり。

宗紀 は文政七年七月十二日封を襲ひ心を財政の整理に用ひたり。維新の際に於ける宇和島の活動は宗紀財政整理の功に負ふ所多し。又産業の振興を計り小池九藏若松惣兵衛等をして農學の大家佐藤信淵に従學せしめたり。弘化元年七月十六日致任して、職を養子宗城に譲る。宗紀資性學を好み、殊に筆蹟に長ず。春山は其號なり。明治廿二年十一月廿五日薨す年一百歳、特旨を以て正二位に叙せらる。

宗城 は、實は山口直勝の子にして、宗紀の養ふ所なり。弘化元年封を繼ぐ。之より内藩政に於て、外公事に於て動績枚舉に遑あらず。殊に明治維新の功臣として、天下の沿く仰視する所とす。其詳細は之を別項に説述すべし。宗城安政五年十一月廿三日致任し、封を嗣子宗徳(宗紀の子)に譲る。維新の後議定大藏卿等の諸官に歴任し、明治廿五年十二月廿日七十五歳を以て薨す。特に従一位に叙せらる。之より先、宗徳は明治二年六月十八日上表して、版籍を奉還したり。

伊達氏略系

直清(山口兵庫直承) — 直勝 — 宗城

秀宗 — 宗利 — 宗資 — 村年 — 村侯 — 村壽 — 宗紀 — 宗城 — 宗徳

吉田藩

(い)宗純宗保の時代。

伊達宗純は、宇和島藩主伊達秀宗の五男にして、明暦三年七月廿一日こゝに分封せられ、萬治二年正月十一日封に就き、宇和郡立間郷吉田に館して之を治む。寛文五年幕命により、不受不施派の僧日述及び日完を預る。又同十一年仙台藩の内訌に際し、伊達宗興の子千之助千勝右近等を此地に調したり。宗純寶永五年七十三歳を以て卒し、其子宗保(貞享四年七月封を襲ひ元祿六年十月三日卒す)を経て、村豊に至る。

(ろ)村豊。 村豊は宇和島藩祖伊達秀宗の八男刑部宗城(即ち宗純の弟)の第二子にして、宗保の嗣となりしなり。初め宗春と稱す。元祿十四年三月赤穂城主淺野長矩と共に勅使饗應の任を命せられし

は、世に著しきことなり。又享保十七八年には、蝗害の爲め藩内飢人の數二万四千六百人に及びしが、よく救済の途を講じて、爲めに大事なきを得たり。村豊は元文二年六月卒す。

(は)村信村賢村芳宗翰宗孝宗敬。

村信は、村豊の五男なり。元文二年八月封を繼ぎ、寶曆十三年九

月其子村賢に讓る。村賢の治世中、三間郷の農民等黨を結びて、藩に強訴せんとして、事露はれ、其主領たりし土居式部、樽屋與兵衛等捕へられて獄に死す。村賢寛政二年三月を以て卒し、村芳封を承く。村芳は村賢の第二子にして、最も學を好み、寛政六年時觀堂を興して、育英に資し又森嵩(京都の人退堂と號す。龜井南溟の門人なり。文政四年十月廿九日逝けり)等を重用したり。而して寛政五年に於ける吉田領中、村浦八十三箇所の農民一揆は國老安藤繼明の自盡によりて、事平ぐに至れり。今之を略述すれば、

安藤繼明、義に死す。 吉田藩廳は紙楮仕入を御用商人高月兩家(三引叶)に命じたりしが、兩家は其貸金に高利を附し、紙は下直に買ひ取りしかば、製紙を業とせるもの、負債は日に月に加はり、爲めに抜荷をなす者を生じたり。よりて藩は紙座を設け漉立紙の抜荷を取締りたり。其間に於て下級吏員の處置甚だ嚴酷に失したるのみならず、其間に巨利を貪る者もありしかば、下民の動搖甚しかりき。よりて藩は來歲を待ちて、事を處理すべしと約したれども、敢へて之を實行せず。且つ農民

等の願意採用の風なかりしかば、農民等意を決し、寛政五年二月一揆を起して、奥の川に屯集し、藩吏の制止を用ひず、暴動甚しく、其總員九千六百人に達し、進んで宇和島領八幡河原に集まれり。國老安藤儀太夫繼明責を一身に負ひ、自ら同所に至りて自盡す。實に寛政五年二月十四日の事なり。宇和島藩は物頭以下の吏員を派し、國老其間に介して、民意を容れ、事漸く平きたり。而して此一揆の主魁は、下大野の武左衛門、是房の善六なること判明したりしかば、武左衛門を斬り、善六を永牢に處したり。後農民等繼明の死を義とし、祠を建て、之を祀れり。

清家吉次郎氏は「安藤儀太夫は何故に死せしか」と題し、伊豫史談第十九號に於て左の説を述べられたり。

寛政五年吉田騒動のため、宇和島八幡嶺に於て、切腹したる吉田の藩老安藤儀太夫は、何故に死んだのであるか。爰に余の管見を陳べて、識者の批評を求む。安藤氏の死したる理由に就ては、何等の記録もない。故に余は當時の事情を推究して、其理由の存する所を一言せん。抑も藩祖宗純は宇和藩祖秀宗愛妾の出にして、秀宗最愛の子である。侯の歿後遺言に因り、宇和島十萬石中三萬石を分ちて、吉田に封じた。此三萬石は沃土豊饒漁業海運のよい所計りを引拔たのである。それ故宗家の兄宗利とは始終不和であつた。之より宇和島は七萬石となり以て、公儀の格式はさがる。本家仙臺の取扱は、分家格を以て扱はれ、次の間にて對面と云ふ風に卑下せらる、等、事々物々肩のすばまる様になつた。かくなるも吉田分封の結果である云ふ遺憾が、いつも去らなかつたのである。故に始終宇和島吉田の間は、圓滑を缺いて居つた。宇和島にては、若し吉田に落度があれば、機に乗じて、吉田を苦し

め、場合によれば、没收して、宇和島へ併合したいと云ふ、念慮があつた。寛政の百姓一揆は吉田藩の秕政より起つたのは、元よりであるが。宇和島が一揆を援助し、且つ煽動したのは、事實である。最初下大野村武左衛門の首唱により、是房村の善六等之に應じ、一揆は山奥（今の高川村日吉村三島村邊）より起り、小倉村にて散々吉田の役人の油を絞り、それより宇和島領の近永村出で、在任の代官と打合はして、宮の下村に出でて、勢揃へをした。夫より一本松を越えて、吉田に出で、御用商人高月家を捲返すと云ふ評判なりしも、俄かに模様が變はり、一同窓の峠をこえて、宇和島領に入り、遂に八幡河原に屯した。是も宇和島官人の内意に依つたものと思はれる。且つ宇和島は一揆に對し、食料等を給し、何かの便宜を與へた様である。そこで一揆は吉田の秕政を糺し、宇和島藩に願込んだ。吉田よりは茲に一大事として辯吉よき役人を引替へ、出張せしめ、解散を勸説せしめたけれども、更に耳に入れぬのみでなく、却て惡口雜言して、危害をも加へんとした、故に役人等はホウ／＼の体たらくで、吉田へ逃げ歸ると云ふ有様である。そればかりでなく、吉田領が宇和島城下の先にあつた。之は蔭淵、下灘、上波の三ヶ村である。此三ヶ村は、宇城を通過せねばならぬ位置にある。三ヶ村の百姓は宇和島佐伯町の番所に通り掛つた。番所の役人は、上司の命に依て、關門をサツト開いて通過せしめた。此に於て吉田領の百姓は、山の隅々津々浦々に至るまで、悉く八幡河原に屯集し、勢ひ益々大なり、吉田の惡政の下に居るは、厭やだから、宇和島領の百姓に屬すべしと聲言し、毫も退散する様の氣色は見えぬのである。此に於て吉田の藩老達は、非常に周章狼狽し、且つ苦心焦思した。其協議の末家老の一人安藤儀大夫繼明を派遣するに決定した。安藤氏は死を決して一家を出で、八幡河原に至り、一揆中の緣故あるものを使い、大に力説したるも、更に効果がない。茲に於て安藤は豫て覺悟の通り、諸肌ぬいで腹一文字にかき切り、從容して死に就いた。從者は之が首を介錯して了つた。一方出張の宇和島の官人に報告し、一方一揆の百姓中に知らしめた。一揆は之を見聞して、悽愴の念にうたれさすがに騒がしかりし、一揆も森閑

として靜まつた。時は寛政五年二月十四日である。翌十五日百姓は願書を出し、其翌十六日裁許申渡しあり。正午より退散し始め、夕方迄には河原を引拂つて了つて、茲に一件落着いたのである。

思ふに、茲に安藤なかりせば、騷擾尙數旬に涉り、百姓は宇和島に屬したと主張して、飽までも歸村を肯んぜず。其結果公儀の首尾を蒙り、又宇和島よりは之に乗じて、復舊併合を策せられ、云ふべからざる苦境に陥り、場合に依りては、領地没收の厄に達はんも計り難いのである。安藤は早く一件を落着せしめて、宗藩の干渉の餘地なきに至らしめんとしたのである。一件落着の方法は切腹して死するより外に道なきを覺悟したからである。安藤氏の一死は君國を救済し得たのである。實に意味ある、切腹であると思ふ。

茲に安藤氏の忠死と關聯して、激賞すべき一事がある。安藤忠死の翌日二月の十五日宇和島の家老櫻田數馬目付渡邊平兵衛の兩人は、數多の從者をつれて、吉田へ乗り込んだ。藩邸に於て要路の官人と會見して、吉田に於ける重要書類（御朱印）を預るべしと申達した。吉田の官人は、個は一大事件とし容易に之に應ぜず。中にも中老郷六惠左衛門は、激論數刻に涉り、遂に放言すらく強て之を遂行せんとならば、槍先にて授受すべしと、兩士は已むなく、尾田飯白を伴ひ、同船歸宇して交渉したが、不得要領に了つたのである。實に郷六氏の剛直は、安藤の忠死を徒爾ならしめずして、君國を保全したのである。安藤と郷六とは、吉田の双壁として後世に傳ふべきものであると思ふ。郷六は安藤と共に社稷の功臣として、安藤の墓と並べて葬られたが、後他に移されて、今は所在が分らぬ。誠に残念な事をしたものである。

村芳文化十三年十一月を以て退隱し、（文政三年八月十四日四十三歳卒す）宗翰繼ぐ。宗翰は宗藩伊達村壽の第六子（或は四子）なり。前代窮乏の後を承け、庶政を整理し、文政五年自書を以て、儉約

令を發したり。(宗翰は弘化二年七月六日五十歳にして卒す。)天保十四年に至り、宗孝繼ぎて立ち(宗孝は山口直勝の三男にして伊達宗城の弟なり)儒員澤田義晝森松樹同幽吉坪井襄等を重用す。而して國老飯淵貞幹才學あり。藩治頗る舉る。明治元年七月宗敬封を襲ひ、同二年六月藩籍を奉還したり。

吉田藩伊達氏略系

宗純——宗保——村豊——村信——村賢——村芳——宗翰宇和島藩主伊達村壽の子——宗孝山口内——宗敬

大洲藩

(い)加藤貞泰泰興。加藤貞泰は始め美濃黒野四万石を領せしが、慶長甲子の役の功あり。慶長十五年七月伯耆米子を賜ひ、二万石を加増せらる。又大阪の役の功により、元和三年伊豫國大洲に封せられたり。貞泰資性勇武學を好み、頗る徳川秀忠の敬重を受く云ふ。元和九年五月廿二日四十四歳を以て卒す。其子泰興家を承く。

泰興は寛永三年を以て封に就く、年僅に十五歳なりき。重臣大橋作右衛門榮忠よく之を補佐せり。中江藤樹の仕へて此地にありしも、此時代のことなり。而して如法寺の開山僧盤珪も亦頗る其歸依する所たりき。かくて寛永四年に至り、泰興は松山城在番を命せられ、風早郡七十八箇村を以て、伊豫浮

穴二郡の中二十箇村と交換し、寛永十二年八月幕府の允許を得たり。

寛永十四年鳥原の亂に際しては、藩士乗井市助を同地に遣はし、幕軍を慰問せしめぬ。又万治二年に至り替地漁人網代のごとに關し、松山と爭論ありて、松山藩より打返しに来るべしとの風説ありしかば、大洲藩替地代官森脇次郎兵衛は、泰興の旨を奉じ夜犬寄峠に松明を點じて、通行せしめ、以て其虚勢を張り、松山藩よりの來襲を防止したりき。

泰興は延寶二年二月廿五日致仕し、嫡孫泰恒に家を譲り、入道の後月窓と號し、延寶五年十二月十二日六十八歳にして卒す。其治世中弟織部正直泰に新谷一万石を同姓大和守泰堅に千五百石を分知せり。然るに泰堅故ありて、領地沒收せられしかば、大洲藩は年々藏米を以て、幕府に還納せしが、正徳二年六月に至り、幕命によりて、伊豫郡南神崎村高千五百石を献上し、暫く幕領となれり。然るに安永九年三月二日に至り、采邑の内攝津國南野村池尻村及び風早郡忽那島の内高千五百石を上地して伊豫郡南神崎村を復することを得たり。

(参考) 泰興の世子泰義は學を好み、萬治中山崎開齋を江戸の邸に延て、經義を講せしめしことありしが、寛文八年三月八日年四十歳父に先ちて卒し、其子泰恒家を承けたり。

(ろ)泰恒。延寶二年二月(一説に三年とす)祖父泰興の讓を承け、正徳五年七月九日五十九歳を以

て卒す。其間治績頗る多かりし中にも、節儉を勵行して、絹布の衣服着用をどごめ、或は養老の奠を興し、又上方より來れる才兵衛と云ふ者に地を柳瀬に與へて、製陶に従事せしめたる等は其著しきものなり。泰恒卒して泰統嗣ぎ（泰統在職十二年享保十二年六月廿四日三十九歳にして卒す）泰温に傳ふ。

泰温學を好み、度々三輪執齋の講を聽き、之を聘して王學を興し、中江藤樹生ひ立ちの地たるの名に背かざらむことを希ひしが、執齋老を以て之を辭じ、其門人川田雄琴を薦む。（享保十七年）泰温大に雄琴に任じ雄琴も亦心を傾けて育英に従事したるのみならず、自ら民間に巡説し、延享元年祠堂を大洲に建て王陽明並に中江藤樹を祀り、大に實踐躬行の義を説く。こゝを以て孝子節婦一時に輩出したり。雄琴之を輯録して、大洲好人録と云ふ。泰温は延享二年六月十四日三十四歳にして卒し、泰衛承ぐ。泰衛實は伊豫守泰都（號文麗）の子なり、新に明倫堂を創め、益々川田雄琴を重用し、治績多し。寶曆十二年二月二日致仕し、天明四年正月十五日五十七歳卒す。之より泰武（實は泰温の男明和五年五月二十七日二十四歳卒す）泰行（明和六年五月十二日十九歳卒す實は泰衛の男なり）泰候（明和六年就職）を経て泰濟（天明七年就職文政九年九月二十日卒す）に至る。泰濟銳意治を圖り、知習堂を江戸の藩邸に設け、大に育英につごめたり。之より泰幹（文政九年就職嘉永六年正月十五日卒す）

泰社を経て、泰秋に至る。泰秋明治二年六月十九日上表して版籍を奉還せり。

（附説）加藤文麗名泰都（ヤスサト）は泰恒の六男にして、同姓泰茂に養はれて、幕臣に列す。初の名泰高、通稱織之助、豫齋と號す。寶永三年を以て生れ、正徳四年寄合に列し、享保七年を以て、始めて將軍吉宗に見え、同十六年火事見廻となり、同十七年閏五月御使番に任せられ、寛保三年八月新番頭となり、寛延二年大阪定番に進み、同三年七月西城御小姓組番頭となり。從五位下に叙せられ伊豫守に任せらる。寶曆三年八月辭任し、天明二年三月七日七十七歳にして卒す。墓は麻布廣尾光林寺にあり。

泰都書を好くし、書法を狩野周信（享保十三年正月卒す）に受く。かの谷文晁は教を、泰都に受けたりと傳ふ。（古書備考）而して文晁（始め文朝と書す）の雅號は、文麗より授けられたるなりとの口碑あり。蓋し文麗は文晁より五十八歳の兄なれば、其從學は文晁が十七八歳頃のことにして、文麗の最も晩年なりしが如し。而して大洲侯の歴代書をよくするもの多きは、其感化によること云ふ。

加藤氏略系

貞泰—泰興—（泰義）—泰恒
 泰統—泰温—泰衛—泰行—泰候—泰濟—泰幹—泰社—泰秋
 （泰都）—泰衛

新谷藩

新谷藩は大洲藩主加藤貞泰の二男織部正直泰の封せられたる所にして、元和九年成立、寛永十九年新谷に新館を營みて住せり。直泰は天和二年正月五日六十八歳にして卒す。之より二世泰觚(ヤスカド)(享保元年十月十二日致仕同十一年二月十四日七十一歳卒す)三世泰貫(ヤスカド)(享保十三年九月二十一日五十三歳卒す)四世泰廣(ヤスノブ)(天明五年二月十六日七十七歳卒す)に至る。國老徳田彦六よく補佐の任を盡し、頗る治績あり。五世泰官(ヤスノブ)(寶暦八年七月六日三十五歳卒す)を経て、六世泰賢(ヤスマサ)に至る。心を學事に用ひ、求道軒を興して育英に資せり。七世泰備文化七年を以て職を嗣ぎ、八世泰理に至る。兒玉堅藏香渡晋等を重用し治績多し。次は九世泰令にして、文久二年就職し、明治二年六月二十五日上表して、藩籍を奉還したり。

新谷加藤氏略系

加藤直泰——泰觚——泰貫——泰廣——泰官——泰賢——泰備——泰理——泰令

西條藩

西條藩祖松平頼純は紀伊侯徳川頼宣の三子にして、寛文十年十二月此地に封せられ、正徳元年七月七日七十一歳にして卒す。之より頼致(ヨリヨシ)嗣ぎしが、享保元年入て宗家を嗣ぎ、其弟頼渡(ヨリタケ)西條藩を承く。頼渡元文三年三月十六日三十三歳を以て卒し、其子頼邑七歳にして家を承け、天明元年閏五月七日年五十にして卒す。その嗣頼淳立つ實は紀伊侯宗直(初め頼致)の二男なり。後また宗家を承く。

を繼ぎ、西條藩を其嗣頼謙(ヨリケン)に傳ふ。頼謙實は紀伊侯宗將の子なり。之より頼看(ヨリミ)を経て頼啓(ヨリキ)に至る。頼啓學を好み藩學擇善堂を興し、又久貢新田を造りて殖産に資したり。嘉永元年七月十七日六十五歳にして卒す。次に頼學(ヨリマツ)(最も書をよくす玉淵の號あり慶應元年八月十四日逝く)を経て頼英に至り、明治二年六月廿日上表して、藩籍を奉還せり。

西條松平氏略系

——頼致——
——頼純——頼渡——頼邑——頼淳(實紀伊宗直二男)——頼謙(實紀伊宗將六男)——頼看——頼啓——頼學——頼英

小松藩

小松藩は、一柳直頼が此地に封せられたる(寛政十三年)に始まる。直頼正保二年を以て卒し、其子直治後を承け、享保元年十二月十九日七十五歳を以て卒し、之より頼徳に至る。頼徳(初め名を直卿と云ふ)(享保九年十月四日五十九歳を以て卒す。學を好み蝶庵と號す。筆蹟に巧みなり。姪頼邦(頼徳の弟治良の男)嗣ぎて立ち、延享元年七月八日五十歳にして卒し、其子頼壽繼ぐ。頼壽學を好み、竹鼻正修を重用して教化に力を致さしむ。大に治績あり。頼壽は天明四年十二月十六日五十二歳卒す。頼欽其後を承け、正修を參政に擢んず。之より頼親(寛政八年卒す)に至り、益正修を

重用し、又其推薦によりて、宇摩郡小林村の人近藤春崧（篤山）を用ひ賓師の禮を執る。篤山の門人一柳壽愷尋で参政となり、有爲の士を外に出し、名家に従學せしめぬ。賴親天保三年を以て卒し、賴紹同年八月其後を承け、明治二年六月廿四日上表して、版籍を奉還したり。かくて賴紹は更めて、小松藩知事に任せられしが任に赴かずして卒し、同年十二月七日嫡子賴明家督を嗣ぎたり。

（参考）一柳壽愷、字は惲甫龜峰と號す。文化元年六月十八日を以て小松に生る。父壽甫馬廻たり。壽愷参政に任せれぬ。初め近藤篤山に従ひ、後昌平校に入つて學ぶ。安政元年江戸に祇役し、精勵怠らざりしが、偶疾を得て歸國せむとし、途江州草津に卒す。實に安政二年二月七日なり年五十二歳

一柳氏略系

直賴—直治

賴德
（治良）—賴邦—賴壽—賴欽—賴親—賴紹—賴明

伊豫の幕領

伊豫國の幕領、代官役所は宇摩郡川之江町に在りき。宇摩郡の内二十三箇村新居郡六箇村舊桑村郡の内十箇村越智郡の内九箇村總て四十八箇村一万九千六百八十二石餘を管せり。

宇摩新居周桑の三郡は、もと一柳直盛の采地たり。寛永十三年十一月二十一日直盛二男直家を宇摩郡川之江に置き、同郡の内川之江村外十六村及び、新居周布二郡の内高一万八千六百石と、播磨國小野

一万石とを割き、其采地とせしが、同十九年直家卒し、三郡内の地を沒收せられ、養子直次を小野一万石に移封せらる。因て宇摩郡の内十七村は、是より幕領となり、同二十年より、松山城主久松氏之を管治せり。而して同郡の内野田村外五村は、寛文六年一柳直照の采地となり、其子直増封を襲きしが、寛永元年播磨國三木に移り、是より亦幕領に歸しぬ。是より先延寶五年川之江村外十六村は久松氏の支配を解き幕府にて之を直轄せり。享保六年に至りて、其直轄を罷め、再び久松氏に其支配を命ぜり。明治元年久松氏讒を蒙るや、其領地及新居桑村越智三郡の内幕領の支配を止め、更に高知城主山内氏をして支配せしむ。是に於て山内氏は陣屋を川之江に置き、桑村越智兩郡内に派出所を設けたり。次で明治四年に至り、丸龜縣の所轄となりぬ。

初め久松氏の幕領を管するや、川之江に支配所を置き、頭取一員代官一員手附四員手代六員を駐在せしめしが、後本城に於て、之を管轄し、僅に手附二員手代二員を置くのみなりき。山内氏は小參事を以て總管となし、權大屬以下數十員を駐在せしめたりき。

兵制は、久松氏支配中、文久三年三月民兵百三十人を募り、洋式銃隊を編成せしが、山内氏之を管するに至りても、尙其兵員を用ひたり。然れども漸次之を減員し、十數人を用ひて郡内の警備に充てぬ。明治四年に至りて更に丸龜縣の所轄となるに及んで、全く之を廢し、縣兵十人をして、交番警備

せしめたり。(宮脇通赫氏編愛媛縣沿革録愛媛縣誌稿所載による)

第三章 島原の亂と伊豫の切支丹

島原の亂に就て

耶蘇舊教の一派なるジエスイット宗派は、マルチンルーテルの宗教改革の反動としてイグナチエスロヨラ(イスパニア人)の唱導する所にして、教團を軍隊組織とし、献身的に傳道せむことを期したり。而して歐洲に於ては、當時マルチンルーテルの新教が其勢盛ならむとするにより、舊教徒は之を東洋に弘めむことを企てぬ。而して其方面の傳道は、フランシスコサビエル其任に當りたり。サビエルの我國鹿兒島に來りしは、正に天文十八年にして、之より平戸山口京都等に傳道したり。後織田信長は京都に南蠻寺を建つることを許可し、信者の數も次第に増加して、十五万人に及ぶと傳ふ。然るに豊臣秀吉は天正十五年九州を征伐し、耶蘇教信者の實狀を視察してより、大に鑑みる所あり。即ち令を出して之が布教を嚴禁したりき。徳川家康も亦其方針により慶長十八年外教禁止を勵行したれども外國貿易を獎勵せる結果、信者其跡を絶つに至らざりき。徳川家光之を憂へ寛永十三年外國渡航を禁じ、外國居留者の歸國するものは、之を死刑に處することと定めたり。

此時に際し、肥前原城はもと、外教を信奉せし有馬晴信の據りし所にして、其關係上之を信するもの頗る多し。有馬氏轉封の後、松倉重政島原に封せらるゝに及び、之が勲絶を期し、其子勝家嗣ぎ其手段過激に失し、外教信者は大に之を恨み、森宗意軒大矢野松右衛門等遂に天草島に生れたる神童益田時貞を奉じて、有馬氏の故壘原城に據りて兵を擧ぐるに至れり。其徒二万餘人に及ぶ。時に寛永十四年十月なり。世に之を島原の亂と稱す。

かくて、將軍徳川家光は板倉重昌をして之を討平せしめむとし、諸藩に令し兵を出して、之を援けしめしが、賊徒勢甚だ盛にして、之を陥るゝこと能はず。重昌は寛永十五年正月元日を以て戰歿せり。老中松平信綱之に代り、遂に二月廿七日に至り之を陥るゝことを得たり。

幕府之より、益教禁を嚴にし、江戸長崎には踏繪を、諸國には宗門改を勵行せしめたり。

松山藩の出師

松山藩は、幕命により、者頭片岡新右衛門正信、使番黒田將監吉辰を遣はして、板倉重昌を援けしめしが、寛永十五年正月元日板倉重昌戰死の時、片岡も戰歿し、黒田は重傷を被りたれば、相田六左衛門正盛萩原半兵衛重賢をして、之に代らしめたり。松山藩舊記に曰く、

(前略) 黒田片岡は(中略)板倉内膳正様御目附石貝十藏殿御手に屬し、相働き將監(黒田吉辰)鐵砲疵三箇所に蒙り、其上扉下に相働候節上より大石落掛り、甲に中り、所々石迹有之候、具足に

も玉迹三箇所有之候、通りは不仕候、右手負候節十死一生の仕合に候處、松平美作守様使者見掛家來に介抱爲致、將監を小屋に引取養生被申候、新右衛門(片岡正信)儀塀下にて相働さ候處、鐵砲に當り、即時に相果申候。(中略)將監松山表へ罷歸養生平癒仕候。(黒田家記)

又黒田家系には此時の戦況を記して曰く、

寛永十五年正月元日明七ツに惣人数閨の聲を上げ井樓へ挑灯二つ上り申候と一度に、大筒石火矢放懸、其役惣人数城さは廿間程へ竹束を付より申候と夜明申に付、有馬玄蕃殿立花左近殿松倉長門殿手へ内膳様十藏様(板倉目付石貝十藏)より塀乗仕候様にと數度御使御立被成候得共、かゝり不被申候に付、内膳様十藏様自身被罷越被仰付候得共、塀へ付不被申候、夫に付内膳此上はとかく討死と被成御意候付て、使者の者其の内より心掛の者共塀へ付申候、其内先懸拙者(黒田將監)仕申候、松平美作守様使者小貫某引つゞき塀へ付槍を合候と鐵砲にて右のかいなを打たれ申候、其次に中川内膳様使者松野三郎左衛門柘野數馬同子平九郎塀下へ付申候、三郎左衛門は鐵砲にて討死仕候。數馬は石にてうたれ申候、子平九郎は槍合仕敵方の槍を取申候、其次に松平周防様の使者竹村才右衛門鐵砲にて討死仕候、其次に片岡新右衛門鐵砲にて塀きはにて討死仕候、其次に能登守様使者新河九太夫塀きはにて槍合せ仕、槍を内へとられ申候、其次に内記殿使者小出又左衛門と申者作州様使

者藤江作左衛門兩人ふり能見え申候云々。

以上によりて、板倉重昌戦死の際に於ける、戦鬪の如何に激しかりしかを察することを得べし。かくて寛永十五年正月十四日に至り、島原の戦況によりては、藩主久松定行も出陣すべきことを命せられしが、已に平定に近づきたるにより、此事中止となれり。

今治藩の出師

今治藩主久松定房は幕命により、出兵して、板倉重昌を援け、重昌戦死し、松平伊豆守信綱之に代るに至ては、物頭田島彦左衛門をして、島原に發向せしめたり。之より先寛永十五年正月元日の戦に際し、軍監石谷十藏より進撃して、城壁に迫るべしとの命ありしに、有馬立花氏等の兵逡巡して進まざりし時、今治藩小貫清右衛門は部下を率ゐて、挺身突撃し武名を轟したり。

宇和島藩と島原の亂

鶴鳴餘韻に曰く。

寛永十四年十月肥前島原一揆に付、板倉内膳正及松平伊豆守追討の爲め進發の命あり。依つて右上使御用船五十艘水主御船頭共千二百十四人御用立られ、尙板倉松平兩侯御見舞の使者として、堀田權兵衛に御足輕一組召連遣はされ、後又今泉與惣右衛門に御足輕一組召連遣され、同十二月御見舞として、御看進せらる。右島原一揆に付御用心として、山崎式部に御城段右衛門丸詰を仰付らる。同十五年戊寅正月御見舞として、神尾勘解由を遣され、同年二月島原落城して一揆鎮靜す。

大洲藩と島原の亂

大洲藩の舊記温古集に曰く、

島原討手の御願被仰上げれども、御免無之、此時諸大名より、島原へ御見舞として御使者被遣ける。此方様よりは垂井市助を被仰付候也。

と見えたり。

伊豫に於ける切支丹宗

ジェスイット宗即ち切支丹宗の我國に傳來せしは天文十八年にして、サ

ビエルは鹿兒島より、平戸山口京都等を巡歴し、天文廿年豊後に來り、それより葡船に乗じて、印度ゴアに歸れり。山口城主大内義隆は宣教師より時計風琴の類を貰ひ受け、豊後府内城主大友宗麟は最も熱心なる信者となり、宣教師に宅地を與へて、布教に便せり。此兩氏の領土に於ける、基督教の弘布が、我が伊豫に及ぼせる影響に就て一顧するに、大内氏と河野氏との聯合は、應仁の亂以前に成立せり。されば同氏領内に於ける外教が、其與國とせし伊豫に波及せしは、疑ふを要せずと謂ふべし。又大友氏と河野氏は由緒も淺からず、殊に元龜年中大友氏の兵は伊豫に侵入せしことあり。豫陽郡郷俚言集によれば、同氏は外教を信奉したる爲め、伊豫に於ける神社佛閣を毀損すること甚しかりしかば、伊豫國內に於ける諸神社は、俄かに神號を改めて、八幡宮となせり。蓋し八幡大神は武道の守護神にして、此神に對しては、大友氏も破毀を敢へてせざりしにより、其毀損の厄を免れむとて、かく

はなしたるなりと傳ふ。之は固より一の傳説たるに過ぎざるべしと雖も、大友氏の勢が伊豫南部に及ぶと共に、外教の布教に便なりしは、事實にして、従つて多少の弘布ありしなるべし。かくて島原の亂以後は幕府は銳意切支丹宗の絶滅に腐心せり。因に云ふ、切支丹宗古くは吉利支丹宗と書せしが、五代將軍綱吉の世に至り、其諱を忌みて、切支丹宗と書するに至れり。而して合類大節用に切死丹の文字を用ひたるを見れば、當時如何に之を忌憚せしかを知るべし。

島原の亂後に於ける伊豫の切支丹宗

幕府の方針は上述の如しと雖も到底之を根絶すること能は

ざりき。されば我が伊豫國にも、多少の信者あり。即ち契利斯督記によれば、

一逢阪より、西の吉利支丹寺は、こんめにや東の寺はふらて派なり。

吉利支丹出申國所之覺。

松平隱岐守領分。

松山より宗門二三人も出で申候。内侍一人出申候。

加藤出羽守領分。

大洲より宗門一兩人も出申候。

伊達大膳大夫領分。

宇和島より宗門二三人も出申候。
ごあり。而して其末尾に、

大隅日向志摩甲斐伯耆丹後安房隱岐

右八ヶ國よりキリシタン宗門出不申候。

以上。明暦四成年六月十六日。

ごあり。明暦四年は島原の亂後正に二十二年、幕府が教禁に對し、役々として是れ日も足らざるが如き際なりき。此時猶且つ松山大洲宇和島三藩に於ては、該宗信徒を出したるなり。

伊豫諸藩の教禁的處置

由來幕府が外教禁壓の一方法として、勵行したる宗門改の法は、固より單純なるものにはあらざれども、先づ寺請證文人別帳を作製せしめたり。是れ即ち現今の戸籍帳に近きものにして、別に宗旨人別帳を作り、之には各個人に捺印せしむることとし、其外訴人賞金等に對する制規を定めたり。諸藩の法も大概之に準據したるものとす。

今一例として宇和島藩の制を見るに、

宇和島藩には、元祿九年の制定に基づき、先づ元帳と控帳とを調製せしめ、元帳には結婚出産等を正確に記入せしむることとし、一ヶ年以上の旅行者は、領内旅行と雖も、之を記録せしめ、控帳は庄屋の代官の手許に置き、毎月検査し、人員増減等は一々附箋して、書き添へしめ、必ず代官の分と庄屋の分と相對照して差異なからしむ。又別に判付帳を調製せしめ、之は一村毎に一帳とし、調印は代官にて取まごめ、之を御郡所に届け出さしむることとし、調印は必ず、自身に之をなさしめ、父子と雖も、代人を許さざりき。又切支丹類族改を勵行したり。是は外教信者又は嘗て外教信者たりしもの、子孫並に其眷族に對して行ふ宗門改の意にして、藩の最も心を用ひたる所なりとす。扨宗門改施行の際は、醫者塾居者山伏大夫神主神子盲目に至るまで、之を逸することなく、實行せしめ、他郷より婚姻若くは入百姓等ある際は、其者の故郷に於ける宗門改方の證明書を出さしめ、然る後庄屋に於て控帳に記入せしめ、其上にて夫々手續を行はしめたり。且つ又一時の旅人にして、旅宿にある者に對しても、必ず其者の本國の證文を檢分せしめ、宿切手を取り置き、之には庄屋加判し置くべく、宿泊半年以上に及ぶ時は、其土地に於て假に檀那寺を定めしむることとしたり。

要するに宇和島藩が、元祿九年に制定せし外教防止の示令は、都合廿五條あり。着々實行の績を擧げしめ、毎年八月係官をして、之を檢閲せしめたりき。今其法文の二三を摘記して、參照に資すれば、

一、毎年八月御改めの月に至て、去年より庄屋方にて控帳張紙の通相違無之段相改め、新帳判付之通相認め代官方へ差出可申、尤控帳右同斷の事。

一他所に罷在候者在所へ、罷り歸り候へば、早速庄屋方へ申出、何月何日に歸りし由、控帳張紙に記し、其月限檀那寺へ記名調印の事。

一檀那寺判付の節、親子たりども、代人差許さず。住僧其家に就き、人別帳に印形せしむべく、其旨寺院へ申渡さるべき事。

又其村に居住せる穢多に對しては、人數改を別紙に調製せしめたり。

今治藩に於ても、教禁には相當の注意を拂ひたりと見えて、同藩海岸に告示の札を建てたり。即ち左の如し。

條々

一伴天連並切支丹宗門之族異國より日本渡海之沙汰近年無之間自然相忍蜜に差渡儀可有之事

一先年異國に被差遣之南蠻人之子伴天連にて仕立企有之由此以前渡海之伴天連共申之條其子孫の伴天連と成候もの日本船を作り日本人の姿をまなび日本のことばをつかひ相渡儀可有之事

一異國船近年四季共渡海自由たるの間浦々之儀は不及申在々所々に至まで常に無油斷心を付見出し聞出し申出べく縦彼宗門たりといへども於申出は其咎をゆるし御ほうびの上渡船荷物共に無下萬一隠置後日に伴天連又は同船之輩等捕之拷問之上は其かくれあるべからざるの間申出て相隠す輩之儀は不及申其類又は品により一在所の者迄急度曲事に行なはるべき事

右條々海上見渡す番之者は勿論獵船之輩其外之者に到迄念を入見出し聞出し奉行所まで可申之者也仍下知如件

正徳四年十一月 日

奉行

(以上玉田榮二郎氏の調査による)

松山藩に於ても、外教禁止に對しては、最も心を致したりと察せらるゝ節なきにあらず。伊豫郡松前附近大智院の宗門改帳(安政二年の分)現存せり。其中に

安政二乙卯年

宗門改帳 貳

正月晦日 釣吉村

本門

一五人 内 男三人 榮藏
女二人

家子門

一五人 内 男三人 九左衛門
女二人

(中略)

家數合 二十二軒 内 本門 二十一軒
家子門 二十一軒

人數合 七十一人 内 男四十二人
女二十九人

右之人數代々眞言宗當寺檀那に紛無御座候。切支丹者不及申轉類族悲田宗にても無御座候。若宗旨之儀に付疑敷儀御座候者拙僧罷出急度埒明可申所仍而如件。

安政二乙卯年正月晦日

上野村本願寺無住ニ付

請合 上三谷村

正圓寺

宗門改御役所

右之家數人數少しも相違無御座候所仍而如件。

釣吉村頭

鷺野路太郎

宗門改御役所

以上は唯一個寺の記録たるに過ぎざれども、其調査方法に就ては、周密を極めたることを知るべし。されば外教はいつしか其跡を絶ちたるが如き有様なりき。

かくて其後に於ける伊豫の切支丹宗に就ては、記述せる史料を見ざるを遺憾とす。松山藩古老の談によれば、慶應四年長崎に於ける切支丹宗徒を諸國に分置せる際、其五十人を松山藩に送り來りたり。

(後其半數は之を土佐に送りたりと云ふ)蓋し之は政府より大村藩士渡邊昇に命じ長崎浦上の宗徒四千人を三十餘藩に分置せしめたるにより松山藩にては之を三津口の牢屋に收容し、異宗徒掛を置

き、之を監督せしめ、男一人米二合女一人米一合宛を給與したりと云ふ。已にして政府は歐米諸國と交通を開くと共に、之等に對する態度一變し、頗る寛大に傾くに至れり。内藤鳴雪先生の談によれば、明治二年外務權大丞中野健明官命を帯びて來松し、右異宗徒の取扱方を視察したることありき。

此時鳴雪翁は異宗徒取扱掛兼務を命ぜられ、(翁は當時松山藩權少參事なりき)外務少屬和田昌孝史生伊佐庭如矢氏等と共に、中野外務權大丞を導て、三津口の牢屋に至り、視察了りたり。翁曰く、

(前略)藩では未だ維新當初の大政府の旨趣を奉じて居た爲めに、宗徒等を罪人同様に扱つて、三津口の牢屋へ入れてあつて、且つ十餘の家族の男と女子供を引離して、別の牢屋へ入れてあつた。中野權大丞は其所へ來ると、直ちに牢屋の中に這入つて、行くから其屬員は勿論私共も附いて這入つた。實は私は牢屋の中へ足を踏込むと云ふ事は、生れて始めてであつた。尤も犯罪人とは違ふから、聊か寛大にして、牢屋の中で一寸した、食物の煮焚き位は許してあつたので、其の大氣に打たれて、何だか蒸暑く。又惡臭の香が鼻を突た云々。

とあるによりて、當時の狀を察すべし。かくて中野權大丞は親ら彼等卅名許を懇諭して改宗をすゝめ更に松山藩吏員に向ひ彼等に對しては、温和の手段を以て、説諭を加へ決して、酷烈なるべからざる旨を告げたり。而して其後彼等を長崎地方の郷里に歸還せしむる事となれりと云ふ。(伊豫史談第廿

號内藤鳴雪翁の談による)

「附説」 明治維新後の耶蘇教

明治政府の方針 江戸時代に於て、幕府が耶蘇教禁止の爲に苦心を重ねたるは前に述べし所の如し。由來信仰のことは、政令を以て之を一掃し去ること、誠に至難中の至難事たり。されば一時抑壓せられたる、外教が王政維新し、百物舊を捨て、新を探るに際し、油然として興らむとするは勢正に然るべき事とす。されど明治政府は其始め江戸幕府の政策を繼承し、切支丹邪宗門と稱したる程なりしが、外國公使の提言によりて、漸く之を刪るに至りたり。而して安井息軒の如きは辯妄を著はして之を排撃したれども、一方中村敬宇の如きは英國に赴きて、歐洲の文化を研究し、其文明の根本を宗教にありとし、且つ其素力たりし儒教の見地よりして、形而上文明の要素たる耶蘇教を公許すべきを論じぬ。加之新島襄の如きは、米國より歸り、宣教師として盛に其傳道に従事せり。

今治と耶蘇教

翻て我が伊豫國の狀況を一瞥するに、明治九年宣教師アツキンソン四國教化に著手せむとし、神戸より松山に來りて、布教せしかど、一人の耳を傾くるものなかりしが、其歸途ふと今治に赴きて、傳道に従事し、漸く數名の信者を得たり。因に云ふアツキンソンの始めて説教せし所は、今の松山市三番町城戸屋旅館の邊にして、同教師はよく日本語に通じたりと云ふ。其後明治十二

年に至り、今治には六人の信徒によりて、獨立の耶蘇教會の設立を見るに至れり。之より信者俄に増加したりしかば、同教會は數人の傳道者を各地に派遣したりき。かくて同教會は日本に於ける三大教會の一に算せらるゝに至れり。三大教會とは今治新潟岡山の三教會にして今治に於ける横井時雄、新潟に於ける押川方義(松山の人)岡山に於ける金森通倫等は、當時世に知られたる人々なりき。而して今治教會の傳道の影響として、松山小松の教會(明治十八年)波止濱の教會(明治廿一年)は設置せられたりき。

次で明治二十一年に至り、北米合衆國コングレッショナルチャーチ派遣の宣教師ノイス、キュリキ、スタンフホルド、ニユエル、婦人宣教師ガニソン、ジャージソン、ハウート、バミリー等續々松山に來住し、布教につとめ、やがて西條宇和島郡中新居濱古町の五教會の設置を見るに至れり。現今組合基督教會に屬するものは、今治松山市宇和島古町郡中西條小松新居濱八幡濱波止濱等の諸教會是れなり。其他日本基督教會に屬する教會は、海軍中尉櫻井昭恵によりて、大洲の地に創設せられたり。時正に明治十三年なり。昭恵は大洲の人一旦軍職を辭し、其郷里に歸養し専心布教に従事したるなり。其後明治二十九年に至り大洲基督教會牧師佐々木國之助等松山市に傳道を始め、同卅二年に至り、榎町に一教會を設置し、後更に宇摩郡上分村に上分基督教會を興したり。又美以派に屬するものは、松山宇

和島八幡濱に教會あり、其創始は明治二十一年該派宣教師ゼーダブルニューランバス牧師田中義弘宇和島に來りて布教に従事し翌廿二年牧師柳原浪夫松山の地に傳道せり。其他猶日本聖公會派に屬するものあり。是れ維新以後伊豫國に於ける外教傳播の概略なり。

第四章 沖の島並に篠山問題

沖の島問題

明曆二年二月八日（此事件の當事者としての宇和島藩主は伊達宗利、土佐藩主は山内忠豊なり）沖の島庄屋六之進と云へる者、訴狀を差出してより、沖の島に於ける宇和島土佐兩藩境界問題起り、後萬治二年五月幕府評定所に於て、決定申渡しありて、漸く終結を見るに至れり。其概要左の如し。

宇和島藩の主張。

- (一) 沖の島の中、毛島小屋の浦窪浦は宇和島領にして、弘瀬と云ふ一浦は兩藩に關係せり。弘瀬に於ける兩藩の境目は郡合川にして、其境目より、南は土佐領北は宇和島領なり。
- 但し、郡合川より北に於ける、弘瀬（即ち宇和島領）の幾分を、長宗我部氏より、戸田民部少

輔へ所望あり。年々文樂三百文の約束にて、借り受け、土佐の民居住するに至れるなり。

- (二) 承應二年土佐領弘瀬庄屋源五郎部下を率ゐて、宇和島領廣瀬に侵入し、十町の間竹木を打拂ひ、中尾と云ふ山の畝より、芦の田加口まで、新道を築造す。
- (三) 正保四年の夏弘瀬の境目より、廿四五丁宇和島領に越え白岩と云ふ所を以て、境目と稱し、漁獵の妨害をなしたることあれども固より非理なり。

高知藩の主張

- (一) 伊豫土佐兩國の境界は、長宗我部殿檢地帳に徵證あり、相争ふの要なし。
- (二) 弘瀬の中に、郡合川大川の二川あり。郡合川を以て境界とすることは未だ聞かざる所なり。
- (三) 佛の岡の道境西分は、宇和島領なれども、大コヤケ谷までの内は七十年來土佐より支配したり。
- (四) 戸田への談合は、山の事にて、禮の爲め樽代百文或は請錢二百文添へ遣はしたる例あり。六之進（宇和島領沖の島庄屋）之を捏造せるなり。
- (五) 六之進猥に土佐領の田畝を耕作し、境の川を切り埋めたり。

宇和島高知兩藩の主張は以上述ぶる所の如し。而して土佐藩には、此時野中兼山（名は止字良繼學識と經世の才を以て世に知らる）事を執り、大に企畫する所あり。幕府令して、兩藩をして、沖の島

に至り、實地の島形圖を調製せしめたり。よりて土佐藩よりは、弘瀬浦庄屋源五郎並に藩士衣斐金左衛門をして、沖の島に赴かしめ、宇和島藩よりは、庄屋六之進藩士檜垣介三郎をして、之に臨ましめたり。

(参考) 此際野中兼山が槍を彫りて島の摸型を作製せしものは長一間幅三尺あり。沖の島舊記一卷と共に高知縣廳に藏すと云ふ。

かくて萬治元年十二月、評定所に於て、對決あり。萬治二年五月十二日、即ち明曆二年六之進訴訟呈出より、五年にして、左の申し渡しありたり。

(一) 兩國の境は土佐の方より、差出の證文に相任候也。

(二) 白岩より、東にて、伊豫より網獵すべからず。

篠山問題

篠山(笹山)は南宇和郡にあり。由來伊豫土佐兩國の國境は、篠山の矢筈池より、峯續にて槇の尾を下り、正木川を以て、其分界線とせしが、萬治元年十月十五日正木村篠山權現神主介亟はこゝに、訴狀を提出したるが爲め、一問題を惹起せしめたり。其趣によれば、

(一) 篠山の權現堂は、宇和島藩のものなり。即ち權現の鐘樓鰐口の銘神像の台座に、豫州御庄篠山とあり。

(二) 權現堂は、伊豫に向けて建築しあるなり。

(三) 現在の權現堂は、宇和島藩の建築にして、寛永十四年起工同十六年竣功せるものなり。

(四) 以上の如くなるに拘らず、土佐領下山村庄屋新亟之を土佐領のものと稱し、宇和島よりの參詣を妨ぐるは、不法なり。

之に對し、土佐藩の主張は、

(一) 宇和島領正木村庄屋介亟は、種々横暴の行あり。土佐藩より、已に訴へむとせしが、沖の島の間題未だ落着せざるに、之に及ぶは、公儀を憚らざる義として、差扣へたるまでなり。其不法行爲は、大に之を糾さざるべからず。

(二) 介亟の所謂、篠山は兩國支配とは偽にて、元親檢地の際徵證あり。

かくて土佐藩は、訴狀を松山藩主松平隠岐守に託して、評定所に提出したりしが、老中松平伊豆守は、論して民事の訴訟となさしめぬ。尋で萬治二年十一月十五日に至り、私裁和議成立したり。其條件左の如し。

(一) 笹山權現神主は、土佐より、別當は、豫州より任すべきこと。

(二) 正木村庄屋介亟權現大檀那たるべし。

(三) 西小川平傍を土佐に返し、東小川平の地を宇和島に渡すべき事。

要するに沖の島問題は、明暦二年より始まり萬治二年に至て、解決し、篠山問題は、其中間即ち萬治元年に起り、翌二年に至て落着したるなり。

第五章 仙台騒動と宇和島吉田藩

仙台藩の内訌に就て

仙台藩主伊達綱宗は、萬治三年退隠し、家督を其子龜千代（後の綱基）又改めて綱村（云ふ）に譲れり。龜千代時に年僅に二歳なりき。蓋し事のこゝに至りし所以は、綱宗素行修まらず。奸臣の之を誘ふものありて、非行其度を超え、幕府より小石川堀普請を命せらるゝに至りし事情等の轆合せしによれり。此に於て、同族伊達兵部少輔宗勝（伊達政宗の末子陸中岩井郡一の關三万石を領す）同田村宗良（政宗の孫即ち仙台忠宗の子陸前名取郡岩沼三万石を領す）の二人心を協せて政を視たりしが宗良は多病の故を以て大抵江戸にありしかば、政柄多くは宗勝の手に遷れり。宗勝野心あり仙台老臣原田甲斐宗輔小姓頭渡邊金兵衛小姓横目今村善太夫等と議し、時の大老酒井忠清の女を迎へて、宗勝の子宗興に配し、其外援によりて宗興をして宗家に嗣たらしめむことを企て、藩内之に阿附するもの多かりき。而して醫師河野道圓は龜千代を毒害せむとすと傳へられしが、守役橋本

善右衛門の苦忠によりて、漸く事なきを得たり。

此時に際し、ふと一問題惹起したり。そは伊達氏の一門たる陸前遠田郡涌谷二万二千六百四十石の采主たる、伊達安藝宗重と、同族にして、陸前桃生郡御澤一万五千石の采主たる、伊達式部宗倫と采邑境界に就ての紛議是なり。而して藩廳の裁斷公正ならず、伊達安藝宗重之に服せず。よりて之を藩の執政宗勝に訴へ、更に寛文十一年江戸に出で、老中板倉重矩に訴へ、且つ秕政を例擧して、遺す所なし。是より原被の對告ありて、宗勝甲斐の惡事露顯す。甲斐意を決し、酒井大老邸に於て安藝を斬殺し、己も亦殺されたり。時正に寛文十一年三月廿七日なり。

仙台内訌と宇和島吉田藩

かくて宗勝は土佐に、其子宗興は豊前小倉に、宗興の子千之助及び千勝右近並に、宗興の妻は、伊豫國吉田に流謫の身となりたり。其末路は、

宗 勝……………延寶七年死す。土佐國吸江寺に墓あり。

宗 興（宗勝の子）……………元祿十五年豊前小倉に死す。墓は小倉安國寺にあり。

千之助（宗興の子）……………元祿八年吉田に死す。

千 勝（宗興の子）……………元祿七年吉田に死す。

右 近（宗興の子）……………寶永四年吉田に死す。

而して此騒動の主動者、即ち寧ろ中心人物とも見るべき。

小姓頭渡邊金兵衛。

吉田藩に送られ、岩牢に入れらるゝ事に定まりしが、寛文十一年八月廿七日

より絶食して、九月廿六日の夜江戸の藩邸にて歿したり。

横山彌次右衛門。

宇和島に送られ、観藏寺（丸穂村にあり今佛海寺と稱す）の前妙典寺の傍に置

かる。元祿六年六月廿九日（或は六月十二日も云ふ）赦免、仙台に歸送せらる。時に年七十二歳なりと傳ふ。

今村善太夫。

宇和島に送られ、横山と同じく妙典寺の傍に置かれしが、元祿四年八月廿六日六十

六歳を以て病死したり。屍體を搦詰にして、幕府の指示を仰ぎしに、土葬差支なしとの令あり。

よりて九月廿六日観藏寺内に埋葬すと云ふ。（横山今村の末路に就ては兵頭賢一氏の調査による）

又原田甲斐等の與黨たりし、伊東七十郎は絶食卅五日間、甲斐の母は其子の非道を憤り絶食五十日間七十四歳を以て死したり。因に云ふ。仙台藩内訌の當時は、宇和島藩主は伊達宗利、吉田藩主は宗純の時なりき。

第六章 赤穂浪士と松山吉田兩藩

赤穂浪士の復讐

元祿十四年三月十四日、江戸城中に於て、勅使大納言柳原資廉中納言高野保春響應の事あり。其任務を命せられしは、播磨國赤穂（五万三千石）城主淺野内匠頭長矩、伊豫吉田城主（三万石）伊達左京亮村豊（初め宗春と稱す）にして、高家衆吉良上野介義央（少將參河國吉良四千石）之が主班たり。然るに長矩事を以て義央を恨み、殿中に於て、之を傷く。よりて長矩は切腹を命せられ、義央は咎めらるゝ所なりしかば、淺野氏の遺臣大石良雄等四十七人、翌十五年十二月十四日を以て、吉良邸を襲撃して義央を殺して、亡主の仇を報じたり。已にして之等の浪士は細川（熊本藩）久松（松山藩）毛利（長府藩）水野（岡崎藩）の四家に預けられたり。而して其中松山藩に預けられたる者は、

二百石	馬廻	彌兵衛養子	堀部安兵衛	三十三歳
百石	祐筆	間瀬久大夫甥	中村勘助	四十四歳
百五十石	代官	木村岡右衛門		四十五歳
	部屋住	内藏助嫡子	大石主税	十五歳

部屋住	小野寺十内甥	岡野金右衛門	二十三歳
先知行百石	普譜奉行	不破數右衛門	三十三歳
百石	代官	菅谷半之丞	四十三歳
三十石	宗門改役	千馬三郎兵衛	五十歳
<small>十兩三人扶持 外ニ五石</small>	國藏奉行	<small>吉田忠左衛門 實弟</small> 貝賀彌左衛門	五十三歳
<small>貳拾石 五人扶持</small>	膳番	<small>小野寺十内甥</small> 大高源五	三十一歳

の十士にして、元祿十五年十二月十五日老中稻葉正通より幕府の命を傳へられしにより、松山藩邸よりは、番頭奥平次郎太夫波賀清太夫等を大目付仙石伯耆守邸に遣はし、之等の十士を伴ひて、芝區愛宕下の本邸（芝區愛宕町二丁目十四番地現東京病院の地）に歸り、翌日之を三田一丁目の中邸（現今松方公爵邸）に移したり。

かくて、翌元祿十六年二月四日に至り、以上の十士は幕命により、同邸に於て自及したり。

伊達村豊(宗春)

伊達村豊は伊豫吉田第三世の藩主にして、伊達秀家の第八男伊達刑部宗職（吉田藩祖宗純の弟）の第二子なり。年二十歳にして淺野長矩と共に、天使饗應の任を承りしが、（長矩は勅使村豊は院使の接伴を命せられたるなり）よく其任を全うしたるは、閩藩の慶喜せし所なりき。

而して長矩は資性清廉にして、兼て高家衆たる吉良義央に贈遺するを拒みしこと淺野家の正史たる江赤見聞記にあり。長矩又性癖あり。物事を抑へ得難き風ありしかば、遂に殿中に於て拔刀の失態を演じ出せり。然るに村豊慎重よく其職を誤ることなかりき。傳ふる所によれば、吉田藩はよく義央の爲人を察し、加賀絹數卷、黄金百枚、探幽筆龍虎の對幅を贈遺したりと、固より俗傳の一説なれども、淺野家菲薄の例にはあらざりしなるべし。而して村豊の院使接伴を命せられしことは、徳川實記卷四十三元祿十四年二月十四日の條に、

參向公卿の館伴仰付られ、勅使は淺野内匠頭長矩、仙洞使は伊達左京亮村豊なり。

とあり。而して普通の書に、院使接伴の任に當りしは伊達宗春となせども、宗春は初めの名にして、徳川實記にも村豊とあれば之に従ふべきに似たり。参考の爲め「略御家譜」を抄録せば、

村豊。初宗春又成任後村豊、天和二年壬戌十一月八日御誕生、御幼名金之助、吉田御二代能登守宗保公御養子、御名左京亮、被成御改又和泉守若狹守に御改被成、元文二年丁巳六月卅日、御卒去御法名大淵院殿澤翁眞龍大居士。

松山藩の浪士待遇

大石良金以下十士が久松氏邸（芝區愛宕下）に入りし時、（元祿十五年十二月十五日夜）は恰も、藩主定直病氣引籠中なりしが、深く浪士の忠誠を嘉みし、態々玄關に出て、之

を目迎し、即夜國老遠山三郎兵衛をして、代て良金等に面せしめたり。
其待遇に關し松山叢談に、

一番小屋より十番小屋迄但一小屋一人宛、番士一小屋へ片代り、十分二人歩行一人持筒二人足輕四人中間二人宛。

右御預けの者へ小袖三つ、上帶下帶夜具一つ蒲團二つ明衣二つ、風呂敷一つ枕一つ相渡也。

御料理二汁五菜、朝夕共菓子出之、夜食一汁三菜晝夜何にても見合出之。

と云ひ、又翌日之を三田の中屋敷に移し、又諸事を幕府に伺ひしに、幕府より「御預けの者共、永く御預けの者にも無之其上右の者共奉對公邊惡事も不仕候得者、何分にも存知次第能程に可申付云々」の指令に接せしかば、三田屋敷にては、一番小屋に大石良金堀部安兵衛中村勘助貝賀彌左衛門不破數右衛門の五人とし、二番小屋に岡野金右衛門大高源五菅谷半之丞千馬三郎兵衛木村岡右衛門の五人を置き、頗る之を優遇したり。かくて定直は其病平癒せしを以て、之を幕府に届け出で、其日即ち元祿十六年正月五日三田邸大書院にて、良金以下十士を引見し、之を慰めたり。

因に云ふ。定直は此時良金に對し、あはれ汝は母の身の上を憫ばすやと問はれしに、良金は、情愛深き御言葉に接し始めて思ひ出し侍りぬ。母は吾が郷を出づる時、亡君の爲めに盡す身は、母の事

を思ふこと勿れ。母は已に死せりと覺悟せよと、諭し候ひきと答へ、定直以下侍臣皆仰ぎ見るを得ざりきと傳ふ。

又赤穂浪士の待遇法に關し、熊本の細川氏は優遇を極めたれど、松山の久松氏は寧ろ冷遇なりきとて、「細川や水野流れは清けれど唯大甲斐の隠岐ぞ濁れる」との落首を傳ふるものあれど、決して然らず。却つて「細川にまさる水野ぞ夜は甲斐二汁五菜は隠岐にこそあれ」との傳へもあり。殊に松山藩が浪士に對して、多大の同情者たりしは、以下記述する所によりて明らかなりとす。

浪士の切腹

松山叢談によれば、元祿十六年正月廿二日老中稻葉丹後守正通より、松山藩留守居を呼び出さる。よりて三浦七郎兵衛參邸したるに、浪士十人の親類書を出すべしと令せらる。即ち之を認めて提出したり。(親類書は義人纂書中に採録せられたる淺野内匠殿家來松平隠岐守に御預け一件の中にある)

かくて、二月四日午前十時頃老中より、浪士十人に切腹を命ぜらるべきの通報あり。尋で目付杉田五左衛門使番駒木根長三郎來邸あり。之より先、松山藩は専心浪士の助命を圖り儒者平田黃軒は老中稻葉邸に至り、切に赦免を希ひしが、歸り報じて曰く、浪士の義人たるは幕府風に之を認む。然れども法も亦曲ぐべからず。よりて一旦切腹を宣し後に赦免の令を傳ふるならむと、然れども已に切腹の内

命に接したるを以て、不得已之を十士に告げ、其準備に取かゝらしめ、同日正午までに行水を終へ、夕食も午後一時過に差出さしめ、其他萬般の設備完了したれども、故らに之を上使に報告せざりき。蓋し或は赦免の命の出てむことを期待せしによれり。然るに午後四時を過ぐるも、更に何の示令もなかりしかば、遂に諸準備完く成れる旨を上使に報告したりき。

浪士切腹の場所は、三田の中邸大書院の庭にして、幕を以て圍み、庭の上に疊二枚を重ね淺黄木綿の大蒲團を敷き、大石主税を始め順次に之を呼び出して、切腹せしめたり。松山叢談に座右録を引いて曰く、

(前略) 御檢使以下何れも御揃、以後十人の面々屋敷へ可被罷出旨、御目付中被罷越被仰渡の儀有之由に付、麻上下着用御出可然旨、番頭奥平次郎太夫佃九郎兵衛横目の者同列にて、申通之奉畏候旨請有之、麻上下並小袖一宛送之、足袋同斷、何れも着替相濟、駕籠にて玄關溜座敷迄遣之、相揃置、何れも一同に大書院へ番頭同道にて罷出、家老用人横目等相詰る。別紙御書付の通、杉田五左衛門殿被仰渡之、何れも一統に切腹被仰付難有奉畏候御請申上退去、以後於小座敷、公御對面御會釋有之。

於大書院庭切腹可爲仕旨、御檢使衆依差圖、花色無地幕にて庭を圍み、玄關より切腹場迄者、莖薄

縁通り道に敷之、切腹の場莖を敷き、上に疊二枚、其上に淺黄大綿の綿入大蒲團一宛敷之、脇の方に血隠砂桶に入隠し置、尤詰りく足輕出し置也。

切腹次第左の通(但し介錯に就ては異説あり。後段に之を説述す)

- 一番 十六歳 大石 主税 介錯 徒士目付 波賀 清太夫
- 二番 三十四歳 堀部 安兵衛 同 同 荒川 十太夫
- 三番 四十八歳 中村 勘助 同 徒士 大島 半平
- 四番 四十四歳 菅谷 半之丞 同 同 加藤 斧右衛門
- 五番 三十四歳 不破 數右衛門 同 同 荒川 十太夫
- 六番 五十一歳 千馬 三郎兵衛 同 同 波賀 清太夫
- 七番 四十六歳 木村 岡右衛門 同 徒士目付 宮原 久太夫
- 八番 二十四歳 岡野 金右衛門 同 同 加藤 斧右衛門
- 九番 五十四歳 貝賀 彌左衛門 同 同 大島 半平
- 十番 三十二歳 大高 源五 同 同 宮原 久太夫

兩御檢使衆、大書院縁側着座、御徒士目付は、不殘板縁に薄縁敷着座、御小人目付御使衆者庭の内

片取薄縁敷着座也。

此方足輕頭留守居横目庭に罷出相詰る。中奥番相加り列を立、作法正敷罷在、家老用人等座敷片陰御檢使後に差控へる。御老中御差圖の通り、公には御出座無之。

切腹の面々玄關より、一人宛庭へ罷越候に付、案内横目留守居番改交々同道也。順々出之呼申候。者頭兩人同道は右の面々也。

一番主税罷出無滞三方に小脇差置出之。主税蒲團の上に着座、否御檢使の方へ、謹みて御禮申上、押肌ぬき介錯へ時宜致、小脇差取上げ候處、首を打介錯波賀清太夫右の手にて、主税たぶさを取上、左の足を敷、右躡て御檢使へ實見に入れ引退く。其儘中間四人罷出、首むくろ共三方一緒に蒲團に包み、勝手に引之、血少し見え候に付、桶に入置候砂を以て隠し、疊等者血付候得者敷かゆる也。

介錯人肩衣、右の肩計ぬき懸に仕る。尤跡の分仕形同前也。三人右の通實見有之、其跡者御檢使中より、是にて見分相濟申候間、右の仕形に不及候旨、依差圖跡々右の仕形に不致なり。

右の死骸勝手へ引、右の蒲團に引包、長三尺程三四寸の角木に仮名書付死骸後に建置之。死骸々々の間一間程宛に置之也。

右切腹申の中刻相濟、御檢使退去、留守居御用番御老中へ罷越申届之。

泉岳寺へも案内被仰遣、寺よりも寺社奉行へ相斷、此方よりも寺へ死骸可遣の由被仰進之、仙石伯耆守様へ留守居被遣、御預け者武具鼻紙袋等泉岳寺へ遣可申哉の旨被仰遣候處、不殘可遣旨、依御差圖、夜分差遣され候事。

夜に入死骸泉岳寺へ被遣之。乗物の戸前名付札有之、白張挑灯數々、乗物一挺に足輕四人徒士二人宛、尤前後者頭横目騎馬五騎罷越也。歩行目付下横目其外作事奉行大工等先達て寺へ遣之。尤中屋敷不淨門より出之。引導相濟桶に入埋之。其上に大石を一つ置之。一人々々の墓所大竹を以垣三尺計結立、貫を通し、水手向口を付、花立竹櫛の花指尤白張挑燈火を燈し、朝迄差置。銘々仮名の札建之。

當夜銘々着用の品々並武具等不殘泉岳寺へ被遣之。爲法事料白銀五十枚被遣之。

切腹の儀可有之哉と、兼て左の通支度致置かる。

白紋付上下。 小袖一重 白紋黒羽二重下着桑染

小刀十。切先五步出し、跡者不殘觀世よりにて、卷之尤不時爲扇十。

白三方十。但前の縁を破り除る。

乗物十挺。白張挑灯二十張竹の柄共。

血隠し砂。桶數多に入置並水手提に入置。

疊二十枚筵數々。並淺黃木綿わた入三疊敷、大蒲團十

長三尺程三寸四方札先をとからし、銘仮名印置、勝手へ引取、此札を死骸の側に立置、是を泉岳寺へ遣し、墓所へ夫々建る也。此方許人足輕二人申付之。

乗物棒にも、銘々仮名書付置也。並墓所圍等は作事方取計也。

切腹の場所前方に不相知、依之御差圖次第、何方へ成共建候様に、仮小屋伐組置、御檢使中着座の間、並御徒士目付御小人目付詰所切腹の面々者、土間屋根はこけらぶき先達て伐組置、此度御用無之に付、麻布伊左衛門へ被下之。(中略)介錯致候衣類並刀拵料夫々へ被下之。

松山藩の赤穂浪士一件に關する史料

赤穂浪士復讐一件に關する正確なる史料中、松山には左の

有力なる史料あり。

(甲) 吉良淺野一條聞書。

吉良淺野一條聞書は、松山藩主久松定直が其預りたる赤穂浪士十人に就て聞きたる所を筆記したるものにして、松山藩の舊家十河氏に傳へられたるものには、其奥書に「右此書は定直公御筆の一卷を密

に寫之もの也」とありて、其原書は久松伯爵家に所藏せられたり。其内容は義人纂書中に收められたる「淺野内匠殿家來松平隠岐守へ御預け一件」と大同小異なり。而して兩者其記事に矛盾する所もあれば、原本は定直の自筆なりしを後に種々添加せしものなるべし。今此書の貴重すべき所以に就て一二を録すれば、

(一) 江戸に於ける刃傷事件を赤穂城に報告する爲め、江戸を發したる第一使早水藤左衛門萱野三平の着城を三月十八日丑の下刻とし、(普通の書には、三月十九日寅の下刻とす) 第二使原惣右衛門大石瀬左衛門の第一使より遅れて江戸を發したりしは吉良義央の生死を確めたる後之を赤穂に報せむことを期したる事等の事情此書によりて明らかなり。然れども生死猶不明なりしを以て、已むことを得ず、發足したる旨を附記したり。思ふに、義央の生死問題は始めより赤穂義士の去就を決する基本的最大要件となれるものなるが、此書よく其間の消息を物語れり。而して此第二使によりて長矩田村邸に於て割腹せることも明らかに赤穂に報せられたり。

(二) かくて赤穂城にありては、其主長矩切腹に付、飽迄も死を以て善後策を講せむとし、斷然志を決して、死を大石と共にせむことを誓ひしもの、五十四人ありし旨を此書に明記せり。之によれば、飽くまでも、強硬の態度に出でむとせしは、五十四人にして、其他は去就に迷ひしこと明らかなり。殊に

末輩の人々に至りては「いづれも頭次第に」と答へし趣を傳へしは、眞に當時の實狀なりしなるべし。

(三)已にして幕命によりて赤穂城明渡しとなり、城中にては其準備にどりかゝり「城内に穴を掘り日數七日程の物を焼申候、是を玉を鑄候様世上にて申候由」とあるによれば、赤穂城明け渡しの際かゝる風説ありしことを知るに足れり。

(四)扱四月十三日頃に至りて、兼て江戸に遣はしたりし田川九左衛門月岡次右衛門の二人、赤穂に歸着し、吉良義央の生存せること始めて明瞭となれり。こゝに於て是まで殉死を以て當然の本分とせしものも、豈唯に之にのみに限るべけむや。應に他に其途を啓くべきことを悟り、従つて復讐の計を立つるに至りし順序に一步を進めたり。是等の事情此書によりて一々明らかなり。

(五)然れども大石は以爲らく死は固より惜む所にあらずと雖も、決して輕死すべからず。此時に際しては寧ろ社稷を重しとなす。先づ大學(長矩の弟)をして、淺野家の祀を存せしめ、然る後復讐の事に及ぶも、決して遅しとせざるなりと。乃ち銳意其事に當りしが、此書によれば大學取立の件頗る好望の有様なりしかば、機を見るに敏なる人々は、今殉死の同盟に入り置くは、將來自家の好運を開くべき階梯なりと考へ、加盟者急に増加したり。即ち曰く、

内藏助殿罷歸、大學之首尾能候由申候故か、一味之者多罷成候間、九十八人連判仕候。

とあるによりて、人心の趣く所を察すべし。

(六)已にして七月廿二日江戸なる同志吉田忠左衛門より七月十八日附の書狀を貝賀彌左衛門に送り來れり。是れ幕命により大學が長く廣島なる淺野の家に御預けとなり、従つて赤穂淺野家の祀を繼承する事は全く絶望となれる旨を記載せるものなり。大石等之を見るに及んで、意氣昂然として、彌復讐を決するに至れり。

(七)こゝに於て、再度幕府に對して赤穂淺野家存嗣の儀を請願し、其成否によりて最後の手段を執るべしと論ずるものあり。大石等は之を無用なりとし、爲めに意見二派に分れ、遂に奥野將監以下脱盟者輩出し、其極四十七士を残すに至れり。是れ最後の同盟の成立せし事情なりとす。

(乙) 波賀清太夫覺書

波賀清太夫名は朝榮(トモヒサ)松山藩徒士目付にして、時の兵學者小幡憲行の門人なり。性剛健嚴正にして、時流に卓出せるのみならず、寧ろ狷介人と相容れざりし所ありしが如し。而して赤穂浪士預役を命せらるゝや、其浪士の忠烈に感激し、其接伴の任に膺りたるを非常の光榮とし、滿腔の誠意を以て事に任じ、兼て修めたる小幡流兵學の眞意を實地に施行せむことを希ひたり。其覺書は當時の

實狀を記し置きたるものにして、赤穂義人纂書續史藉集覽の中に収録せられたり。覺書によれば清太夫は、吉良義央の臣隸或は父子の關係ある上杉家より、松山藩邸に逆襲あらむことを懸念し、「屋敷内外夜廻り内番辻番を増し嚴敷諸事申付三ヶ所門へ出入を留め」などして、最も警戒に意を用ひたり。而して其次節に、

(前略) 是等の事朝榮官祿輕しといへども、兵學の老師小幡憲行の厚恩無他事計也。格式は重く祿は重く候共、平常兵學に令油斷候て、急用に至り、臨機應變之下知難成、上下之人數下知を輕んずる事目前也、前後に成候ども、子孫考讀之爲め記置。

と前書きして述べたる一件は、元祿十四年十二月十五日只今(今の午前十時頃)貝足を着槍長刀に血之付たるを持、弓杯を持候侍二百人計人々首を一つ槍にくゝり付、松平陸奥守殿御屋敷前通り芝の方へ参り候、(中略)淺野内匠頭殿浪人衆にても可有御座杯風聞候。云々と告げたるものあり。是れ赤穂浪士が吉良邸に於て、義央の首を挙げ、隊伍を整へ、泉岳寺に向へる行装を、目撃せしもの、報告なりしなるべし。清太夫以爲らく、古の兵亂の濫觴もかゝる事より因するならむ。大名の手元其變に應ずる事なくては叶ふべからずと、爲めに經營する所ありしかば、「一座の役人或は閉口し或は苦笑し又は清太夫殿いつもの御くせを被申」云々と揶揄するものさへありしが、清太夫は其臣従と共に非

常に對する用意をなしたり。かくて赤穂浪士を細川水野毛利久松四家に分預せらるゝに際し、他家は藩主登城の節申渡されしかば、諸準備に多少の餘裕ありしに、我が松山藩は、藩主定直病氣引籠中の事とて、奉書俄に到來し、一時混雜を極めしかど、幸に波賀清太夫の用意あるありて、爲めに事なきを得たりと云ふ。前顯の文中に「清太夫殿いつもの癖」云々とあるは、却つて平素の篤行を窺ふべきなり。而して藩邸より浪士受取の爲め仙石伯耆守邸に赴きし人々は、時恰も嚴寒の候に屬したるのみならず、豫想外の時間を要したりしかば、寒飢に苦しみたりしが如し。清太夫其覺書に記して曰く、右受取に罷越候面々平常厚味を食し、衣装を飾り、酒淫を事として、治世に油斷せし報い、當世風になれたるものども、寒天に午刻前より子刻過の儀ゆる(正午前より夜十二時に及ぶ)飢渴して難儀に及ぶ。朝榮常に腹中を試みる故少しも思ふことなし。其上干飯三袋持参自分上下五人飢うるることなし。請取の足輕分御使中間等へは自分中間小屋に残し置き候者年來申付置候事有りければ、胴服一つ食物酒など到來しけるゆる、是を分散しあたへける間、朝榮に屬したるもの飢寒之難儀にてもなかりし。子孫考讀して此後心得に有之也。

之によりても、朝榮が如何に用意周到の人なりしかを知ることを得べし。

扱又此覺書には、松山藩が赤穂浪士に對する待遇法其他義士の舉動等一々眼に見る如く記されて、興

味津々たるものあり。其中清太夫に直接關係ある事を擧ぐれば、浪士に死を賜ふことの決定發表せられし元祿十六年二月三日の事なりけむ、幕府目付衆よりの注意により、小人目付池田仁兵衛と云へる者、松山藩邸に來り、首實檢法等に就て、注意を促し、且つ曰く「大石介錯は誰殿にて候哉、其人に談じ可申、其次よりは其一番を見て其通りに御勤有之べしと、清太夫聲に應じて、大石介錯は我等内意被申付置候、首實檢之事は武法に重き習有之事にて、隱岐守家も權現様此方、相續古き家にて、其頃より心ばせをも勤來り候者其の末孫にて候故、御預り人ほどの首實檢などに、行當る事無之」云々と答へしが、此事計らずも藩主定直の聞く所となり、稱賛を得たり。覺書に自ら記して曰く「其旨及御聞御意に清太夫申兼まじと御笑ひ被成候由、後居合候御側衆朝榮へ申聞候」とあり。又大石主税切腹の状況を記して曰く、

三浦二郎左衛門落間白砂端を上り、御徒士番所に至り、大石主税座せるを見て、大石主税殿御出候得と云ふ。主税畏ると云て、堀部安兵衛主税へ向て、私も只今可參と互につこと微笑し、立て廣間正面にて諸者頭へ中座し時宜有之、三浦に付きて右ふさんの上へ來り、御檢使の方角をチョト目出し、其方に向て座し、左へ面を向け朝榮に目禮日夜出入の故微笑す。朝榮則ち應じて目禮する所へ、小刀の役人三方を持出し置く。主税は小刀を取り切腹、朝榮介錯して其首を御檢使之前へ持出

す。實檢に入る。此間に其役人出で、ふとんを四方より包まむとする所へ、右首を持歸納め、直に内庭へ入る。其役人受取り棺に納め云々、此等に至迄條々口傳多法禮筆に任せず略す。云々。

主税と清太夫と最後の名残を惜みて、互に目禮せし時の真情は、そも如何なりけむ。察するに餘ありと謂ふべし。

清太夫資性剛直の故を以て、同僚の容るゝ所とならず、遂に松山藩を辭し、元文三年（主税等の死に後るゝこと卅五年）八月十六日芝宇田川町の邸に逝けり。而して此覺書は稻垣廣覺といへるものゝ傳ふる所となりしを、嘉永三年鍋田品山の謄寫する所となり、義人纂書中に採録せられてより、治く世に知らるゝに至れり。

(丙) 波賀清太夫の書簡

此書簡は現今松山市水野忠順氏の珍藏に屬す。眞に稀有の史料にして、清太夫が主税等を介錯したる後、其狀況を知人に報じたるものなり。其全文左の如し。

一 太守様へ御預り人十人、共に昨四日に切腹被仰付候。さて／＼おしき事候。一番に大石主税、此かいしやく拙者に被仰首尾好討之。

六番に千馬三郎兵衛、此かいしやく拙者に被仰付、首尾好討之。

右之通一番と申大將拙者に被仰付、有難存候。

かいしやく五人

一番と六番

波賀清太夫

二番と七番

荒川十太夫

三番と八番

宮原久太夫

右知行

四番と九番

大島半平

五番と十番

加藤斧右衛門

是歩行にて候へども右の一日は歩

行横目役の者と公儀へも達之。

右之如く候儀は、太次右衛門殿へ申遣候。何れ御覽可被成候。家内承知のため申入候。右みなくへ御よみきかせ可被下候。人にはかならず御見せ被成まじく候。追々可申承候。□□

二月五日

清太夫

久□□様

尚々内匠様衆四十六人不殘切腹也。

按するに、此文中に所謂「太守様へ御預り人十人共に昨四日に切腹被仰付候さて、惜しき事候」とは義士に對する滿腔の同情も見えて誠にゆかしき心地せらるゝなり。而して「右之通一番と申大將拙者に被仰付有難存候」とあるは、自家得意の有様も忍び得らるゝと共に、武邊の嗜深かりし人物なることも、推察し得べきなり。又其末段に「家内承知のため申入候右みなくへ御よみきかせ可被下候」とある文意より推せば、此書簡の受信者は、清太夫の近親か、或は非常に親密なりしものならむと察せらる。そは兎も角として、古人が意を用ふるの周到なるを知り得らるゝにあらずや。其最末段に至て「人には必ず御見せ被成まじく候」の一語は敢て其功に誇らざるのみならず、秘すべきは之を秘して、世間の虚聞を防止せむとの用意なるべし。余は以上の數句によりて、清太夫其人の人格が遺憾なく紙上に溢れたるを喜ぶや切なり。

大石主税以下の十士に就て

(一)大石主税良金(部屋住)は大石良雄の嫡子なり。死せし時年十六

歳。其赤穂の變ありし時は、年齒方に十四歳なりき。父諭して曰く、苟も不義を以て生き、臭を千歳に遺すと、義を以て死し、芳を百世に流すと、孰れぞや。今汝に義をすゝむるは此れ吾の深く汝を愛する所以なりと。其久松邸に預けられ、定直より謁を賜ひし時、故らに下座に着く。後其故を問へば、即ち曰く、我が家大夫の班に列すと雖も、吾れ年少にして先君に奉公の實績なし。何ぞ耆宿を凌ぐべけむやと。應へしこと赤穂實録に見え、又定直の情深き言葉に對し、始めて母の事を思ひ出し候と答しことは、赤城士話に見えたり。其他鍾秀記には逸話頗る多し。皆懦夫を立たしむるの概あり。然れども之等は松山と關係なければ、之を省略す。松山舊記の一なる古今記聞に、

波賀清太夫大石主税の介錯をしたるに、切腹の時、清太夫主税の後へ廻り候節、主税云、御役儀はと尋ねける故、清太夫答に、御安心可被成、槍一本の主にて候と申せば、歡喜の躰に見えたるよし、介錯の人賤者なるべしやとの心なるべし。と云々

此話は武邊の美談なれども、波賀清太夫は始めより、赤穂浪士接判の任に膺りて、良金とは殊に親密にして、其將に介錯せむとせし時、良金之に目禮して、互に微笑を含みしこと、其覺書に見えれば、こゝに見ゆるが如く、其役義を問ふ等のことはなかりしなるべし。

(二)堀部安兵衛(堀部彌兵衛の養子馬廻二百石死せし時卅四歳)先哲叢談に、細井廣澤と親善なりし記

事あり。又高田馬場復讐の事を以て世に知らる。其遺書なる堀部武庸筆記は、赤穂事件發生以來大石原等の諸士と往來したる書翰、其他の手控にして、討入の前細井廣澤に贈れるものなり。赤穂義人纂書補遺に収録せらる。

(三)中村勘助(間瀬久太夫甥祐筆 百石)名は正辰、死せし時年四十五歳。

(四)木村岡右衛門(代官 百五十石)名は貞行、學を好み詩文に長ず。其吉良邸襲撃の際、胃内に詩並序を縫着せり。其詩に曰く身寄浮雲滄海東、久愆恩義世塵中、看花對月無窮恨、散作曉天草木風。と死せし時年四十六歳。

(五)岡野金右衛門(部屋住 二百石)名は包秀死せし時年二十四、傳ふる所によれば、其父(金右衛門)衆と盟を同じうせしに、中途病死せしかば、包秀其志を紹成せりと云ふ。

(六)不破數右衛門(普請奉行 百石)名は正種、据物切の事によりて、閉門を命せられ、後また事によりて、上司と抗論して永の暇となり、江戸に赴きしが、赤穂の變事を聞くに及んで、義之に與せざるべからずとなし遂に節に死せり。時年三十四歳。

(七)菅谷半之丞(代官 百石)名は政利、死せし時年四十四歳。

垂憲録拾遺によれば、菅谷半之丞は當國伊豫郡某村の者にて、江戸表へ出淺野侯へ渡り徒士に出

る、或時淺野侯屋敷焼失せり。其時奥にて女の泣聲あり。錠口を打破りて這入見れば、御前様並女中残り泣居たりしを助奉りたりしに依て、新知百石被下置。元來伊豫郡出生故農事功者に付、赤穂の代官となりたるよし。菅五郎左衛門良彦鳥打に伊豫郡へ參り、庄屋の座敷を借られ、辨當杯給られしに、床に半之亟夜打の姿にて罷在掛物を掛、法名杯記あり。下には香爐ども供へありける故、不審に思ひ、子細を尋ねしに、右の家より出でたる人の由、委敷物語りに及けるとなり。

按ずるに伊豫郡北伊豫村大溝字原田には、菅谷半之亟の裔と稱するものあり。其所藏の過去帖によれば、半之亟の父は宗兵衛母はトクとあり。而して宗兵衛は延寶五年二月十一日八十五歳の逝去（過去帖による）と見ゆ。されば半之亟は宗兵衛六十八歳の時の子となるなり。又半之亟親類書に父名は平兵衛十年前に死去仕候と見ゆるのみならず。已に祖父の時より赤穂に仕へたる旨明記せり。

(八)千馬三郎兵衛（宗門改 三十石）名は光忠、死せし時年五十一歳。傳ふる所によれば國老藤井又左衛門と争ひ、永の暇を受け、家財を大阪に送らむとする際、變に遇ひ義に與すと云ふ。

(九)貝賀彌左衛門（吉田忠左衛門兼亮の弟國藏奉行 十兩三人扶持外に五石）死せし時年五十四歳。

(二)大高源五（膳番 二十石五人扶持）名は忠雄、母は小野寺十内秀和の姉にして、名を貞立と云ふ。

弟幸右衛門は小野寺秀和の養子となり、姉某は岡野氏に嫁す。即ち岡野金右衛門の母なり。

源五

貞立（小野寺十内秀和の姉）幸右衛門（小野寺十内養子）

姉某（岡野氏に嫁す）—金右衛門………始め九十郎と稱す

源五俳諧に長じ、子葉と號し、教を其角に受けたり。松山藩の舊記座右録に

大高源五切腹に罷出候時、番衆へ發句仕候。石筆お貸被下候様望、鼻紙に書付置之。

梅でのむ茶屋もあるべし死出の山。

右句は一本に御預中、三田鶯宿の茶屋にて、御酒被下し事あり。其節堀部安兵衛いたし候句とも言へり。

又古今記聞に、

大高源五は就中豪氣忠烈の士なるが、切腹の當朝に至り、顔色殊の外あしく、屈託の躰に見えたる事にて、人々不審に存じ居たる由也。切腹は順々に呼出し、切腹致候よし。第一番に大石主税なるよし、主税切腹濟再び二番の者を呼に來りたるにて、主税無異儀切腹致したりと、大高安心をしたる躰にて、顔色常の如く成しと、忠烈の主税なれども、未だ年若き事故、切腹にのぞみ未練の事ども可有之哉と心を痛しよし。源五檜垣淺之右衛門に頼みて云、我死後七月には、盆祭をなし給ふべ

しといへる由、今に檜垣家にて七月には、源五が靈を祭ると云ふ。

源五が其母に遺したる文は、忠孝の至情紙面に溢れ、世の推重する所なり。死する時年卅二歳。

因に云ふ、垂憲録拾遺に赤穂浪士の中、間十次郎は其妹お萬を、松山藩京都留守居村治次兵衛方に託したりと云ひ、又古今紀聞に中村勘助の女ると云へるは、新谷の家某に嫁したりといへど、間十次郎の親類書に、妹母一所に差置申候（播州赤穂を云ふ）とあり。勘助の女は之も親類書によれば、一人は大野氏に嫁し、他の一人は姫路に其他の一人は原惣右衛門の方にありとありて、新谷に嫁したる事見えす。共に信を措き難きなり。

附 説

松山市末廣町興聖禪寺に、木村岡右衛門大高源五の墓ありと傳へられ、同寺の過去帖にも。

及通普劍信士	木村岡右衛門
赤穂之四十七士之内	當松城施主 宮原頼安
及無一劍信士	大高源五
同 四十七士之内	施主 同 人

とあり。而して同寺は宮原家の檀寺にして、同寺過去帖に宮原久太夫頼安の父母子女等の法號逝去年

月等明記あり。世の傳ふる所によれば、木村大高兩士を介錯せしは、宮原久太夫なれば、兩士の菩提を弔ふ爲め、宮原家の檀寺に此碑を立てたるなりと云ふ。

こゝに一の疑問すべきは、介錯のことなり。「松平隠岐守殿の御預け一件」の前段の記事並に松山叢談江赤見聞記卷六忠誠後鑑録卷七赤城士話等の書によれば、前述の如くなれども已に掲げたる波賀清太夫書簡並に「松平隠岐守殿の御預け一件」の後段に記せるものによれば、

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一 大石 主税 | 介錯 波賀清太夫 | 二 堀部 安兵衛 | 介錯 荒川十太夫 |
| 三 中村 勘助 | 介錯 宮原久太夫 | 四 菅谷 半之丞 | 介錯 大島 半平 |
| 五 不破 數右衛門 | 介錯 加藤斧右衛門 | 六 千馬 三郎兵衛 | 介錯 波賀清太夫 |
| 七 木村 岡右衛門 | 介錯 荒川十太夫 | 八 岡野 金右衛門 | 介錯 宮原久太夫 |
| 九 貝賀 彌左衛門 | 介錯 大島 半平 | 十 大高 源五 | 介錯 加藤斧右衛門 |

とありて、其間に甚しき相違あり。即ち木村の介錯は荒川にして大高の介錯は加藤となるなり。よりて兩者其何れを信すべきか。余は考ふるに始めは、松山叢談並に「松平隠岐守殿の御預一件」の前段の記事の如く定められしに、急に何かの都合ありて、波賀清太夫書簡「松平隠岐守殿の御預一件」の後段の記事の如く改められたるものなるべし。（御預け一件に前後の記事の矛盾せるはかゝる事情によ

れるなるべし)されば、宮原久太夫が介錯せし、兩士を祀る爲めに碑を立てたりとは信すべからざるも、頼安は右兩士と御預け中特に親密なりしによれるなるべし。そは兎も角も之を祭祀して、其忠魂を慰安せむとするは眞に篤實の事と謂ふべく、以て元祿時代の武士の心情を窺ふことを得べきなり。

(参考) 松山藩廳に於ても、深く義士の舉に同情し、寶曆二年五十回忌には、香奠銀五枚を享和二年百回忌には銀三枚を贈り使者を泉岳寺に遣はして、其遺靈を弔はしめたり。(松山藩譜) 又大高源五の五の字は、吾にあらすして五なることは、右の過去帳及び親類書によりて明らかなり。

第七章 享保の蝗害と義農

蝗害の状況

享保十七年(徳川八代將軍吉宗の治世、松山藩主久松定英の時)は蝗害最も甚しく、殊に關西地方は、激甚を極めたるが如く、全國飢民の數十六万九千九百人に及べり。(徳川實紀 享保十八年正月の條による)

松山藩の舊記を按するに、享保十七年五月廿日より七月上旬まで、降雨止まず。次で浮塵子の發生あり。即ち「七月十二日追々稻枯れ御領分中皆無と相見え、(中略)一兩日の内には不殘枯腐る模様なり」云々とあるは此時のことを云へるなり。右の有様なるを以て、物價は益騰貴し、細民大に困窮せ

り。松山叢談によれば、

米 銀札一匁に付一合一勺。銀札通用悪しく銀一匁に付十枚かへ云々。

七月始めより雜穀切に付、

一米百六十目、一白麥百二十匁、一小麥百二十五匁、一荒麥百目、一大豆百九匁(味酒日記)

七月二十八日

米 錢札 二百八十目、其後三百六十目となり、

十月五日

米七百五十目、麥五百五十目、大豆六百五十目、小豆七百目

八月朔日

一匁に付米二合八勺、同白麥四合、同荒麥五合、同大豆四合、同小豆四合

而して餓死者の數は、享保十七年十一月十九日松山藩より老中への届出數によれば、

男二千二百十三人、女千二百七十六人、合計三千四百八十九人、牛馬斃死三千餘。

かゝる有様なるを以て、飢民は參々伍々列をなして、袖乞に出づるの止むなきに至りしが、松山藩は、令を出して、之を禁じたれども、固より、止まるべき様も見えざりき。

(参考) 温泉郡、垣生村常光寺にうんか塚と稱するものあり。當時の餓死者を葬りしものと傳ふ。

宇和島藩は此時藩主伊達村年の治世に屬し、已に享保十五年頃より、度々の風水害等ありしが、此年の蝗害亦尠からざりき。同藩の舊記によれば、損害高九万五千五百七十七石餘此中八百六十石餘は水損九万九千七百九十七石餘は蝗害とあり。又享保十七年八月廿六日藩より幕府へ届け出でたる書中に、私領分伊豫國宇和島當秋作虫付皆無之處二三分も可有御座哉、追て虫入相増候に就て、收納の節に至り、如何可有御座哉、難計旨、在所より申越候間、先御届申上候以上。ごあるによりて其大概を察すべし。

吉田藩の狀況は藩主伊達村豊より、幕府に上言せし左の書によりて明かなり。

私領分伊豫國吉田當春以來、夏中雨降續麥不作に御座候。其上連日の雨天故、田作虫付稻悉及損失候、當七月上旬漸四五日快晴、殊之外暑強虫付彌増罷成、今以虫退不申、稻作皆無の村浦數ヶ所有之、損毛の高如何程に可有御座哉、未相知不申候。此通に御座候はば、皆無に可有御座趣に御座候。委曲追々可申上候。右不作に付、在浦の者は及渴命候躰の者、多有之趣に御座候。右の旨御届申上候以上。

子七月廿六日

享保十七年十一月十二日御損毛石高御届。

私領分伊豫國吉田、當年稻作虫付損毛の儀、先達一通御届申上候。右損毛高吟味仕候處、左の通御座候。

一高二万五千二百三十二石餘、虫付損毛。但現米に積一万千三百三十二石一斗九升餘。

一高二千二百八十二石餘、風雨損毛。但現米に積七百九十七石五斗餘 是當六月御届仕候

右の通御届申上候 以上。

子十一月十二日

伊達遠江守

以上によりて、吉田藩内に於ける狀況を概見すべし。而して飢人の數は二万四千六百人を算したりと云ふ。

大洲藩にも餓死者頗る多く、大洲法華寺山に餓死者の千人塚を設けたりと云ふ。但し今は見當らず。文政十年三月布袋屋太助の建てたる句碑のある所ならむ。(横田春南氏の研究による)

救済策に就て

(一) 幕府の施設。當時の將軍徳川吉宗は中興の明主と稱せられ、其政綜理綿密を

極む。其救済の第一策としては、諸國貯蓄米の實地検査を行はしめたり。即ち享保十七年七月廿二日の令に、

このたび代官を遣され、國々のたくはふる米を検査せしめらるゝにより、たとへ、城内に貯へ置とも、其所まで導て見せしむべし。

とあるは、實際的調査の勵行を期せしことを知るべし。

第二策としては、恩貸金の法なり。即ち享保十七年九月廿八日の決定書を見るに、

西海山陽四國蝗害に付、恩貸金、

三十万石以下二万兩。 廿九万九千石より廿万石まで一万二千兩。 十四万九千石より十万石まで一万兩。 九万九千石より七万石まで七千兩。 六万九千石より五万石まで五千兩。 四万九千石より四万石まで四千兩。 三万九千石より二万石まで三千兩。 一万九千石より一万石まで二千兩。

此率を以て、大阪の官庫にて貸し賜はるにより、來る寅の年（享保十九年）より、五年を限りて返し納むべし。

第三策は、物貨の平均、即ち物貨の一地方に偏在するを防止するにあり。今享保十八年正月の布令に、

武家の糧米請負しものは、格別、其他貯蓄せしものあらば、市井より訴へ出づべし。査檢の上收公

せられ、官より賣拂はしむべし。米を買ひ求めむと來りしものと、互に價を計り、貪れることいひかくべからず。若し理なき舉動あらば、米商より申し出づべし。

之によりて買主のみならず。賣主の上に於ても、其奸策を防止せしことを察すべし。

第四策は、節約の勵行なり。但し其示令の中に「米穀にして餘あらば、貯蓄せずして賣出すべし。」と云へるは、固陋なる節約のみの勵行にはあらず。即ち消極的の態度に偏せざらしめむとの用意最も至れるを知るべし。

第五策は、飢民救助の責任者は、領主にあることを明示したり。又徒らに米價の下落をのみ計り官米を借りて、徒らに給與のみを施す時は、奸商は買ひ占めを行ひ、人民は遊惰に流るゝの弊なしとせざることを戒め、且つ多少の生活力ある者には無償給與をなさずして、返済期限を定むべしと云へり。

第六策は、道路の修補城濠浚渫等の事業を興し、窮民に職業を與へて、金錢を給與すべしと云ふにあり。之を要するに、吉宗將軍の救濟策は消極積極の兩方面に於て、用意周到なるものと謂ふべきなり。幕府の此施設に對して、諸藩は果して如何なる策を採りたりしか。

(二)松山藩の救濟。松山藩にありては、**第一**に細民救助として、幕府より官金一万五千兩を借り受け一人前八勺宛の割を以て救助米を施與したり。

松山藩記に曰く、

公儀より、其町組々へ家門高にて、一人前に八勺程宛御割渡有之、云々

享保十七年八月十一日諸郡難澁者多く、米不自由に付、賣米

一三十俵 伊豫郡 一三十俵 和氣郡 一二十俵 浮穴郡 一二十俵 久米郡

救助米の割は、久米郡の例を見るに、

享保十七年末まで、一人に付三勺六才

享保十八年元日より、一人に付五勺宛

同 六日より、一合宛（一日救助米全部高十一万石）

而して、米以外の救助品は、

鹽凡二百九十俵（一俵五斗二升入）十三郡へ

味噌四千貫諸郡へ、

其他薪若干、あらめ六百〇一貫五百目、神馬草、ひじき、ひへ、小粕、芋のくき、醬油の實、糠（十郡へ六十石） 漆の實（和氣郡以下八郡へ三十三石）

又享保十八年二月には、種粳四千八百一十一石一斗四升九合を、諸郡に頒賜す。蓋し、之は主として

諸國より購入したるなりと云ふ。

享保十七年十月幕府よりの拜借金

一万二千兩 定英 三千兩 定章

第二に田地損害の實狀を調査し、之を大痛中痛に區別し、免租並に庶民の負債免除を行ひたり。時正に享保十八年正月廿三日なりき（國老久松庄右衛門主として之に當れり）即ち舊記に、

去歲被仰出候。畑年貢之儀、村附を以被仰出候分は、取立、其餘畑年貢の分は、不殘御免被仰付候事。

去子歲、奉公人、寺社並町方共、屋敷年貢御免被仰付候事。

去歲小物成銀札納並山手銀數銀等、上納殘りの分不殘、御免被仰付候事。

郡々月延米、且諸拜借之儀、米麥銀札共一年借年賦之無差別、不殘御捨被下候事。

享保十八年十二月晦日、通行の銀札銀札場所へ指出候様被仰出、家中町方郷中共右場所へ指出申候。先當分家中へは、一割づ、被下、町方郷中へは、七分五厘被下、札遣は十文に御定、右に付雜穀物下直に相成、米も二俵に付三十六匁に相成云々。

以上述ぶるが如く、松山藩の救濟的施設は、頗る其要を得たるものなりしが、蝗害最も甚しかりし爲

め、餓死者の數、遂に四千七百人に達したれば、藩主は裁許不行届の責を負ひ、享保十七年十二月將軍より、差控を命ぜられたり。但し翌十八年四月に至り、解除の身となりたれども、五月廿一日疾を以て俄に卒去せり。年卅八歳なりき。却睡草に當時のことを記して、

御上御叱被仰蒙、御差控寺社勤業の鐘も音たえ、町人は部を打誠にもものゝあはれをこゝめし由（中略）時の執政の遠き慮なき故に、殿様迄へ御名を掛奉る、ひとへに役人の罪なり云々。

とあるによりて、當時の實狀を窺ふべし。是れやがて松山藩内に於ける一紛擾の原因とはなれり。

(三)宇和島藩の救済策。 宇和島藩救済の第一策としては、家中給祿を削減して、之を細民撫恤に供したり。御年譜徵考に享保十七年九月朔江戸より御意の趣有之、今般御領中蝗虫に付、來秋迄は、御家中被下物等御養ひ斗に一統成る云々。と云ひ、又村年より、家中に諭告せし書中に「艱難取續相慕し候儀、當時之可爲忠誠候」とは當時の窮狀に處するの要道を得たる者と謂ふべし。而して村年は更に令して鷹鷲飼鳥飼鳩鷹犬の類を放ち、又飼馬の數を減して僅に五六疋にとごめたり。眞に美績善政と稱するに足る。されば宇和島藩が「末々に至迄餓死訴出候者は無之」と誇稱することを得たるは、上下心を一にして、村年の訓言を服膺せしによれるなるべし。参考の爲め御年譜徵考の蝗害にかゝる分を抄録す。

一享保十七年九月朔、江戸より御意の趣有之、今般御領中蝗蟲付に付、來秋迄は御家中被下物等、御養ひ斗に一統成る云々。

一九月廿八日御登城御居殘にて、今度西國四國稻蟲付に付、御大名方拜借被仰出、此方様は一万兩拜借被仰出云々。

一同晦日大手御勘定にて、杉岡佐渡守殿、細田丹波守殿、田屋仁右衛門殿、御列座、御留守居御呼出被仰渡、未年より亥年迄五箇年の内高平等にして、共一箇年物成高に、當子物成高半減迄は、御拜借被仰付候。夫を過候得者、不被仰付候間、書付差出候様被仰聞。

一十月十三日當年御領分蝗付大變に付、表立候町人一銀錢銀札之内、御借上被成度旨、於會所中老稻井甚太左衛門町人へ申渡、町奉行横山勝左衛門御目付樋口權太夫立會云々。

一同月十六日當年御損毛御届書出る。

田方高九萬千五十七石餘但水損蝗付兩様也

内 八百六十石餘 水損

九萬百九十七石餘 蟲付

一同月廿七日御城下廻り飢人有之に付、於立正寺粥御施行有之。 此年飢人多く有之夏作は好。

一十月廿八日。公儀四國西國稻作蟲付非常之事に付、左之通祈禱被仰出。

金三枚伊勢内宮 金五枚伊勢外宮 金三枚出雲大社 金三枚豊前宇佐 金三枚常陸鹿島 金三枚下總香取

金三枚石清水 金三枚護持院

一十一月廿八日吹上於御金藏御拜借金一萬兩被相渡三原勘助罷出請取之、御金奉行宇瀬藤平も相添罷出る。

一十二月十五日今度御城米今治にて受取侍代官無之ては不都合に付、當分中村全兵衛へ被仰付。
一同十九日古谷三太夫中村全兵衛今治へ罷越。

一享保十八年八月朔日櫻田監物於濱御屋敷御目見以上之面々へ被申渡由にて、被仰出御書付、御祐筆玉置敷右門讀之。

口上申伸覺

去秋大變以來御家中御養乏敷、家内人數多之者共多分難儀無御心元、被思召候處、末々に至迄、餓死訴出候者は、無之、此節迄取續候段、御満足被思召候、當年氣候宜候由、然共農人相減、田地明候分數多有之、第一修理無甲斐候得共、取毛無覺束候段訴出候。右之趣に候得者、御收納以後逆も御家中恒年之通、御宛行被下候儀被爲成間敷、其上當春被仰受候、御廻米代の内、半納當分御才覺を以て被差出候得者、秋以來是非御返濟有之事に候。相殘半納分御收納米大豆を以て、二月中御上納の筈に候。左候得者、御入用多候に付御家中半知位にも被相渡候儀、唯今暇と難儀相定候得共、何卒半知程は被下度思召候。且又明年より五箇年の間御拜借上納有之、旁以て乍御心外四五箇年之間、本高之通御宛行被下候儀被爲成間敷候。乍難儀隨分取續相動候様、兼て可存候。勿論上にも至て御不自由被遊候思召に候得者、御家中妻子次に下部に至る迄、右之趣を相辨へ、尙又艱難取續相尋し候儀當時之可爲忠誠候。
右之趣被仰出候條、各被得其意組支配在之面々者、綿密に達候様、可被得其意候。

救濟の第二策としては、幕府より金一万兩を借り受け、之を以て細民救助に當てたり。即ち享保十七年十月廿七日立正寺に於て、粥の施行をなしたるが如きは、其一例にして、宇和島吉田兩藩誌によれば、

享保十七年二月四日 飢食左の通

一磯崎浦 大麥六十五俵

一日出松村 大麥四十俵

全月二十日 近家村山財村野井村 大麥八十俵

全月廿四日 上畑地村下畑地村上横村 大麥六十俵

三月二日 在中 大麥四百俵

四月一日 在中 大麥二百俵

全月十日 舌間浦合田村 大麥二十五俵

九月廿九日 山田組八ヶ村に對して九百七十九人分

十月七日 加茂村田苗眞土村上松葉に對して三百五十二人分

全月十二日 板戸村下松葉に二百七人分

全月廿六日 多田村に千三百六十四人分 山田組に二千二百六十五人分 加茂村坂戸村に四百三十四人分

百三十四人分

全月廿九日 郷内村永長村に七百五十四人分

十一月二日 東多田村糶十三俵 廿五日御城下組粥被炊被下 廿六日同斷
十二月十九日 飢人爲御救施行粥來正月迄は被下候段申聞候事。

以上は唯救恤の一例を記したるに過ぎず。委細は伊豫史談秋の卷誌上の兵頭氏の研究並に、宇和島吉田兩藩誌に詳なり。

救濟の**第三策**としては、土木工事を興して細民に職を與へたる事にして、是れはもと吉宗將軍訓諭の旨を體したるものなるべし。由來宇和島藩には已に享保十五年以來風水の害ありしかば、之が復舊の必要ありしによれりと雖も、また當を得たるの處置なりとせざるべからず。即ち土木工事の見積書によれば、夫數十五万五千七百七十三人、其の一人につき、六合七勺三才宛として、千四十四石三斗一升四合二勺餘となるなり。

救濟の**第四策**としては盛に努力主義を鼓吹したる事なり。是れ亦吉宗將軍の旨を奉じたるに過ぎざれども、村年が藩民に諭告せし詞の中に、(イ)農業を怠るより來れる缺乏に對する救恤は之を許さず。(ロ)牛馬を賣りて食料に供するが如きあること勿れ。(ハ)庄屋代官はよく下民の要求を容るゝに吝ならざる様つとむべしと雖も、其要求の正否を斷じて正當に處分すべし。要するに農業出精を督勵する精神に出でざるべからずとあるが如きは、機宜に適するの辭となすべし。

因に云ふ、伊達村年は享保二十年五月廿八日病を以て卒去したり。こゝを以て蝗害後の經綸策は未だ完決を見るに至らずして、之を其嗣村侯に遺したるなり。

(四)吉田藩の救濟策。吉田藩は幕府より、金三千兩を借り(一ヶ年六百兩宛五ヶ年賦にて返却す)救恤につとめたり。其例を擧ぐれば左の如し。

米 三百七十七俵二斗餘、 大豆 千五百六十八俵二斗餘、 雜穀 百四十七俵二斗餘、
糠 十三石六斗餘、 此外鹽少々。

義農作兵衛

(一)享保の蝗害と筒井村。

作兵衛は伊豫國伊豫郡松前町大字筒井(元松山藩領筒

井村)の人なり。而して享保十七年の蝗害は、筒井地方最も激甚を極めたりしが如し。由來此地方は地勢陰濕にして、農作の好適地とは稱すべからざりしが享保十七年五月廿日より降り始めたる雨は、七月上旬に至りても猶止まず、遂に横田川重信川の汎濫あり。尋て蝗害の厄に遭ひ、收穫皆無の有様にて、餓卒道に横はるの慘狀を呈しぬ。筒井郷附近の餓死者八百一人(大智院善正寺妙寛寺大念寺檀家にて)に及びたり。之を松山藩全部の餓死者四千七百人に對比せば、二割餘に該當せり。此時に際し農事に殉して其犠牲となりしものは、實に筒井村の農夫作兵衛なりとす。

(二)作兵衛の略歴。 作兵衛は元祿元年二月十日を以て、松山領内筒井村に生る。父名は作平、母名

はつる、家道もとより裕かならざりしが、作兵衛よく農事にいそしみ孝養を勵みたり。長して後近村より婦を迎へて共に家事を理す。婦名をたまといへり。よく作兵衛の旨を體して、舅姑に奉仕したりと云ふ。已にして一男二女を擧ぐ。長男作市（正徳四年五月五日生る作兵衛廿七歳の時）長女かめ（享保二年十一月十日生る作兵衛三十歳の時）と呼ぶ。而して母は正徳二年七月七日作兵衛廿五歳の時を以て世を謝したり。作兵衛資性篤實、勤儉産を治め、漸く餘財を生するに至りしかば、其村に高入のあるに際し、田地八畝歩を買ひ受けむことを庄屋八右衛門に請願したり。八右衛門は作兵衛が或は納租の務を果し難からむことを慮り、之を拒止せむとせしが、作兵衛慨然として曰く、我が藩侯憐愍の至情を以て、此地の荒廢に歸せむことを憂へ、貢米を減じて、農民に分與せらる。作兵衛必ず、努力して之を良疇たらしめむことを期す。納租の如きは、乞ふ貴意に介すること勿れど。八右衛門其至誠に感じ遂に之を與ふ。作兵衛大に喜び、晝は耕作に努め夜は草鞋を造りて、之を松前賣魚婦に賣りたり。かくて作兵衛四十歳の頃には已に三段三畝歩の地主となり、小作を併せて四反八畝歩を耕へすの身となり家運大に振へり。唯不幸とすべきは、多年辛苦を共にしたる其妻たまが、享保十六年七月十日僅に不惑の齡を以て逝去したる一事なりき。

(三)作兵衛義に死す。享保十七年に至り、連日の降雨に次ぐに、浮塵子の發生を以てし、殊に筒井

地方は災害最も甚しく、餓莩野に滿つるの有様にて、作兵衛の父作平は同年六月十日七十歳を以て餓死したるのみならず、其長子作市また十九歳を以て同年八月五日餓死したり。作兵衛聊か屈せず。長女かめを家に残し、二女某（三歳）を脊に擔ひ、跣跣として田に出て、勇を鼓して耕作に従事せしに、衰弱其極に達し、忽ち其場に昏倒し、纔に隣人に助けられて家に歸り、遂に立つこと能はず。麥囊一苞を枕とし、氣息奄々將に絶えなむとす。郷人詰つて曰く、何ぞ其麥囊を解て、食資となし、以て其命を繋ぎざると、作兵衛僅に兩眼を開き應へて曰く、農は國の本にして、農の本は種子にあり。今吾之を食して、幾日の餘命を繋ぐとも、果して何の益かあらむ。如かず食せずして、種子を明年に遺し、以て今年の一粒を明年の万粒となし、幾万人の生命を維持せむにはと、意氣嚴然たり。享保十七年九月廿三日溢焉として逝く、年四十五歳なりき。長女かめ亦十月二日十六歳にして死し、幼女尋て死す。こゝに於て一家遂に全滅したるなり。作兵衛の業務に忠實にして、至誠社稷を憂ふるは眞に大丈夫の儔として、稱揚するに足れりとす。かくて郷黨相議り作兵衛の従弟三郎右衛門をして其家を相續せしめ纔に其祀を存することを得たり。當時庄屋よりの上申書に、

覺

筒井村百姓

作兵衛

去年病死仕候

同人妻

作兵衛より先に餓死仕候

男子一人

作兵衛死後餓死仕候

女子一人

作兵衛より先に餓死仕候

父親

田畑三段三畝餘

宛り田一段五畝程

右作兵衛儀數年宜百姓仕、隨分精出未進等も不仕候。然る處、今年の儀故、及飢渴、麥田發し申分無御座、賃錢六匁差遣麥田一段五畝程發申候故、度々御救之節も、分て心を付遣申候。麥種子も一斗程用意仕居候。已に可及餓死躰に相見候に付、近所之者申は、先麥種子を給申様に相進候得ば、以て外不興仕候て、給不申、終に餓死仕候。跡に女子一人残り申候に付、不便の儀に存、村中相談の上作兵衛從弟無縁三郎右衛門と申者此者常々實躰にて、御座候故、右女子作職共預り隨分介抱仕候様に申付候。然れ共小兒之儀殊の外弱り居申に付、是も無程相果申候。依之右三郎右衛門家作職共當分相預り置申候以上。

十月十七日

庄屋 八兵衛

かくて相續者たりし、三郎右衛門は改めて作兵衛と名乗り、後庄屋格帶刀の許可を受くるに至れり。其家連綿として今に祭祀を存すと云ふ。

(四)義農表彰。 安永五年(作兵衛餓死後四十四年)松山藩主松平定靜は、作兵衛の死を義とし、芳を永世に傳へむことを期し、儒臣丹波南陵をして碑文を撰せしめ、に、義農の碑を起せり。此際藩廳の布達に曰く、

去る享保十七子年伊豫郡筒井村百姓作兵衛節義を守り、致餓死候次第、委達御聽不便之義に被爲思召候に付、此度石碑文被下置、右爲祭祀料年々米一俵宛被下置候間、子孫へ可差遣候。

而して其碑は安永六年六月に至りて成りたり。之に次で、寛政四年(六十一回忌)同九年(六十六回忌)には特に祭祀料として藩廳より、米三俵の下賜あり。文化十四年には香花料金百疋を年々下賜するの例となり、文政二年には遺族に年頭參賀の禮に出づるの資格を與へ、支度料として、米五俵を下賜する事を定められたり。

又文久元年作兵衛百三十回忌に際しては、大庄屋以下有志の斡旋により、墓地の修築石燈籠の設置等、大に義農碑前の美觀を添へ、明治三年作兵衛百四十回忌に當り、作兵衛子孫は庄屋格に上されし上帶刀を許し、三人扶持を下賜し、伊豫郡治農管事大原武右衛門(觀山)其子孫の家を旌表し、義農

作兵衛裔の六字を標記したり。

明治十四年七月伊豫郡有志の主唱により、官許を得て、小祠を筒井村に興し、義農神社と稱し、作兵衛の靈を祀る。(社殿は其後暴風雨の爲め破壊せられたり)明治四十五年平田子爵(今の内大臣伯爵平田東助)義農の墓に展し、碑を建て、欽仰の意を明らかにせられたるのみならず、此際義農會の組織成り、毎年祭典を舉行することゝ定めたり。

(参考) 安永五年に成りし丹波兩陵の撰文は左の如し。

義農 作兵衛 碑

義農姓某。名稱作兵衛。伊豫松山府之下邑筒井農夫。稟性剛介。素勵其業焉。享保十七年。饑爲災甚。郡邑救荒之政不暇。施。捨。菜。而。離。散。者。尤。多。矣。作兵衛獨憂田之不。易。奮然忍饑餓。自耕數十畝。將播麥種。精力衰耗。狼狽還家。困頓特甚。遂瀕死。隣人諭曰。子之命在且暮。而有麥種滿囊中者。盍食之而免死乎。作兵衛憐然作色曰。吾食不可食之食。則何有至于此也。夫百穀。播種而納租稅。者民之職也。官費資焉。君子祿焉。國人庇焉。然則穀種之貴重。非吾命之可。比。矣。故。民。國。之。本。穀。種。農。之。本。也。若。肆。然。而。盡。之。則。來。歲。將。三。何。以。濟。三。國。用。一。邪。不。食。穀。種。則。吾。之。志。也。而。竊。欲。以。報。一。國。也。吾。守。死。而。已。矣。汝。勿。復。言。一。氣。息。奄。々。遂。枕。三。麥。囊。而。死。矣。則。九。月。二。十。三。日。也。國。人。感。其。義。氣。一。僉。稱。義。農。一。同。邑。老。宿。識。作兵衛。且。記。其。事。一。者。今。尙。存。焉。頃。郡。官。增。田。惟。貞。適。省。其。墓。一。詳。其。實。一。以。白。于。官。一。官。憐。恤。作兵衛死。一。且。謂。民。風。之。所。係。恐。口。碑。有。時。亡。爲。新。其。石。一。勒。其。事。一。每。歲。與。三。米。一。苞。於。其。子。孫。給。祭。祀。一。以。旌。其。異。閭。里。一。

距死蓋四十五年云。銘曰。

匹夫有志 豈謂編氓 一時饑食
千歲飽聲 嗚呼義農 以表後生

安永五年丙申夏六月奉命建石勒銘

丹波 成美 謹誌

明治四十五年平田子爵の撰文は左の如し。

義農 頌 德 碑 文

維信維義 酬志迺敦 死而不殮
垂裕後昆 名教有補 龜鑑永存

義農伊豫郡筒井村人、予嘗繕書志、見稱其行義、心竊嚮往、今茲南游弔其墓、追撫往事、感懷殊深。欲立碑以表之。郡之士人醜金助賞之半。松前村人又出石贊之。乃系以詞並書其由云。

大正元年十二月

法學博士 平田東助 撰

又大原觀山撰、義農作兵衛裔標裏記は左の如し。

嗚呼義農之餓死。距今殆百五十年矣。而其志操之貞烈足以感人者、雖婦人小子至今猶能誦之。過其里者必莫不謁其墓也。夫逝者不可復見、則欲識其墓。已識其墓、則又冀見其子孫。豈非人之情耶。今已識義農之墓、而或莫見其子孫者何也。昔者岱嶽公嘉尚其節、使儒臣丹波成美銘其墓。故其爲墓也人皆可以得識之。而未有表其子孫之居者。則雖欲知其面貌因不易訪問也。明治庚午余爲本

郡治農管事。戸塚徹也適興聽農商之政。頃者勸余以表其居。而同僚石原朴見慈惠是、亦欲繼述公之意耳。余乃與副管事野瀬幸三郎相謀、書義農作兵衛齋六字、以揭其門云。

義農作兵衛一家の系圖は次の如し。(相原熊太郎氏著享保の義農作兵衛による)



麥くはで飢死せしはあだの粟はまでたふれし人におとらす

高崎 正風

いかばかりうれしかるらむ春の野に君が功をうたふ里人

三輪田 眞佐子

宮たてゝ稻の神とぞあかめける

正岡 子規

君が碑に伊豫十郡の稻かをる

内藤 鳴雪

秋螟南國及凶荒 氣息奄々枕麥囊 頻死一言長種徳 連雲隴畝每豊穰

子爵 品川 彌次郎

第八章 松山藩宇和島藩の内訌

(甲) 松山藩の内訌

松山騒動の俗説

所謂松山騒動として俗に傳ふる所によれば、始め松山藩主久松定長嗣なかりしかば、支藩なる今治藩主久松定時其子定直をして宗藩を襲はしめんとし、松山藩國老奥平久兵衛と謀り企劃する所ありき。即ち當時久松氏の繼嗣者として中外に屬望せられし藤十郎定盈(久松定行の弟能登守定政の孫とあり)を排せんが爲め、定盈の失行を數へ、遂に其目的を達して定直を嗣としたる

のみならず、定長を毒弑したり。又定時は其計略成就の日には久兵衛に久万山六千石の地を與へんことを約したりと云ふ。かくて奥平久兵衛の奸謀益其度を高めしにより、目付山内與右衛門久元之を刺さんとして心底を相役たる豊島金十郎に談りしに、金十郎心俄に變じ、之を久兵衛に内通せしかば、久兵衛の驚一方ならず、藩命と稱し木屋町長久寺に於て與右衛門に切腹を命じたり。

かくて定直松山藩主となることを得しが、其子に定英定章あり。定英後を承け、定章は一万石を分知せられぬ。定章心平らかならず、よりて潜かに久兵衛を召して曰く、我が父定直が足下に久万山六千石の地を與へずして兼ねての約束を實行せざりしは予の遺憾とする所なり。然るに兄定英亦之を斷行せず、足下の失望想見するに餘あり、足下若し予が志を遂げしめなば必ず其勞に酬ゆべしと。蓋し此時に際し定英已に卒し其子定喬嗣立せしかば之を廢して自立せんとの野心を抱藏せしによれり。久兵衛固より之を賛し與黨脇坂五郎右衛門をして長崎に至り毒藥を求め歸らしめ、先づ忠臣竹内久右衛門（國老）を毒殺したり。

其後奥平久兵衛は吉田權兵衛を引て其黨與たらしめんとし、之を我が邸に招致し兵を伏せて之に迫りしかば權兵衛陽に之を諾し、連判狀に血印し、家に歸りて其子十八太に遺言し、實を國老奥平藤左衛門に告げて、善後の計を立てしめんとせり。蓋し久兵衛が強て權兵衛の加盟を迫りし所以のものは權

兵衛の子十八太が近習たりしを以て、之をして藩主定喬に置毒せしめんと企てたるなりと云ふ。

定章は又定喬の弟辨之丞を久兵衛の養子たらしめんことを定喬にすゝめて、百方久兵衛の驕心を活ひぬ。久兵衛は一方に定喬の侍醫大里道益をして定喬を毒弑せしめんことを企てたり。定喬の入部して岩城島並に三津に次するに際し、之を實行せしめんことを期したりき。然るに國老奥平藤左衛門は吉田十八太の密告によりて、久兵衛の奸計を知ることを得しにより、定喬をして直ちに松山城三の丸に入らしめしかば、久兵衛等の計略は總て畫餅となれり。

かくて久兵衛等の奸計遂に暴露し、久兵衛は生名島配流の刑に處せられたるのみならず、其徒皆處罰せられ事ごとくに落着したり。

以上は伊豫名草によりて俗傳の梗概を述べたるものなり。猶松山鏡には一層之を皇張し、水野信左衛門が偽りて豊者となり、奸計を探りし事等の敷衍説あり。又山内與右衛門の亡靈が岩城島に現はれ久兵衛の奸策を定喬に上申する等の説話さへ喧傳せらるゝに至れり。

世に所謂松山騒動の真相の如何を研究せんには、其第一步として、先づ伊豫名草以下の俗傳の妄を辨じ、進んで正確なる史料によりて推斷を下さざるべからず。よりて今以上の俗傳に對して信すべからざる點を列舉せんごす。

俗傳の妄を辨す

一、伊豫名草によれば、今治藩主久松定時は其子定直を松山藩主たらしめんとし、潜かに松山藩國老奥平久兵衛と結びたりとあれども、定時の卒去は延寶四年八月十九日（皇紀二三三六年）にして、久兵衛の死は寛延二年十月十九日（皇紀二四〇九年）なれば、其差實に七十三年なり。假に久兵衛の死歿年齢を八十歳とすとも定時より依囑を受けし時は僅に七歳なり、豈此くの如き事あらんや。

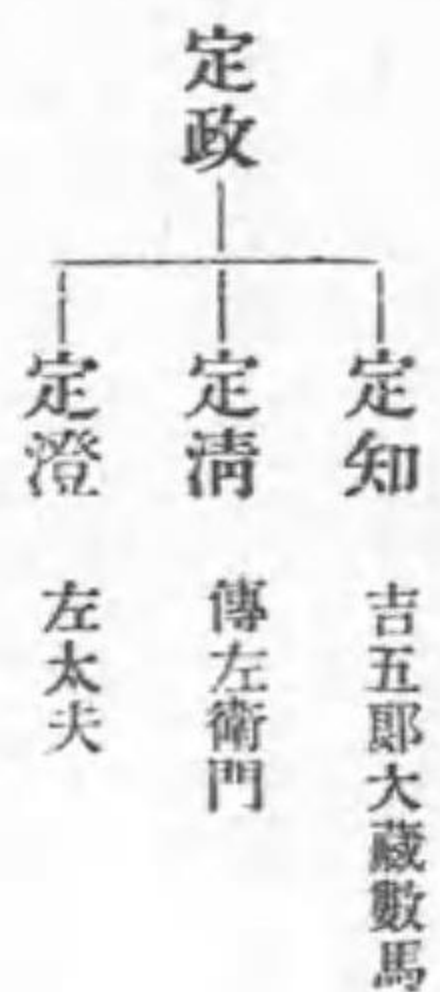
二、俗傳によれば久兵衛は定時と計り、久松氏の族藤十郎定盈が久松氏の養嗣たらんことを慮り、故らに之を陥れたりとあれども、藩翰譜に左の記事あり。

定政不白入道と號し兄が領せし伊豫國松山のはごりに籠り居て行年六十三歳にて寛文十二年十二月廿日に死しけるとぞ聞えける。（一説に十一月廿四日死すと）定政死して後延寶元年十二月十九日彼が息男數馬定知傳左衛門定清二人御家人に召加へられ兄に千五百俵弟に五百俵を賜ふ。又定政が松山にて設けし男子ありしを隱岐守定直所領分ち與へんことを望みしかば、是も御許し候て御家人となされ、左太夫と申し開發の田三千石を分ち與へしとなり。

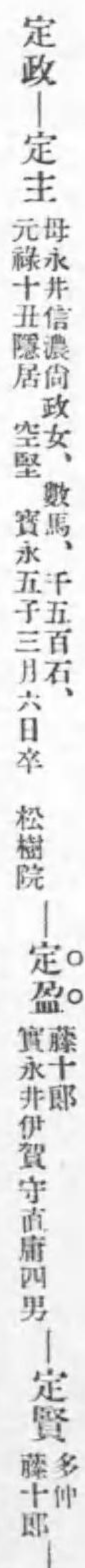
とあるのみならず、松山藩紀定直の條延寶二年十二月十五日の記事に
能登守定政公（不白様）御男左太夫定澄殿定行公御代より御差置の處御領地の内千五百石被進御奉

公被遊度段御願の處御直參可被召旨御老中より被申達云々

とありて藩翰譜の記事と其符を一にしたれども定知の子定盈（伊豫名草に見えたるもの）の名見えざるのみならず、藩翰譜の系圖に、



とあり又某系圖（西園寺源透氏所藏）に



定曰 本次郎 — 定 要之助

而して定澄の事は同系圖に

定澄 妾腹 勘解由左太夫
定直 合力六百石

とあれば、定盈は即ち數馬定知（西園寺氏所藏系圖には定主とあり）の養子にして、實は永井伊賀守直庸の男なれば決して久松氏を嗣ぐべき資格なきなり。

三、伊豫名草によれば定直の久松氏養子願出を貞享元年八月となせども、定直が養嗣願濟となりしは延寶二年正月（藩史による）にして、正史と符合せず。又貞享元年は定時卒去後八年にして伊豫名草中に此矛盾あり。

四、伊豫名草によれば山内與右衛門は久兵衛が定長を毒弑せる等の奸謀を見るに忍びず、之を刺さんと謀りたれども内應者ありて果さず。與右衛門却て切腹を命ぜらるゝに至れりとあれども、定長の卒去は延寶二年（皇紀二三三四年）二月十二日年卅五歳にして山内與右衛門の切腹は享保十八年（皇紀二三九三年）十二月五日なれば其間の差實に五十九年なり。加之定長は延寶二年正月始めより病氣にて下旬に及び危篤となり正月廿一日定直養子許可となり、二月十二日に至り遠逝せられたる事、藩の正史に見え、毫も疑なきなり。

五、伊豫名草によれば定直卒去の後定英其後を受け定章は僅に一万石を分知せられたるに過ぎざりしかば、こゝに不逞の志を抱き久兵衛に倚りて自立せんとし、久万山六千石の地を賞賜せんことを約したりとあり。思ふに定英定章兄弟間の友情は如何なりしか、是大に講究すべき問題なり。藩の正史によれば、

定章は享保五年十二月十一日（定英家督相續の日）亡父定直の旨により新田一万石分知せられ、翌六

年十二月十八日從五位下に叙せられ備前守と改め享保十四年四月九日に至り、定英より松平氏を稱せしめ、（定章は父定直の厄年に誕生せしにより幼時より其姓を改めて長島辨之丞と稱せしなり）其嫡子長島源之助も亦松平と稱せしむ。

この旨ありて、兄弟不和の記事見えず。但し山内與右衛門の切腹を申付けられし罪案に、定英定章兄弟の間を離間す云々と見ゆれば、兎角の風評はありしならんかとも推察せらる。されど久兵衛一件落着後兄弟不和の事正史に見えず、定章は何の所罰をも受けざるのみならず、其子定静は後宗家を嗣ぎて松山藩主となりしことに鑑みて、自立云々の野心なかりし事を證明し得べきなり。

六、伊豫名草によれば久兵衛は吉田權兵衛を援きて我黨とせんとせし一事が奸謀破綻の原因なる旨記載しあれども、吉田家に權兵衛と云ふ者見えず。又大里道益と云ふ醫師も歷俸仕録に見えざれば（松山叢談による）此事固より信じ難し。

七、俗傳に定喬の弟高島辨之丞が迎へられて、奥平久兵衛の養子となりしは久兵衛の奸計に出でたるものとなせり。思ふに高島辨之丞とは後の松山藩主定功の事にして、實に定英の二男享保十八年七月六日即ち父定英卒去後に生れしなり。藩の正史によれば、

元文四年己未長臣奥平三郎兵衛貞敦江戸に卒す。五月廿三日公（辨之丞を云ふ）を以三郎兵衛が嗣

とし遺祿三千石を給はり久兵衛貞固養孫とならせられ同六月十八日奥平家へ御移あり。奥平辨之丞貞儀と稱せらる。

寛保三年八月十五日奥平久兵衛方より三の丸へ還らせ給ひ、同十七日久松直次郎定功と改められ、陰梅鉢の御紋を用ひ給ふ。同廿三日定喬公より御賄料千五百俵を給はり、東屋敷御住居あらせらる。

以上によれば辨之丞が久兵衛の養子となりしは、伊豫名草の記事の如し。されど久兵衛の奸謀に直接関係はなかりしならん。何となれば若しありとせば久兵衛配流後辨之丞は直ちに賄料千五百石を給せられ寶曆十三年五月十六日に至り、定喬養子となりて宗藩を嗣ぐが如きことなかるべければなり。

又世には山内與右衛門が其忠誠の心より久兵衛が辨之丞を養子とせしを憤慨せしやう説くものあれども、辨之丞が奥平氏を稱するに至りしは、元文四年五月の事にして、山内切腹後六年なれば、山内とは關係なきのみならず、今假に此養子一件が奸謀に關係ありとすとも、山内切腹當時に於ては奸謀の程度猶未だ進み居らざりしことを知るべし。

八、伊豫名草其他の俗傳によれば、久兵衛等は定喬入部の際岩城又は三津お茶屋に於て毒弑せんとせしかど、忠臣の注意によりて直ちに三の丸に歸還せりと、あれども藩の正史によれば、

寛保元年七月廿日卯の刻過三津御茶屋へ被爲入午の刻三の丸御屋方へ被爲入（岡宮寛固雜記）

とありて前述の記事と符合せず。又俗傳には山内の亡靈岩城島に現はれ奸黨の計略を言上せりとあれど、山内の死は享保十八年十二月五日にして定喬の入部は寛保元年なれば正に八年後の事に屬せるなり。

九、奥平久兵衛にして伊豫名草に記するが如く、藩主を毒弑し或は置毒せんとするが如き事實ありとせば、藩は必ず之を嚴罰すべきに、生名島の遠島にこごめたるのみならず、同族奥平宇兵衛をして久兵衛の妻子を養はしめ又其死後改葬を許可し、其祀を絶たざりし一事に徴しても、久兵衛の奸は藩主に對して置毒云々といふが如き甚だしかりしにはあらざりしなるべし。

一〇、伊豫名草には文化二丑稔梅月鶴美齋伊東通只の序あり又其奥書に此書東都神田の書肆にあり此者死して遺物として諸品を兄弟僧温泉郡針田村瑞應寺の住僧へ贈り越したる數本の中にありしを出淵町妙清寺の僧の手にわたりたる旨記述あり要するに伊豫名草と稱する書は文化年間江戸講談師等の手によりて成りしものにはあらざるか。伊豫名草以下俗傳の信を措き難きこと以上の如し。されど久兵衛遠島（寛保元年八月十五日）の月山内與右衛門の子岩次郎に百四十石を給與せられたれば、兩者相關する所一日の故にあらざりしならん。いでや藩の正史によりて此一件の真相を推斷せんとす。

世に所謂松山騒動の真相

享保十七年の蝗害は古今例なき計にして、松山藩の被害最も甚しく餓

死者の數三千四百八十餘人の多きに及び、(享保十七年十一月十九日までの分)牛馬の斃死三千餘に及びぬ。かくて藩主久松定英は裁許不行届の故を以て享保十七年十二月十九日將軍より差控を命ぜられぬ。却睡草に時の有様を述べて當時の執政の不行届なることを極言せり。

其所謂執政とは誰等をさせるならん、松山叢談によれば、

享保十七年七月十三日頃に至り追々稻かれ皆無の有様となり一兩日中には枯腐る模様なりしかば代官等は國老水野信左衛門邸に會して救濟方法を議したり。

享保十八年正月國老久松庄右衛門藩命によりて實地を見分し大痛中痛の區別を定めたり。

享保十七年十二月廿九日山内與右衛門松山飢人爲見分江戶より被差遣正月五日より諸郡家毎爲見分郡々打廻り追て江戶に罷越したり。

以上によれば、當時藩の當路者は水野信左衛門久松庄右衛門にして、奥平藤左衛門(享保五年家老職となる)執政の主班たり、又山内與右衛門は目付役として江戶より松山に下り實地を調査せしなり。而してかの奥平久兵衛は此時寧ろ失意の境遇にして、享保十六年六月十八日には遂に退隱の身とならざるを得ざりし程なりき。

かくて藩主定英は享保十八年五月廿一日俄に逝去し、其子定喬封を襲へり。扱て定喬の母は島津薩摩

守綱貴の女にして、薩邸に於て定喬を生み(享保元年六月九日)たる後一旦歸館し直ちに離縁となりたるなり。時の國老たりし奥平久兵衛は薩摩に使い、巧に交渉して定喬を迎へ歸りたりき。久兵衛と定喬との關係此くの如くなりしかば、久兵衛は定喬家督相續後僅に十日(享保十八年七月十八日)にして國老再勤を命ぜられ、之と共に定英時代の執政官たりし人々は皆斥けられたり。松山叢談によれば、

享保十八年九月五日奥平藤左衛門貞繼有故役儀被召放久万山へ蟄居被仰付二男三男は殘置可申妻儀子供爲介抱殘置候儀者勝手次第男五女者召速立除可申旨被仰付 右御書渡

其方儀御支配方相蒙罷在候處去秋御領分作毛虫付皆損に付家中並御領分一統及難澁候段承候はゞ一旦大阪より立歸同役熟談之上令裁許又々可能登候處無其儀且又御領分飢人餓死有之詮議乍存知其砌於彼地耽遊興候段不辨時節役儀不相應之仕方に付江戶其外他國迄及沙汰に御名を出し其上御拜借金大阪へ引受平野屋五兵衛へ不殘相渡候儀旁不調法之至に思召候依之役儀被召放久万山へ蟄居被仰付とあり又全日役儀召放され閉門を命ぜられたる者左の如し。

家老	久松庄右衛門	番頭奉行兼	阿部市左衛門	奉行	山田四郎兵衛
目付	渡部次太夫	目付	伊藤三右衛門	目付	三浦正左衛門

目付 山内與右衛門

是等に對する申渡書は左の如し、

去歲以來勤方思召に不相叶候に付役儀被召放閉門被仰付

已にして全年十二月五日に至り奉行山田四郎兵衛は二神島へ全渡部次太夫は岡村へ全伊藤三右衛門は大下島へ全三浦正左衛門並に、其嫡子は生名島に遠島を命せられき。

又山内與右衛門に對しては、

御先代御仕置之儀伊藤三右衛門三浦正左衛門等申合就中其方儀は致出府惡心を以て天樂院様(定英)奉惑御心依之備前守様(定英の弟定章)へ御不和に被爲成既御家御大事にも可及程に致成候段不届之至候右依科切腹被仰付

この申渡の下に味酒村長久寺に於て切腹を命せられ、享保十九年十二月廿三日に至り國老水野信左衛門も家老職を免せられたり。

以上によりて考察するに前代定英時事に當りて蝗害善後策を施行せし人々並に江戸より下國して實地の慘狀を調査し之を在江戸の藩邸に報告せし人々(山内與右衛門等を云ふ)は皆處罰せられしなり。而して是等の事は奥平久兵衛家老職再任するや、急轉直下の勢を以て執り行はれしなり。就中山内與

右衛門の處罰の最も重かりしは、江戸への報告其實を失し爲めに藩主定英をして劃策示令する所あらしめず、遂に藩主をして幕府より差扣を命せらるゝに至らしめし責任一に山内にありとせられたるによれるならんか。而して又全申渡書に定英定章兄弟の間を離間すとあるは、當時さる風説にてもありしならんか、此點猶講究を要すべしと雖も、兄弟の間些の不和なる事情なかりしは正史の示す所なり。之より奥平久兵衛の權勢獨盛にして曩に塾居を命せられたる奥平藤左衛門の如きは大阪に移住するに至りぬ。又久兵衛は其子貞敦江戸に於て卒せしかば藩主定喬の弟高島辨之亟(後の藩主定功)を迎へて我が家の嗣としたり。(元文四年五月廿三日)

かくて奥平久兵衛一派の權勢益盛なりしが寛保元年三月八日に至り俄然久万山百姓強訴の一件起りたり。松山叢談に垂憲錄拾遺を引て曰く、

三月八日久万山百姓共願筋有之由にて松山城下へ志し久米町迄出張代官關助太夫罷越す同十日凡八百八村出致し大洲領へ罷越右に付左の面々同十八日久万山へ出張

奉行 穗坂太郎左衛門 郡奉行 吉岡平右衛門
代官 關 助太夫

とあり。是れ即ち有名なる久万山一揆の發端にして、其原因は近來米價高直となれるに反し久万山地

方の物産たる茶の價は下落し、爲めに納税に難澁を來し、かば之が減額を申請せんとせしによれり。而して其後の經過に就ては、松山叢談に坐右録を引きて、

七月五日第一番に久主村不殘日野浦村迄押寄夫より段々片押に押寄同八日露峯迄罷越所々致蜂起遂に三坂不殘同十一月薄木村迄押出大洲領御代官立合にて加異見候得共不致承引同十三日内の子村迄罷越當領より郡奉行吉岡平右衛門其外諸役人入込加教訓願筋有之候はゞ存分に聞届可申旨申聞候得共不致合點奉行久松庄右衛門より證札を以て願筋如何の事にて聞届願の通可被仰付旨申遣候得共一圓不承引猶奉行連判にて右の通申遣候得共一向に不致應對同十五日中村谷宮迄押寄其人數三千人餘と相聞候得其實は二千八百四十三人と申事也諸役人も追々入込説諭致候得共一言の應對無之一遍に加藤遠江守様へ押もたれ御挨拶にて万事願筋の品迄も遠江守殿請合の上可致歸領左も無之候はゞ何國迄も立越致強訴覺悟に相聞依之家老中連判の證札を以大目付片岡七郎左衛門使者にて願筋は儘に何様の事にて聞届不殘願の通可申付旨被申聞候得共一切役員へは應對不致右に付七月十八日代官關助太夫普生山大寶寺へ教諭方の儀依頼及候

かくて大寶寺方丈等最も諭解につとめたる結果八月十二日に至り一揆の輩納得歸村するに至りしが水野信左衛門更に久万山に出張して解諭を申ねたり。

かくて藩は國老奥平久兵衛奉行穗阪太郎左衛門の出仕差留を命じたる七月廿二日を以て左の免税を實行したり。

- 一酒造家 運上御免 一油絞り 運上御免
- 一木綿問屋 運上御免 一紙問屋 口錢御免
- 一抹茶師 運上御免 一肴問屋 口錢御免
- 一旅人宿 口錢御免 一桶師 役銀御免
- 一紺屋藍壺 運上御免

尋て水野信左衛門（元文五年四月廿三日家老復職即ち一揆蜂起に先つこと一年なり）萬事の善後策を講じたるのみならず、曩に久兵衛の爲めに斥けられ尋て大阪に移住せし元の家老奥平藤左衛門は寛保元年十二月廿六日（一揆鎮定後四ヶ月なり）を以て松山に歸りて謀議に參したれば、前に非運に陥りしものは、醜て盛況を見るに至れり。

かくて寛保元年八月十五日奥平久兵衛を生名島に流したり。其際の申渡書左の如し。

家老 奥平久兵衛

生名島へ

其方儀先御代度々御不審相蒙隠居をも被仰付候得共我等家督初存意有之役儀申付候故格別懇意に申付候得は別て御爲め第一に存一己之愼も可有之候處手引を以筋目無之者之處へも相越時節柄不相應之饗應を受酒宴興に長じ其上常々賄賂を取負を以邪知之者之申分を信じ裁許正道無之權威を以下之痛をも不顧候故下賤之者恨を生じ此度久万山騷動之儀も出來既に家之大事にも可及程之儀に相成候段甚以不忠之至候依之扶持方取放遠島申付候勿論右之通故辨之儀引戻候

其他奉行穂坂太郎左衛門は二名島へ者頭脇坂五郎右衛門は大下島へ流され(後殺さる)服部源左衛門(久兵衛の子は)閉居を久松清左衛門は久万山へ塾居を命せらる、其他罰せられたる者甚だ多かりき。

因に云ふ、久兵衛の子息等は與平宇兵衛に養育を命せられたり。之に反し先に斥けられたる目付山田四郎兵衛伊藤三右衛門三浦正左衛門等皆勘氣を免せられ(寛保元年十二月廿六日)尋で寛保三年八月廿五日に至り山田伊藤三浦三人共従前の職に復せられぬ。

又右三人の斥けられし際遠島に處せられたる渡部次太夫と切腹を命せられたる山内與右衛門とに對しては左の示令ありき。

與右衛門悻 山内八次郎

渡部次太夫名跡被仰付先知百八十石被下置中與被仰付

同 山内岩次郎

亡父與右衛門先知百四十石被下置馬廻組入被仰付

因に云ふ文化十年十一月十二日に至り、與右衛門の孫升右衛門に祭祀料銀七枚を與へ天保三年百年忌の際更に銀三枚を與へたり。

かくて又與平久兵衛に對しては、松山叢談に左の記事あり。

寛延二年十月九日(遠島後八年)

目付 伊奈左仲
全 下村七兵衛

與平久兵衛別紙之通被仰付候間兩人罷越其段可申聞候尤配所圍之儀改て急度被仰付候間先仕切等爲致圍可申候且又家來四人共此方へ被差戻候間下役差添歸帆可申付候跡配所用事等は番人より相辨候様可致候

別紙

萬端相愼可罷有候處近頃愼薄く相聞候此度改て急度被差置候間此後彌以相愼可罷在候
右兩人中伊奈左仲は才智の人なりければ藩の内命に永く御安堵被遊候様にさある旨を察し下村と計つ

て生名島に赴き、久兵衛を殺したり。但し下手人は歩行目付城野五助なりと云ふ。藩はよりて兩人に遠慮を命じたれども僅に十三日間にして之を赦したり。此際久兵衛の子女は改めて服部源左衛門（久兵衛の子にして服部氏を襲へる者兼て塾居を命せられしなり）に同居せしめたり。こゝに於て全く久兵衛一件の落着を告ぐるに至れり。

思ふに久兵衛の奸計の程度如何を講究するは、即ち此問題の真相を知る所以なり。久兵衛が久万山を横領せんとて先づ之に重税を課し自家の領有となりて後俄に増徴するの謗を免れんとし、久万山住民の反抗に遭ひしは事實なるべく、自ら逞うせんとの準備として定英時代の執政者が享保飢饉の善後策其よろしきを得ざりしを名とし、且つ其身が新藩主定喬を薩邸より迎へたる關係あるより、其親任あるを利用し、皆之を斥け、殊に硬骨の評ある目付役山内與右衛門に切腹を命じたるにはあらざるか。但し其罪科は定英定章兄弟の間を離間せし罪云々とあれども、是一時兄弟不和の風説ありしを利用し山内を除く口實となしたるならん。之より其後久兵衛の奸謀と自恣とは益加はりしものゝ如くなりき。されば餌取文右衛門は久兵衛の所行を今治侯に告訴せし程なりと云ふ（元文二年即ち久万山一揆前四年）久兵衛はやがて之に入牢を命じたり。

然れども久兵衛が藩主を毒弑せし等の惡逆はなかりしなるべく、若しさる事ありとせば藩は必ず其家を絶ち其子女をも罰すべきに、久兵衛を遠島に處したるに止まり、死後其祀を存せしめ、其子女は之を其姻戚をして養育せしめたるのみならず、久兵衛の子養せし辨之丞は迎へられて後の藩主（定功）となり、定章の子も亦藩主（定靜）たる榮を負ひし等と、久兵衛の事を今治侯に訴へし餌取文右衛門は寛保四年（久兵衛遠島後三年）漸く出牢改めて興居島へ遠島に處せられたる事等に鑑みて、惡逆と迄には至らざりし事を知る。又與平久兵衛にしてさる奸計ありたらんには之に忌憚せられし山内山田伊藤三浦の人々は久兵衛遠島直ちに優待せらるべきに、寛保三年八月廿五日（久兵衛遠島後二年）に至り復役を命せられ、山内家の復興を命せられたるなり。此等の諸點より久兵衛の奸計の程度を忖度すべし。要するに定英時代より藩内は二黨に分れたるなるべく、察せらる。而して定英時代退隱の身なりし久兵衛が定喬の世に及んで俄に榮達し自恣の度を高めしなるべく、之に對して久兵衛に斥けられたる人々は久万山一揆の際に於て蹶起して久兵衛を斥けしにあらざるか。されば久万山一揆に關する善後策の講究實行者は皆定喬の初世中失意の人々たりしなり。

(乙) 宇和島藩の内訌。

宇和島騒動の俗説

俗説によれば、兼て宇和島藩主伊達秀宗の父政宗より特に秀宗に附せしめし忠誠嚴毅なる山家清兵衛公頼は、奸黨の忌む所となり、遂に元和六年六月廿九日其邸を襲撃せられ、

殺害の厄に遭ひぬ。此時公頼の母並に其妻は、難を逃れて、白瀧に登れりとし、或は共に殺害せられたりとし、或は其後山家の靈祟をなすと傳ふる等、諸説紛々として固より信を置き難し。

或は曰く、始め秀宗父政宗より、宇和島入部の費用として、金六万兩を借りしが、其辨償方法として、家中一般に御用達米を課し、五十石以下一步乃至一割、百石以上二割、五百石以上二割半、千石以上三割乃至五割の率によらむとす。家中之を喜ばず。山家清兵衛よりて引退せり。こゝに於て百姓より年貢を一割増に収納せむとす。百姓大に驚き城下北八幡河原に屯集し、二十餘村の農民之に加はり、其數數方に及ぶ。清兵衛出で、之を諭解し、一揆直ちに解散す。よりて清兵衛再び執政となり、其所信を斷行せむとす。反對論者五十餘名清兵衛を殺さむことを謀り、劍客杉林茂等之に加はり、遂に元和六年六月廿九日清兵衛を其邸に襲殺す云々。稍信に近きが如しと雖も、固より信じ難し。今宇和島吉田兩藩誌並に鶴鳴餘韻によりて、其信すべき事項を記述せむとす。

所謂宇和島騒動の真相

(一) 始め伊達秀宗の宇和島に封せらるゝや、其父政宗は、櫻田玄蕃並に山家清兵衛をして、附家老となり、補佐の任に當らしめたり。諸士分限帳によれば、

七千石	桑折左衛門	千九百五十石	櫻田玄蕃
千石	山崎式部	千五百石	志賀右衛門

千石 山家清兵衛

千石 尾川肥前

(以下略之)

とあり。而して櫻田と山家と意見の衝突ありし事は、元和六年正月幕府より大阪城の修築を命ぜられし際、兩人其總奉行とし、任に赴きしが、意見合はず。山家は中途よりして、宇和島に歸り、事情を具陳せしかば、秀宗は櫻田を詰責せる書翰を櫻田に送りたる事あり。是れ其一例と見るべきなり。

(二) 宇和島藩の國老中櫻田玄蕃は、侍大將として、専ら軍備の事に任じ、山家清兵衛は惣奉行として政務を支配したり。由來清兵衛は政宗の父輝宗の夫人最上家より入興の際、其隨従として來り、遂に伊達氏の家臣となりしものゝ系に屬し、五十貫の地を領したるものなり。而して秀宗の補任として、清兵衛宇和島に赴くに及び、其長子喜兵衛をして、其地を領せしめ、仙臺に於て別に家をなさしめたり。而して清兵衛には、宇和島に於て千石を給せられたる等、政宗の優遇自ら衆と異なるものありて、他の嫉視を招きしは、自然の情なりき。

(三) 秀宗宇和島入國の際、國用多端なりしを以て、其支出を父政宗に仰ぎしが、やがて、之が返済方法に關して、物議を生じたり。即ち甲は曰く父子の間柄なれば、必ずしも返済を要せざるべし。乙は曰く、永年賦にて返納すべし。丙は曰く、之を民間に割當て徵集すべしと。清兵衛論じて曰く、浦里へ

御用金を掛くるは民百姓の難儀なり。又永年賦も困難なれば、寧ろ宇和島十萬石の中より、三萬石を返納し、之にて借入金皆済の計を採るべし。清兵衛の議の如くなれば、自然家中諸臣の祿高も、一時減少せざるを得ず。而して此際は秀宗入部後間もなき事にして、家中諸臣も經費多端の時なりしかば、之に反對するもの頗る多かりしが、清兵衛遂に群議を排し、元和四年より之を實行すること、決し、やがて宇和島町外れ北口に仙台役所を建て、之が實行に着手したり。是れ慥に山家排斥派の乗する所となりしなり。

(四)秀宗は父政宗の意を體し、深く清兵衛に信頼せしことは、大阪城修築の際櫻田を詰責したるに徴しても明らかなり。然れども秀宗はもと豊臣秀頼と共に桃山城にありて、華奢の中に生長したれば、清兵衛が毅然として節約勵行を迫るに對しては、多少快からざるものありしにはあらざるか。奸黨之に乗じて遂に其命なりと稱し、山家黨を除くに至りしなるべし。

かくて、元和六年六月廿九日山家清兵衛切腹を命せられ、二男治部(十九歳)三男丹治(十四歳)四男美濃(九歳)皆之に殉す。(仙台山家氏の家傳による)清兵衛死に臨み、長男喜兵衛の婦に遺命して曰く、「我が身命は既に故國を去る時より、君公に捧げしもの、今や一死以て奉公の義を致す。素より我が本懐のみ、今死すとも我が靈は茲土に止まりて永く君家の安泰と國家の昌寧とを守護せむ。汝等

宜しく故國に逃れて、大君(政宗)及び喜兵衛(長男)に之を傳へよ」と從容として死す。時に年六十歳なり。此時清兵衛の妹婿塩谷内匠父子(帶刀十九歳勘太郎十四歳)亦之に殉し、山家氏の姻戚たりし、渡瀬太郎兵衛駒木根主膳は走つて大洲に通れ、清兵衛の甥峯金三郎は自殺を遂げたり。

因に云ふ。山家氏遭難の後、七月十四日夜清兵衛の母並に内室(名すみ)は、日振島庄屋清家久左衛門の厚意によりて、仙臺に歸り、母は出羽の郷里に死し、内室は再び來りて、北宇和郡丸穂村金剛山正眼院に詣り、遂に土佐國高岡郡仁井田村に移ると傳ふ。然れども清兵衛死せし時年六十歳にして其母のなかりし事は鶴鳴餘韻にも記述せられたり。而して又内室並に長男喜兵衛の妻は、仙臺に歸着したること、仙臺山家氏の記録に存すれば、前述の傳説は信を置き難し。又俗傳に清兵衛妻子共に襲殺せらるることなすは固より妄なることを知るべし。

次に、傳ふる所によれば、清兵衛の遺骸は日振島庄屋清家久左衛門の同情によりて、深夜西谷に葬り、諡して心溪常涼禪定門と云ひ、後享保年間に至り天祥院の院號並に居士號を追諡すと云ふ。かくて、寛永九年八月(清兵衛死後十二年)正眼院(北宇和郡丸穂村)にて桂林院殿の佛事勤仕中、俄然大風吹き起り、本堂の梁落ちて、櫻田玄蕃は即死を遂げたり。かくて世は清兵衛の冤を訴ふることに切なりしが、秀宗亦之を察し、小祠を城北森安なる八面大荒神の社隅に營み、兒玉明神として祭祀

し、尋で祠を檜皮社に移し、承應二年六月廿四日（清兵衛死後卅三年）竣功し社號を山頼和靈神社と稱せり。後明暦二年六月向山に遷し、寛文七年六月再び、森安に遷し、享保十六年三月鎌江城址に遷せり。現在の和靈神社即ち是なり。

第九章 寛政の治と伊豫

寛政の治に就て

徳川十代將軍家治薨じ嗣なきを以て、家齊一橋家より入りて大統を嗣ぎたり。

然れども家齊此時年僅に十四歳なれば、其補佐として適才を選ばざるべからず。よりて松平定信を擧げて、老中に任じ、田沼時代の弊政を一洗せしむることとせり。定信は田安宗武（八代將軍吉宗の子なり）の第七子にして、出で、岩城白川十一万石松平定邦の養嗣となりしものなり。而して定信の兄定國は伊豫松山藩主松平（久松）定靜の家を嗣ぎたれば、其政策を援けて、共に治績の美を濟さむとしたりは偶然にあらざるなり。加之定信の夫人隼姫は大洲藩主加藤泰武の女にして、天明五年を以て婚嫁したるものなり。（定信の先夫人峯子即ち松平定邦の女は天明元年十一月卒去せしなり）之れによりて考ふれば、定信と伊豫との關係は、眞に密なりと謂ふべきなり。而して世に所謂寛政の治とは

天明七年六月定信が老中に任せられたるより、寛政五年七月其辭任に至るまで在職七年間を概稱す。

（参考）定信天明七年六月老中に任せられし際は、猶尾張水戸紀伊三家合議の制なりしが、天明八年三月に至り補佐に任せられしを以て、ここに執政の大任を負ふに至れるなり。

寛政の治の概況は、ここに之を詳述するの餘裕を有せずと雖も、之を左の要項に分つことを得べし。

一 儉約令の勵行。天明七年より三年間、寛政元年より五年間、寛政六年より十年間之を實行したり。

二 貯蓄法の獎勵。（い）寛政二年圍米の法を實行せしめ、石高一万石に付五十石の割合にて、五ヶ年間米を貯蓄せしむ。之は全國に令して施行せしめたり。

（ろ）七分積金の法。寛政三年示令して之を江戸市中に實行せしめたり。之は江戸市中の經費の五年間に於ける平均額を見出し、毎年の入費其額より少き時は、其差額の一分は臨時の費用とし、二分は地主の増收とし、七分は之を積み立てしむるの法なり。

三 寛政異學の禁。寛政二年五月令して、大學頭林氏の門人にして朱子學以外の學を信奉するを止め、同七年更に令して、朱子學を宗とせざるものは、任官を停止したり。是れ全く思想統一の爲めに、企畫せられたるものなるべし。

四 文武の業を勵まし風俗の改善を圖る。

伊豫に於ける諸藩の施設

以上各項に對して、伊豫諸藩の施設に就て一顧するに、

第一項 儉約令の實行に對しては、諸藩固より同様なるが如きも、**宇和島藩**の如きは、兼てより綿服を奨励し、歌舞妓芝居の類を停止したりしが、重ねて之を勵行し、百姓の雪駄桐油合羽の類を使用するを禁じ、又庶民の音曲を習ふをどめ、菓子竹輪蒲鉾の製法にまで制裁を加ふるに至りしは、全く其影響ならずとせざるなり。

第二項 貯蓄法の奨励に對しては、**松山藩**享保の蝗害に際し飢民多かりしに鑑み、安永四年既に非常圍糶（後安永四年非常水旱災豫備米と稱す）と稱して、貯米の法を實行したり。是れ寛政二年に先つこと正に十三年なり。即ち久万山凶荒豫備米に關する記録によれば、同地方の分、米二千三百六十三俵、安永度非常豫備米。二百俵郡役人差配米とあり。郡役人差配米とは、大庄屋の差配に渡されたるものにして、久万山地方にては、之を一割利付にて貸付け、利子二十俵を得て、年々大庄屋の給料に充てたりと云ふ。

又別に明門元備（アキカドモトゾナ）と稱する法あり。之は連年災害の爲め、戸口減少するを以て、藩主より特に米金を惠與して、家屋建築及び農具買入の資本となさしめしものなり。

（参考）久万山地方は、寶永享保の頃は、人口二万人を超えたりしが、享保十七年の蝗害の爲め、減じて一万七千人となり、天明

天保の飢饉には、更に減少して、一万二千九百人となれり。然るに明門元備法實施以來復一万八千人に近づけり云ふ。

大洲藩にありても貯米の法を實行せしが、其寛政五年に實施せし制によれば、各村の石高一石に付米一升を出さしめて、之を貯蓄し、希望者に貸與して、利殖し、利米を以て救助の資に供したり。

（参考）寛政七年五月の規定には田高一石に付米一斗畑高一石に付米二斗を標準とし、藩主は其總高に對する二歩の米を下賜

し、之を合せて貯蓄せしむることせり。かくて享和三年には、貯穀高千八百七十九石に達し、文政二年に至つては、大小貯穀利殖の高二千七百四十七石餘に及べりと云ふ。

第三項 寛政異學の禁に對しては、各藩教育概説の部に記述するを以て、こゝには單に其要點をのみ記述すべし。

松山藩に於ては、之より先祖徠學堀河學等非常に盛なりしが、異學の禁令の發せらるゝと共に、徠徠學を奉じたる杉山熊台、堀河學を奉じたる中村夢洲の如き、同じく由井冠山の如き、皆家學をすて、朱子の學を奉ずるに至り、熊台門下の日下伯巖は藩命を受けて、昌平校に學ぶに至れり。此時村田箕山が崎門學を、野田石陽が徠徠學を改めざりしは有名なる事實なりとす。

大洲藩にありては、川田雄琴以來王陽明の學派最も盛況を極めたりしが、此禁令と共に、雄琴の裔資敬をして其學職を罷めて、御廣間御番に轉せしめ、朱子學を興すに至りたり。されば之に平かならざ